

平成 2 4 年度

包括外部監査結果報告書

「教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について」

倉敷市包括外部監査人

加瀬野忠吉

目 次

第 1 章	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の体制	1
5	利害関係	1
6	監査テーマの選定理由と具体的な監査のチェック項目	2
7	包括外部監査の手続・経過	3
第 2 章	倉敷市教育委員会の概要	8
1	倉敷市教育委員会の組織・職員数	8
2	倉敷市の教育行政施策の内容	13
3	倉敷市教育委員会の予算	15
第 3 章	倉敷市行財政改革プラン 2011	28
1	倉敷市における行財政改革の経緯と現状認識	28
2	計画の概要	28
3	具体的な実施項目	28
第 4 章	監査にあたって	31
1	監査にあたっての視点	31
2	報告書で取り上げた事業及び施設について	33
第 5 章	監査の結果及び意見	34
第 1 節	総論	34
1	はじめに	34
2	全体意見	34
第 2 節	各論	43
1	学校給食運営事業	44
2	私立幼稚園助成事業	70
3	就学援助事業	80
4	奨学金給付貸付事業	85

5	指導関係特別事業（外国人英語講師）	91
6	指導関係補助金	96
7	情報学習センター	104
8	図書館	109
9	公民館	133
10	美術館	162
11	少年自然の家	172
12	科学センター	186
13	資料館	195
14	伝統美観地区修景事業	202

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下、「自治法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 監査の対象

（1）対象事項（選定した特定の事件）

教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について

（2）対象箇所

倉敷市教育委員会の対象事項に係る全部局及び所管の財政援助団体

（3）監査対象年度

平成23年度。ただし、必要に応じて平成22年度以前も監査の対象とする。

3 監査の実施期間

平成24年5月2日から平成25年2月19日まで

4 監査の体制

包括外部監査人	弁 護 士	加 瀬 野 忠 吉
同補助者	公認会計士	宮 崎 栄 一
同補助者	公認会計士	上 坂 岳 大
同補助者	弁 護 士	長 谷 川 威
同補助者	弁 護 士	小 松 原 玲 子

5 利害関係

包括外部監査人及び各補助者は、いずれも監査の対象とした事件について、自治法第252条の29に規定する一切の利害関係を有していない。

6 監査テーマの選定理由と具体的な監査のチェック項目

(1) 監査テーマ選定の理由

倉敷市では、平成8年2月に「倉敷市行財政改革大綱」を策定して以降、行財政改革の実施を継続して行ってきた。そして、最近の地方公共団体を取り巻く環境の変化、特に地方分権の推進や経済状況・財政構造の変化、インフラ・施設の大規模修繕時期の到来等を踏まえて、平成23年1月には「倉敷市行財政改革プラン2011」を策定し、上記のような社会経済状況の変化に対応した行財政改革の推進を行うこととしている。

そして、平成23年3月に策定された倉敷市第六次総合計画及びその構想実現計画2011では、「教育・子育て」が倉敷市として取り組む最も重点的な施策として掲げられ、平成23年度一般会計予算に占める教育費の割合は、8・6パーセントと相当の割合を占めている。

最近の社会情勢からすれば、教育行政の推進が重要な行政課題であることは否定できないが、上記のような地方公共団体を取りまく環境の変化による厳しい財政状況において、教育行政そのものもはや聖域ではなく、教育行政においても、その有効性、効率性、経済性の観点からの見直しが必要であると考えられる。

したがって、教育行政を所管する教育委員会の事務について、その有効性、効率性、経済性の観点から監査を実施することの意義があると考え、特定の事件として選定した。

(2) 具体的な監査のチェック項目

本監査の実施にあたっては、倉敷市教育委員会の事務及び所管の財政援助団体の管理運営事務について、その合法性、妥当性、有効性、効率性、経済性及び手続の適正性を中心に監査することとし、具体的には次の項目を中心として調査・検討を行った。

ア 事業の監査について

(ア) 事業の必要性が認められるか。

(イ) 事業目的との関係で、妥当な事業内容が効率的に実施されているか。

(ウ) 事業にかかる契約は、適法・適正に実施されているか。

特に、①入札・契約手続は適法かつ妥当か、②入札・契約手続の透明性・客観性・競争性は確保されているか、③予定価格は妥当か、④契約内容は適正か、⑤契約履行の管理・確認検査は適正に実施されているか。

(エ) 事業の実施にあたり、補助金等が交付されている場合は、①補助対象事業の公益性（補助金交付の妥当性）は認められるか、②補助対象事業と補助金使用の関連性は認められるか、③補助効果の観点からの整理・見直しがなされているか（過去の実績から、必要性の検討がなく継続されていないか）、④実績報告等の書類の内容が適正か。

(オ) 貸付金等の債権管理は適正に行われているか。具体的には、①債権の延滞の状況は把握されているか、②回収手続きは適正に行われているか、③延滞債権管理は適正か、④償還免除・履行期間延長についての手続きは適正か。

イ 施設の監査について

(ア) 施設の目的との関連で、施設が有効に利用されているか。

(イ) 施設管理の形式（直営・指定管理）は、施設の目的・業務内容等から判断して妥当か。指定管理者の選定手続きの適正性（公募・非公募の区別・選定委員の構成等）、管理要綱・契約内容は適法かつ適正か。

(ウ) 施設の管理は適正に行われているか。

(エ) 施設利用者の意見の聴取及び運営管理への反映がなされているか。

(オ) 施設管理にかかる契約は、適法・適正に行われているか（上記ア（ウ）と同じ）。

(カ) 会計処理は適正になされているか。

(キ) 金銭出納管理、物品管理、固定資産管理等の内部管理は適正に行われているか。

7 包括外部監査の手続・経過

(1) 包括外部監査契約の締結

当職は、平成24年4月1日、倉敷市との間で、自治法第252条の27第2項に定める包括外部監査契約を締結した。

(2) 包括外部監査人補助者の選任

当職は、包括外部監査業務を補助させるため、次の弁護士及び公認会計士を補助者に選任した。

公認会計士 宮 崎 栄 一

公認会計士 上 坂 岳 大

弁 護 士 長 谷 川 威

弁 護 士 小 松 原 玲 子

(3) 調査の実施

監査テーマの選定のため、平成24年5月2日から同年5月23日までの間、対象事項に関係する関係部局から事情聴取を行った。

(4) 監査テーマの選定

予備調査の結果を踏まえ、検討した結果、監査テーマを「教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について」と決定し、平成24年5月25日、倉敷市長及び倉敷市監査委員に通知した。

(5) 調査の実施

ア 資料の調査と分析

倉敷市教育委員会の所管するすべての事業について、所管部局からその概要を調査するとともに、条例、規則、契約書、その他の関連する文書、資料ならびに管理運営に関する文書、資料等について精査し、分析を行った。

イ 所管部局からの事情聴取

所管部局から監査対象事項について説明を求め、事情を聴取するとともに、書面による報告及び資料の提出を求めた。

ウ 現地査察

上記資料の調査・分析及び事情聴取の結果、特に実際の施設や資料を確認する必要があるものについては、できる限り、各施設に赴き、現地査察を実施した。

なお、実際に現地調査を実施した施設は、下記のとおりである。

① 情報学習センター

② 東陽中学校

- ③ 茶屋町小学校
- ④ 南中学校
- ⑤ 大高小学校
- ⑥ 福田南中学校
- ⑦ 第四福田小学校
- ⑧ 市民学習センター
- ⑨ 科学センター
- ⑩ まきび記念館
- ⑪ 少年自然の家
- ⑫ 岡山市立少年自然の家
- ⑬ 中央図書館
- ⑭ 児島図書館
- ⑮ 倉敷公民館
- ⑯ 水島公民館
- ⑰ 連島公民館
- ⑱ 真備公民館

(6) 監査報告書の作成

上記監査結果を整理、検討して、本報告書を作成した。

なお、本報告書の「第5章 監査の結果及び意見」において、監査の結果についての報告事項としての「指摘事項」の有無及び監査の結果に関する報告に添えて提出する「意見」を記載している。なお、「指摘事項」とは、事務の執行が、法令・条例に違反し（違反のおそれが高い場合を含む）、又は著しく妥当性を欠き、改善を要する事項を意味し、また、「意見」とは、指摘事項には該当しないが、組織の運営及び事務の有効性、効率性及び経済性の観点から、改善が望ましい事項を意味している。

(7) 本包括外部監査の詳細な日程等は、図表1「日程表」のとおりである。

図表1 日程表

年	月	日	曜	内容	加瀬野	宮崎	上坂	長谷川	小松原
24	5	2	水	倉敷市の組織、予算等の概要ヒアリング	3.5			3.5	3.5
		11	金	テーマ選定打ち合わせ	1	1	1	1	1
		16	水	テーマ選定打ち合わせ	1	1	1	1	1
		23	水	教育委員会概要ヒアリング	6	6	6	2	6
		30	水	テーマ選定打ち合わせ	1	1	3	3	1
		31	木	計画作成			1		
		5月計(時間)			12.5	9	12	10.5	12.5
	6	1	金	監査徴求資料についてとりまとめ・打ち合わせ	1	6			1
		13	水	ヒアリング調査	6	6	6	2	6
		29	金	ヒアリング調査	6	6	6	6	6
		6月計(時間)			13	18	12	8	13
	7	4	水	追加依頼資料検討					1.5
		9	月	ヒアリング調査、検討	6	6	6	6	6
		11	水	監査計画作成					1.5
		17	火	監査計画作成			1.5	2	2.5
		26	木	ヒアリング調査、検討	3	6			6
		31	火	ヒアリング調査、検討		6			4
		7月計(時間)			9	18	7.5	8	21.5
	8	3	金	現地調査	6		6	6	
		7	火	現地調査等打ち合わせ				2	
		10	金	現地調査、ヒアリングの実施	4	6	6	6	6
		22	水	現地調査	6	6	6	6	6
		28	火	ヒアリング調査、検討		6			6
		30	木	現地調査、打ち合わせ	2	2	2	3	2
		8月計(時間)			18	20	20	23	20
	9	5	水	給食費監査、現場視察	5	6	6	6	5
		11	火	給食費監査、現場視察		6			5.5
		14	金	ヒアリング調査			6	6	
		18	火	調査結果に関するミーティング			1	1	
		19	水	資料整理、まとめ		6			
		20	木	資料整理、まとめ、ヒアリング調査		6	6	6	4.5
		27	木	給食費監査、現地調査	6	6	6	6	6
		9月計(時間)			11	30	25	25	21
	10	4	木	資料整理、まとめ、現地調査		6	6	6	6
		9	火	資料整理、まとめ		6			6
		16	火	資料整理、まとめ		6	4	4	
		24	水	打ち合わせ、報告書作成			4	3.5	
		10月計(時間)			0	18	14	13.5	12
	11	1	木	調査結果まとめ	6	6	2	6	4
		5	月	調査結果まとめ			5.5		
		14	水	報告書原案作成	4			5	5
		15	木	資料整理まとめ		6			
		22	木	調査結果まとめ			4		
		29	木	調査結果まとめ	3.5	6	6	6	6
		11月計(時間)			13.5	18	17.5	17	15

年	月	日	曜	内容	加瀬野	宮崎	上坂	長谷川	小松原	
24	12	4	火	報告書まとめ		6				
		5	水	報告書まとめ		6			6	
		6	木	報告書まとめ		6				
		9	日	報告書作成				6		
		11	火	報告書まとめ		6			6	
		12	水	報告書作成	6		6	6	6	
		16	日	報告書作成				6		
		19	水	報告書まとめ		6			3.5	
		20	木	報告書作成	3		6	6	6	
		21	金	調査結果まとめ			6			
		23	日	報告書作成				4		
		24	月	報告書作成				4		
		25	火	報告書作成				4		
		26	水	報告書まとめ	4	6	6	6	6	
		28	金	報告書作成	5		6	3		
		29	土	報告書まとめ		6		4	3	
		30	日	報告書まとめ	6	6				
		31	月	報告書まとめ		6				
		12月計(時間)				24	54	30	49	36.5
	25	1	5	土	報告書まとめ	1.5	6			1.5
			6	日	報告書まとめ		6			
			7	月	報告書まとめ		6			
			8	火	報告書まとめ・原稿打ち合わせ・視察	6	6	6	6	5
			9	水	報告書作成	3				
10			木	報告書まとめ	3	6				
11			金	報告書まとめ		6		6		
13			日	報告書まとめ		6				
14			月	報告書原稿打ち合わせ	5	6	6	4.5	4.5	
15			火	担当課追加ヒアリング・報告書まとめ		6			6	
16			水	調査結果のまとめ			6			
17			木	報告書作成				2		
18			金	報告書まとめ		6				
20			日	報告書まとめ		6				
21			月	報告書作成					4	
25			金	意見調整	2		2	2		
28			月	調査結果のまとめ			3			
29			火	担当課追加ヒアリング・報告書原稿打合せ・意見調整	2.5	3			2.5	
30			水	報告書まとめ		2			2	
31		木	担当課追加ヒアリング・報告書原稿打合せ・報告書作成	2.5	5	2	2	4.5		
1月計(時間)				25.5	76	25	22.5	30		
2		14	木	報告書まとめ	2					
		16	土	報告書まとめ	5					
		19	火	報告書まとめ	3					
2月計(時間)				10						
総合計(時間)				136.5	261	163	176.5	181.5		

(6時間以上の執務の場合は6時間として記載した)

第2章 倉敷市教育委員会の概要

1 倉敷市教育委員会の組織・職員数

- (1) 平成23年度の倉敷市教育委員会の組織及び事務分掌は、図表2のとおりである。

図表2

教育委員会	
事務局	
人権教育推進室	(1) 人権教育全般に関する企画調整に関すること。 (2) 人権教育についての連絡調整に関すること。 (3) 人権教育の指導に関すること。 (4) 人権教育資料の作成、収集及び提供に関すること。 (5) 他部の分掌に属さない人権教育に関すること。
教育総務課	(1) 教育行政全般の企画調整に関すること。 (2) 教育委員会の会議及び秘書に関すること。 (3) 陳情、請願及び広報に関すること。 (4) 教育委員会規則、規程等に関すること。 (5) 公告式に関すること。 (6) 公印の管理に関すること。 (7) 儀式及び教育委員会表彰に関すること。 (8) 市費職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。 (9) 市費職員の定数配置及び勤務成績の評定に関すること。 (10) 市費職員の給与(請手当を含む。)及び旅費に関すること。
総務係	(11) 市費職員の福利厚生及び職員共済組合に関すること。 (12) 市費職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。 (13) 臨時職員に関すること。 (14) 寄附採納に関すること。 (15) 授業料及び保育料等に関すること。 (16) 学校の経理に関すること。 (17) 学校物品の整備に関すること。 (18) 文書の受発及び保存に関すること。 (19) 教育委員会の情報化推進の総括に関すること。 (20) 情報学習センターに関すること。 (21) その他庶務に関すること。
経理係	
情報学習センター	情報学習の支援及び情報教育の推進を図るほか、次の事務をつかさどる。 (1) 情報学習センターの運営管理に関すること。 (2) 情報教育に係る調査、研究、企画立案及び総合調整に関すること。 (3) 教育委員会が活用するネットワークの運用及び関連機器等の維持管理に関すること。 (4) 情報教育に係る教材の収集及び機材の整備計画に関すること。 (5) 情報教育に係る指導及び技術の提供に関すること。 (6) 情報教育に係る研修会等の開催に関すること。 (7) 食数情報学習センター運営審議会に関すること。
教育施設課	(1) 学校・園その他の教育施設の建築及び営繕に係る計画並びに維持管理に関すること。 (2) 教育財産(物品を除く。)の処分に関すること。 (3) 教育財産の実態調査に関すること。 (4) 教育財産台帳に関すること。 (5) 学校施設関係国庫補助に関すること。
学校教育部	
学事課	(1) 学校教育の企画に関すること。 (2) 学校・園の設置及び廃止に関すること。 (3) 学校・園の組織編成及び管理運営に関すること。 (4) 県費負担教職員の人事、給与及び免許に関すること。 (5) 市費教育職員の人事に関すること。 (6) 県費負担教職員の服務及び勤務条件に関すること。 (7) 県費負担教職員の表彰に関すること。 (8) 通学区域の設定又は変更に関すること。 (9) 就学事務及び就園事務に関すること。 (10) 就学奨励及び就園奨励に関すること。 (11) 奨学金の貸付及び給付に関すること。 (12) 市立高等学校の入学者選抜に関すること。 (13) 学区審議会に関すること。 (14) 奨学生選考委員会に関すること。 (15) 所管に係る「よい子いいいのまち食数」の企画及び総合調整に関すること。
指導課	(1) 教育課程の編成に関すること。 (2) 学習指導及び生徒指導に関すること。 (3) 人権教育に関すること。 (4) 教科用図書採択及び教科書無償措置に関すること。 (5) 教科書以外の教材に関すること。 (6) 教育研究団体の指導育成に関すること。 (7) 教育センターに関すること。
特別支援教育推進室	(1) 特別支援教育に関すること。 (2) 特別支援教育就学指導委員会に関すること。
教育センター	教職員の研修、幼児教育、特別支援教育及び適応指導等、本市の教育の振興を図るほか、次の事務をつかさどる。 (1) 教育センターの運営管理に関すること。 (2) 教育関係機関、施設、団体等の協力体制のための連絡、調整に関すること。 (3) 各学校との情報ネットワーク化による情報、資料の収集、提供に関すること。 (4) 教育に関する調査、研究及び教育関係職員の研修に関すること。 (5) 情報処理教育等の研修、学業、性格、進路等生徒指導に関すること。 (6) 幼児の親に対する育児、就園、就学相談に関すること。 (7) 幼児教育に関する調査、研究及び研修に関すること。 (8) 障害児の就学、進路指導等の相談に関すること。 (9) 障害児の検査、診断の実施及び早期治療、訓練法等の相談に関すること。 (10) 不登校児童生徒に対する相談、指導、自立援助に関すること。 (11) 食数教育センター運営委員会に関すること。
保健体育課	
保健体育係	(1) 学校保健及び学校安全に関すること。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 (3) 学校給食に関すること。 (4) 学校保健関係団体に関すること。 (5) 学校保健関係国庫補助に関すること。
学校給食係	(6) 学校給食共同調理場の総括調整に関すること。 (7) 学校児童生徒給食対策委員会に関すること。 (8) 学校体育の指導及び助言に関すること。 (9) 学校体育関連教職員の研修に関すること。 (10) 児童生徒の体育・スポーツ活動の推進に関すること。 (11) 学校体育の調査、研究及び資料提供に関すること。 (12) 学校体育団体の指導及び助言に関すること。 (13) 学校体育施設整備の国庫補助事務に関すること。
倉敷学校給食共同調理場	学校給食共同調理場は、学校給食の調理に関する業務をつかさどる。
倉敷北学校給食共同調理場	
玉島学校給食共同調理場	
庄学校給食共同調理場	
船穂学校給食共同調理場	
真備学校給食共同調理場	
生涯学習部	
生涯学習課	(1) 生涯学習の振興に係る企画調整に関すること。 (2) 社会教育委員に関すること。 (3) 生涯学習基本計画に関すること。 (4) 社会教育行政の企画に関すること。 (5) 青少年対策に係る総合的な企画並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 成人教育及び青少年教育に関すること。 (8) 学校施設開放事業に関すること。 (9) 社会教育関係団体(子ども会連合会及び婦人協議会を除く。)の指導育成に関すること。 (10) 青少年問題協議会に関すること。 (11) 青少年健全育成対策本部及び青少年問題事務連絡会議に関すること。 (12) 青少年健全育成に関する地域組織活動の推進に関すること。 (13) 青少年育成センターに関すること。 (14) 少年自然の家に関すること。 (15) 所管に係る「よい子いいいのまち食数」の企画及び総合調整に関すること。 (16) その他青少年の健全育成及び非行防止に関すること。
青少年育成センター	青少年の健全な育成保護を図り、非行を防止する業務のほか、次の事務をつかさどる。 (1) 青少年の街頭補導及び継続指導に関すること。 (2) 少年相談に関すること。 (3) 青少年関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 (4) 青少年育成センター運営協議会に関すること。
少年自然の家	少年達に野外活動及び集団宿泊生活を体験させ、心身ともに健全な青少年を育成する業務のほか、次の事務をつかさどる。 (1) 少年自然の家の施設、設備の維持管理に関すること。 (2) 少年自然の家の使用許可及び使用料の徴収に関すること。 (3) 由加体育館に関すること。

文化財保護課		(1) 文化財保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 伝統的建造物群保存地区に関すること。 (4) 伝統的建造物群等保存審議会に関すること。 (5) 伝統美観の保存に関すること。 (6) 伝統的建造物群保存地区の景観保全に関すること。 (7) 可並み保存に関すること。 (8) 文化財関係団体に関すること。 (9) 埋蔵文化財センターに関すること。 (10) 歴史民俗資料館に関すること。 (11) 旧柚木家住宅に関すること。 (12) 磯崎眠亀記念館に関すること。 (13) 真備ふるさと歴史館に関すること。 (14) まきび記念館に関すること。
埋蔵文化財センター		埋蔵文化財を保護、保存するとともに、埋蔵文化財保護思想の普及を図り、市民の教育文化の向上に関する業務のほか、次の事務をつかさどる。 (1) 埋蔵文化財センターの運営管理に関すること。 (2) 埋蔵文化財センターの所蔵する資料の利用に関すること。 (3) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。 (4) 埋蔵文化財の展示及び講座に関すること。 (5) 法令等に基づく開発の事前協議に関すること。 (6) 倉敷市文化財保護審議会に関すること。
〔倉敷市歴史民俗資料館〕		歴史民俗資料館は、郷土の歴史、民俗、教育等に関する資料を収集し、保存展示し、市民の教養の向上、調査研究等の業務をつかさどる。
〔福田歴史民俗資料館〕		
〔玉島歴史民俗海洋資料館〕		
〔真備歴史民俗資料館〕		
〔磯崎眠亀記念館〕		同氏が使用していた建物、作品及び関係資料を収集し、保存展示し、市民の教養及び文化の向上に関する業務をつかさどる。
〔真備ふるさと歴史館〕		岡田藩等に関する歴史資料の収集、保管及び活用を図り、市民の教養及び文化の向上に関する業務をつかさどる。
〔旧柚木家住宅〕		江戸中期の庄屋建築の遺構を保存し、玉島地区の景観保存の推進並びに市民の教養及び文化の向上に関する業務をつかさどる。
〔まきび記念館〕		吉備真備の功績を記念し、関係資料の収集、保管及び活用を図り、市民の教養及び文化の向上に関する業務をつかさどる。
中央図書館		図書館は、図書、記録、その他必要な資料を収集保存し、市民の利用に供し、教養等の向上に関する業務のほか、次の事務をつかさどる。
― 庶務係		(1) 図書館の施設、設備の維持管理に関すること。 (2) レファレンスに関すること。 (3) 利用者の接遇に関すること。
― 奉仕係		(4) 資料の貸出、返却に関すること。 (5) 読書会、読書会等の行事に関すること。 (6) 図書等の寄贈、寄託に関すること。
水島図書館		
― 児島図書館		2 中央図書館には、庶務係、奉仕係を置き、前項のほか次の事務をつかさどる。
― 玉島図書館		(1) 図書館の総合企画及び調整に関すること。 (2) 郷土及び地方行政資料の収集と案内に関すること。 (3) 広報及び利用統計に関すること。 (4) 図書館協議会に関すること。 (5) 自動車文庫に関すること。 (6) 美術館及び自然史博物館を含めた設備管理に関すること。
― 船穂図書館		
― 真備図書館		
美術館		美術品等を収集し、保管し、展示して市民の美術に関する知識及び教養の向上に関する業務のほか、次の事務をつかさどる。
		(1) 美術館の施設管理及び利用の調整に関すること。 (2) 展示室等の使用許可及び使用料に関すること。 (3) 観覧料に関すること。 (4) 資料の閲覧、貸出し及び撮影等に関すること。 (5) 資料の寄贈、寄託に関すること。 (6) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。 (7) 広報及び利用統計に関すること。 (8) 美術館協議会に関すること。 (9) 美術資料選考評価委員会に関すること。
自然史博物館		自然史に関する科学について資料を収集し、保管し、展示するとともに、その調査研究及び普及指導を行い、市民の教養文化の向上に関する業務のほか次の事務をつかさどる。
		(1) 自然史博物館の施設管理及び運営に関すること。 (2) 使用許可、使用料及び観覧料に関すること。 (3) 案内書、目録、解説書、調査研究の報告書等の刊行に関すること。 (4) 刊行物等のあつせんに関すること。 (5) 講演会、講習会及び研究会等の開催に関すること。 (6) 資料の寄贈、寄託に関すること。 (7) 資料の閲覧、貸出しに関すること。 (8) 自然史博物館協議会に関すること。 (9) 関係機関、団体の協力に関すること。
ライフパーク倉敷		
市民学習センター		市民学習センターは、市民の生涯学習活動を促進し、市民文化の充実振興を図るほか、次の事務をつかさどる。
― 倉敷公民館		(1) 市民学習センターの運営管理に関すること。 (2) ライフパーク倉敷の庶務、連絡調整等運営管理に関すること。 (3) ライフパーク倉敷の施設の維持、補修及び機械設備の点検、整備に関すること。 (4) 市民学習センターの施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること。 (5) 生涯学習情報の収集、提供に関すること。 (6) 図書、テープ等情報資料の利用に関すること。 (7) 視聴覚教育の教材、機材等の収集、整備、保管及び利用に関すること。 (8) 生涯学習事業の実施に関すること。 (9) 公民館事業の総合調整に関すること。 (10) 女性、青年教育に関すること。 (11) 人権教育の推進に関すること。 (12) 公民館等運営審議会に関すること。 (13) 社会教育関係団体(子ども会連合会及び婦人協議会に限る。)の指導育成に関すること。
― 地区公民館(9)		
― 水島公民館		
― 地区公民館(4)		
― 児島公民館		
― 地区公民館(5)		
― 玉島公民館		公民館は、市民の生活文化の振興、社会福祉の増進に関する事務及び業務のほか、次の事務をつかさどる。
― 地区公民館(6)		(1) 公民館の施設、設備の維持管理に関すること。 (2) 公民館の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
科学センター		科学技術について資料を収集、保管、展示し、又プラネタリウムの上映など天体学習を実施するとともに、その調査研究及び指導育成を行い創造性豊かな青少年の育成に関する業務のほか、次の事務をつかさどる。
		(1) 科学センターの運営管理に関すること。 (2) 入館料等の処理及び物品調達、処分に関すること。 (3) 展示、催事の技術的業務に関すること。 (4) 機器操作及び管理に関すること。 (5) 各種委員会、催事の企画に関すること。 (6) 展示、管理、ソフト制作の企画に関すること。 (7) 展示、整理、保管、研究、収集の管理運営に関すること。 (8) 催事の企画及び実施運営に関すること。 (9) 広報宣伝、出版、館外組織との連携、勧誘活動に関すること。 (10) 科学調査、研究資料に関すること。 (11) 開催教育の指導、クラブ及び同好会の育成に関すること。 (12) 倉敷科学センター協議会に関すること。 (13) 真備天体観測施設に関すること。
― 真備天体観測施設		天体観測の場を通じて生涯学習機会の充実を図る業務をつかさどる。



(2) 平成23年度の倉敷市教育委員会の各課・施設の職員数は、図表3のとおりである。

図表3

		行 政 職														教育職				技能労務職		計
		教 育 長	教 育 次 長	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	副 主 任	主 事	技 師	養 護 技 師・ 教 師	栄 養 技 師	司 書	学 芸 員	実 習 助 手	園 長	教 諭・ 教 師	養 護 教 諭	校 務・ 庁 務 主 事	給 食 調 理 技 師	
		長	長	級	級	級	級	級	任	事	師	師	師	書	員	手	長	師	論	事	師	
事務局・教育機関	人権教育推進室			1	1	1	3															6
	教育総務課	1	1	1	1	1		7		3												15
	情報学習センター						1	2	2													5
	教育施設課			1		2	3	6		1	2										1	16
	学事課			1	1	2	3	5	1	1												14
	指導課					1	5	6	1													13
	特別支援教育推進室						3	1														4
	教育センター					1	1	4														6
	保健体育課				1		5	2		1												9
	倉敷学校給食共同調理場						1	2														9
	倉敷北学校給食共同調理場					1		1														7
	庄学校給食共同調理場							1														4
	玉島学校給食共同調理場						1	1														5
	船穂学校給食共同調理場																					3
	真備学校給食共同調理場						1		1													5
	生涯学習課			1		1	4	1	2	2												11
	青少年育成センター						1															1
	文化財保護課				1	2	2	1	2													8
	埋蔵文化財センター						1	2	1													4
	少年自然の家						2	1												1		4
	中央図書館					1		5	9					1								16
	水島図書館						1	1	3													5
	児島図書館						1	2	2													5
	玉島図書館							2	2													4
	船穂図書館							1														1
	真備図書館							1	2													3
	美術館						1	3		1												5
	自然史博物館						2	1	2													5
	市民学習センター			1		1	1	5	2	3	1			1								15
	倉敷公民館						1	2														3
	水島公民館						1	2	2													5
	児島公民館						1	1	2													4
	玉島公民館					1				1												2
	科学センター					1		2	1													4
	計	1	1	6	5	16	46	71	37	13	3	0	0	2	0	0	0	0	0	2	33	236
学校園	幼稚園																45	115				160
	小学校												18					1		25	34	78
	中学校												2							22		24
	高等学校						2	3	4	1		3				1			1		2	17
	支援学校												1							1	2	4
	計	0	0	0	0	0	2	3	4	1	0	3	21	0	0	1	45	116	1	48	38	283
合 計		1	1	6	5	16	48	74	41	14	3	3	21	2	0	1	45	116	1	50	71	519

平成23年4月1日現在

2 倉敷市の教育行政施策の内容

倉敷市が、教育の現状を認識した上で、これまでにどのような教育改革に取り組み、その中で、どのような教育方針を打ち立て、施策を実施してきたかについて概観する。

(1) 倉敷市総合計画及びその構想実現計画

倉敷市では、昭和45年の「倉敷市振興計画」以来、五次に渡り計画を策定し、その計画に基づき、地域における計画的な行政運営に取り組んできた。そして、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とする『倉敷市第六次総合計画』では、「教育・子育て」が倉敷市として取り組むべき第1の施策として掲げられている。具体的には、その基本構想において、10項目の『めざすまちの姿』を掲げて、それぞれの項目毎に、市の施策、市の基本方針及びその施策を推進するための指標の数値を定めている。

また、基本構想で示された倉敷市の基本的な取り組みの方向性に基づき、計画的かつ効果的にその推進を図るため、構想実現計画において、各年度に実施する具体的な事業を定めている。

(2) 平成23年度教育行政重点施策

倉敷市教育委員会では、上記基本計画の基本理念及び基本目標を実現するため、年度毎に教育行政重点施策を定めている。平成23年度においては、基本方針を「『よい子いっぱいのもち倉敷』の実現をめざして―「人間尊重の精神を基本として、心豊かにたくましく生きていく意欲と実践力を備えた心身ともに健やかな人間を育成するため、倉敷市教育委員会は、『信頼と愛情に基づいたあたたかい心』を教育の基礎とし、教育関係団体、諸機関との連携を密にするとともに、広く市民の理解と協力を得て、積極的に教育行政を推進します。」と定め、IからVIの基本目標を実現するため、次のとおり重点施策を定めるとともに、13の施策の方針を定めて、施策の推進を図っている。

(重点施策)

I 確かな学力の向上，豊かな心の育成を図ります。

- ・ 基礎的，基本的な知識，技能，思考力，判断力，表現力等の育成
- ・ 学習到達状況をふまえた授業改善の推進と指導力の向上
- ・ 習熟度別指導を中心とした少人数指導の充実
- ・ 人権教育，道徳教育，ボランティア活動等の充実

II 充実した生徒指導に取り組めます。

- ・ 校種間連携の推進と学校問題の解決
- ・ スクールカウンセラー，不登校支援員等の活用
- ・ 適応指導教室（ふれあい教室）の充実及び学校等との連携

III 特別支援教育の推進に努めます。

- ・ 特別支援教育総合プロジェクトの充実
- ・ 生活支援員等の活用
- ・ 倉敷支援学校の充実と各関係機関との連携

IV 生涯学習を推進します。

- ・ 生涯学習による地域活性化の推進
- ・ 学校を支援する地域活動の推進
- ・ 生涯学習施設の利用促進と利用者の満足度向上
- ・ 生涯学習の機会及び内容の充実
- ・ 生涯学習施設の整備（建設・改修）
- ・ 人権学習の推進

V 優れた芸術や文化財を保護・保存し，活用します。

- ・ 優れた芸術の保護・育成と公開
- ・ 文化財の保護・保存と活用

VI 子どもの安全安心の実現に努めます。

- ・ 学校施設の耐震化

(施策の方針)

- ① その人らしさが尊重され，人権が守られる社会をつくる
- ② 子どもが心豊かに成長できる学びの場をつくる

- ③ 学校教育の充実を図る
- ④ 子どもたちが緑や生き物などの自然にふれながら、学べる機会を提供する
- ⑤ 安心とゆとりをもって、楽しく子育てできる環境を整える
- ⑥ 地域社会全体で子どもを守り育てる
- ⑦ 学校，コミュニティ，家庭が連携し，子どもの健全育成を推進する
- ⑧ 障がいのある子どもが，適切な教育・保育が受けられる体制を整える
- ⑨ 一人一人が生涯を通して行う学習を支援するとともに，生涯学習による地域の活性化を推進する
- ⑩ くらしき文化，芸術活動を振興する
- ⑪ くらしき文化の保存・継承と活用を図る
- ⑫ 魅力的で，風格ある景観の形成を推進する
- ⑬ 市民の健全な食生活を推進する

3 倉敷市教育委員会の予算

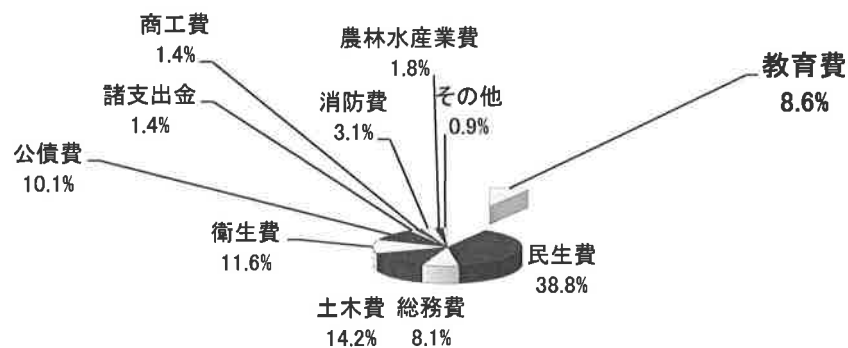
(1) 平成23年度の教育費予算の概要

平成23年度の倉敷市の一般会計の当初予算額は167,947,102千円であり、前年度予算から3・9パーセントの増加となった。これに対し、平成23年度の教育費の当初予算額は14,418,840千円であり、前年度教育費の当初予算額から約10パーセントの減となっている。これは多額の費用を要する小中学校等の施設の建て替え費用が大きく影響しており、平成23年度の建設事業費を除く教育費の当初予算額は、平成22年度のそれとほぼ同額であり、教育事業に要する費用が特別に減額されているわけではない。

なお、図表4「平成23年度倉敷市一般会計予算」のとおり、平成23年度の教育費の当初予算額は、倉敷市の一般会計の当初予算額の8・6パーセントをしめている。

図表4 H23年度 倉敷市一般会計予算

項	金額（千円）
教育費	14,418,840
民生費	65,263,243
総務費	13,580,219
土木費	23,880,266
衛生費	19,416,198
公債費	16,923,386
諸支出金	2,442,175
商工費	2,413,735
消防費	5,159,027
農林水産業費	2,979,433
その他	1,470,580
合計	167,947,102



(2) 平成23年度の教育費当初予算の項目別の内訳金額は、図表5「平成23年度教育費予算項目別一覧表」の通りであり、また、平成23年度の教育費の性質別の内訳は、図表6「平成23年度教育費予算内訳（性質別）」のとおりである。

図表 5

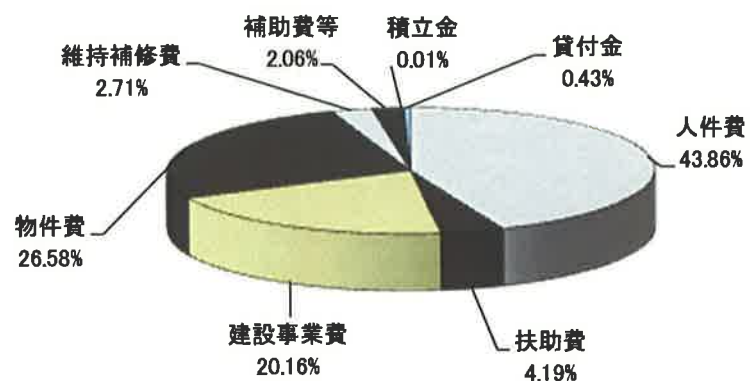
平成23年度教育費予算項目別一覧表

項 目	H22予算額 (当初)①	H23予算額 (当初)②	前年度予算比 (当初)②/①
01 教育総務費	3,066,239	3,237,031	105.6%
01 教育委員会費	6,488	6,320	97.4%
05 事務局費	2,177,313	2,264,148	104.0%
06 施設費	28,179	12,119	43.0%
08 情報学習センター費	353,454	393,952	111.5%
10 学事費	58,888	60,874	103.4%
15 指導費	322,268	341,155	105.9%
16 教育センター費	103,290	105,529	102.2%
21 人権教育費	9,952	8,004	80.4%
25 学校体育施設開放事業費	6,407	44,930	701.3%
05 小学校費	4,300,942	3,322,811	77.3%
01 学校管理費	960,086	979,458	102.0%
02 施設管理費	152,118	146,058	96.0%
03 学事管理費	16,223	16,311	100.5%
10 教育振興費	114,129	113,167	99.2%
11 学事振興費	80,025	81,453	101.8%
12 指導振興費	17,642	198,547	1125.4%
15 学校建設費	2,960,719	1,787,817	60.4%
10 中学校費	2,324,105	1,823,909	78.5%
01 学校管理費	545,822	534,646	98.0%
02 施設管理費	65,427	60,708	92.8%
03 学事管理費	11,366	11,366	100.0%
10 教育振興費	59,885	59,605	99.5%
11 学事振興費	96,956	103,069	106.3%
12 指導振興費	15,307	14,828	96.9%
15 学校建設費	1,529,342	1,039,687	68.0%
15 高等学校費	235,027	219,229	93.3%
05 定時制高等学校管理費	200,433	187,884	93.7%
06 定時制高等学校施設管理費	8,818	8,469	96.0%
07 定時制高等学校学事管理費	2,459	2,382	96.9%
10 教育振興費	2,679	2,042	76.2%
12 指導振興費	1,553	1,553	100.0%
15 学校建設費	19,085	16,899	88.5%
20 特別支援学校費	114,295	254,122	222.3%
01 学校管理費	47,075	42,973	91.3%
02 施設管理費	10,502	10,457	99.6%
03 学事管理費	45,291	45,291	100.0%
10 教育振興費	2,930	3,230	110.2%
12 指導振興費	2,162	2,135	98.8%
15 学校建設費	6,335	150,036	2368.4%

25 幼稚園費	1,522,309	1,500,111	98.5%
01 園管理費	1,226,376	1,196,929	97.6%
02 施設管理費	34,246	34,201	99.9%
03 学事管理費	203,657	220,991	108.5%
12 指導振興費	2,154	2,116	98.2%
15 園建設費	55,876	45,874	82.1%
30 生涯学習費	2,587,351	2,341,981	90.5%
01 生涯学習総務費	240,062	211,756	88.2%
05 成人教育費	7,702	9,969	129.4%
10 青少年教育費	29,814	29,976	100.5%
15 文化財保護費	90,434	121,298	134.1%
16 埋蔵文化財センター費	37,014	40,800	110.2%
35 公民館費	878,590	597,984	68.1%
41 ライフパーク倉敷管理費	120,442	112,358	93.3%
42 市民学習センター費	179,963	166,214	92.4%
43 科学センター費	127,943	117,609	91.9%
45 図書館費	576,635	616,417	106.9%
51 美術館費	84,571	106,935	126.4%
53 博物館費	44,104	57,930	131.3%
62 青少年育成センター費	61,060	61,051	100.0%
65 少年自然の家費	109,017	91,684	84.1%
35 学校保健費	1,755,413	1,719,646	98.0%
01 学校保健費	341,276	315,836	92.5%
05 学校給食費	1,242,561	1,227,747	98.8%
10 協同調理場管理費	171,576	176,063	102.6%
小 計	15,905,681	14,418,840	90.7%

図表6 平成23年度教育費予算内訳(性質別)

項	金額 (千円)	対前年度(当初予算) 比較増減 (千円)	対前年度 伸び率 (%)	前年
人件費	6,323,864	▲ 47,315	▲ 0.74	6,371,179
扶助費	604,217	46,526	8.34	557,691
建設事業費	2,906,513	▲ 1,596,749	▲ 35.46	4,503,262
物件費	3,832,259	127,895	3.45	3,704,364
維持補修費	391,378	▲ 6,678	▲ 1.68	398,056
補助費等	296,313	▲ 14,136	▲ 4.55	310,449
積立金	1,816	1,816	-	0
貸付金	62,480	1,800	2.97	60,680
合計	14,418,840	▲ 1,486,841	▲ 9.3	15,905,681



(3) 平成23年度の教育費当初予算の主要事業の予算額及び事業内容は、図表7「主要事業予算額及び事業内容」のとおりである。

図表7 主要事業予算額及び事業内容

平成23年度教育費当初予算 歳出のうち主なもの

(1) 一般会計

【新】は新規事業、()内数値は23年度に相当する前年度予算額

(単位:千円)

(単位:千円)

款・目・事業名	平成23年度 当初予算額	平成22年度 当初予算額	比較	内 容 説 明	担当 部 局
教 育 費					
人権教育費	8,004	9,952	△ 1,948		人 権 教 育 推 進 室
・人権教育推進経費	5,954	7,822	△ 1,868	・人権教育現地研修事業経費(市立学校園教職員を対象に実施) 500 ハンセン病研修2回(150人) 平和・同和問題研修2回(90人) 酒造一揆研修2回(90人) 人権問題意識調査印刷製本費 400 非常勤嘱託員報酬 2,160 など	
・PTA人権教育推進事業	2,050	2,130	△ 80	・人権問題の理解と認識を深めるため、幼・小・中・特別支援学校の保護者を対象にした研修事業 参加予定者数延べ90,000人、予定実施回数延べ750回 講演会等の講師謝金 1,250 印刷製本費 800	
教育振興基本計画策定事業	324	0	324		教育総務課
・【新】教育振興基本計画策定事業	324	0	324	・教育基本法第17条第2項に基づき、今後取り組むべき教育施策を総合的・計画的に推進するため、食数市教育振興基本計画を策定する経費 策定委員報酬金 249 印刷用消耗品費 75	
学校・園壁面轉化事業	2,858	2,718	140		
・小学校	1,216	1,134	82	・植物による壁面緑化が室温の上昇を抑える効果を持つことを幼児・児童・生徒が体験し、自然環境の大切さや身近な緑に関心をもってもらうことを目的とした事業 小学校63校 中学校26校 高等学校5校 特別支援学校1校 幼稚園53園	
・中学校	502	468	34		
・高等学校	97	90	7		
・特別支援学校	20	18	2		
・幼稚園	1,023	1,009	15		
情報学習センター費	393,952	353,454	40,498		
・教育用コンピュータ整備事業	182,548	153,895	28,653	・小・中・高・特別支援学校の教育用コンピュータ等の借上料 165,662 教育用コンテンツ使用料 5,724 コンピュータ等処分料 1,016 学校用コンピュータ関係機器修繕料 6,161 学校用プリンタ保守委託料 1,785 高等学校事務システム開発委託料 2,000	
〔 総 額 307,436 債務負担行為(借上料) 平成24～28年度 271,568 〕				・情報教育学校サポーター派遣委託料 10,850 備品購入費(ビデオ教材作成用機器) 200 業務用消耗品費 1,000 情報教育研修会用の講師委託料 368 L.L.パソコン教室システム及び公民館パソコン等借上料 6,484	
・情報教育推進事業	18,962	23,500	△ 4,538	・情報学習センターが管理するネットワーク・システムに要する経費 管理対象198施設(学校(95)、幼稚園(55)、公民館・図書館等) 情報配信システム、学校園事務システム、図書館システム、食数教育ネットシステム、 不審者対策システム、各種サーバ機器、ネットワーク機器等 消耗品費 6,903 修繕料 7,787 通信運搬費 4,788 保守等委託料 10,559 システム改修委託料 4,080 使用料・借上料 92,910 教育用コンピュータソフト等更新手数料 2,894	
・ネットワーク・システム整備事業	145,469	138,600	6,869	・学校図書館情報化作業委託料 15,718(県10/10)	
〔 総 額 201,690 債務負担行為(借上料) 平成24～29年度 198,800 〕					

教 育 費				
学校体育施設開放事業費 ・運動場照明設置事業	44,930 44,930	6,407 6,407	38,523 38,523	文化観光費
施設費 ・エネルギー使用量削減計画策定事業	12,119 2,200	28,179 18,000	△ 16,060 △ 15,800	教育施設費
小学校建設費 ・小学校施設整備事業	1,787,817 145,691	2,960,719 217,189	△ 1,172,902 △ 71,498	
・校庭芝生化事業	3,678	1,530	2,148	
・小学校校舎等建設事業 総額 607,000 債務負担行為（借上料・工事請負費） 平成24年度 322,000	610,315	431,716	178,599	
・小学校校舎改修事業	22,032	0	32,032	
・小学校校舎耐震化事業	996,101	2,310,284	△ 1,314,183	
中学校建設費 ・中学校施設整備事業	1,039,587 86,286	1,529,342 161,202	△ 489,555 △ 74,916	
・中学校校舎等建設事業	159,098	470,593	△ 311,495	
・中学校校舎改修事業	60,000	0	60,000	
・中学校校舎耐震化事業	734,303	897,547	△ 163,244	
高等学校建設費 ・高等学校施設整備事業	16,899 16,899	19,085 19,085	△ 2,186 △ 2,186	
				・学校体育施設の開放に伴う運動場、体育館の照明設備整備 学校体育施設修繕料 2,930 照明灯設置工事（2校） 42,000 ・省エネ法により義務付けられた、エネルギー使用量調査及びエネルギー使用量削減の中長期計画策定のための委託料 ・全校対象施設修繕料・工事費など ※ 平成22年度2月補正予算前倒し分 62,000 ・校庭を芝生化するための経費 散水栓整備 2,500 原材料費 878 ほか ・中庄小学校校舎新築 建設工事費 200,000 解体工事費 45,000 仮設建物借上料 85,000 ほか ・老松小学校校舎新築 実施設計委託料 120,000 地質調査委託料 1,700 ほか ・西阿知小学校給食調理場新築 建設工事費 150,000 解体工事費 7,000 ほか ・柏島小学校トイレ改修 改修工事費 32,000 ほか ・耐震補強計画・実施設計等委託料（倉敷西小学校ほか6校） 40,000 仮設建物借上料（万寿小学校ほか3校） 264,000 耐震補強工事費（万寿小学校ほか5校） 680,000 など ・全校対象施設修繕料など ※ 平成22年度2月補正予算前倒し分 50,000 ・真備中学校武道場新築 建設工事費 140,000 仮設建物借上料 1,300 備品 2,500 ほか ・真備東中学校武道場新築 実施設計委託料 15,000 ほか ・西中学校・水島中学校校舎外壁等改修 ・耐震補強計画・実施設計委託料（南中学校ほか3校） 28,000 仮設建物借上料（庄中学校ほか2校） 230,000 耐震補強工事費（庄中学校ほか2校） 470,000 など ・全校対象施設修繕料など ※ 平成22年度2月補正予算前倒し分 8,000

教 育 費				
特別支援学校建設費	150,036	6,335	143,701	教育施設課
・特別支援学校施設整備事業	9,300	6,335	2,965	
・特別支援学校用地取得事業	140,736	0	140,736	
幼稚園建設費	45,874	55,876	△ 10,002	学校教育部
・幼稚園施設整備事業	43,699	55,232	△ 11,543	
・園庭芝生化事業	2,185	644	1,541	
私立幼稚園助成事業	214,525	197,072	17,453	学校教育部
・私立幼稚園補助金	42,228	41,456	772	
・私立幼稚園通園児保護者の経費負担軽減を目的とした、私立幼稚園に対する補助金	172,297	155,616	16,681	
就学援助事業	162,043	157,434	4,609	学校教育部
・小学校	66,813	67,253	△ 440	
・中学校	95,230	90,181	5,049	
通級指導指導事業	29,410	24,247	5,163	学校教育部
・幼児指導教室	12,470	9,521	2,949	
・通級指導教室（小学校）	14,822	12,622	2,200	
・通級指導教室（中学校）	2,118	2,104	14	学校教育部
特別支援教育就学奨励事業	22,479	19,547	2,932	
・小学校	14,640	12,772	1,868	
・中学校	7,839	6,775	1,064	学校教育部
非常勤講師等準市加配事業	57,449	60,586	△ 3,137	
・小学校	7,255	7,207	48	
・中学校	39,170	38,922	248	学校教育部
・特別支援学校	11,024	14,457	△ 3,433	
学校・園生活支援員配置事業	121,526	119,482	2,044	
・小学校	83,387	81,303	2,084	学校教育部
・中学校	12,745	12,760	△ 15	
・高等学校	798	798	0	
・特別支援学校	7,981	7,989	△ 8	学校教育部
・幼稚園	16,615	16,632	△ 17	
				・ 倉敷支援学校施設修繕料
				・ 平成26年4月閉校に向けて県が真備町新田地区に建設する特別支援学校の用地造成などを行う。 用地造成工事費 130,000 遊歩道整備に伴う測量業務委託料 10,736
				・ 全園対象施設修繕料ほか ※ 平成22年度2月補正予算前例し分 15,000
				・ 園庭を芝生化するための経費 敷水柱整備 1,600 原材料費 385 ほか
				・ 幼稚園教育の向上を図り、公立と私立の幼稚園通園児保護者の経費負担の格差の縮小を目的とした、倉敷市私立幼稚園協会に対する補助金
				・ 私立幼稚園通園児保護者の経費負担軽減を目的とした、私立幼稚園に対する補助金【国1/3】
				・ 経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、義務教育を円滑に受けることができるよう費用の一部を援助する経費【一部 国1/2】
				・ 言語面や情緒面に障がいのある幼児・児童・生徒に対して、きめ細かい指導を行う非常勤講師等の報酬 など 幼児指導教室 5人【4人】 ※1人増員 小学校通級指導教室 7人【6人】 ※1人増員 中学校通級指導教室 1人【1人】 注：（ ）は平成22年度人数
				・ 特別支援学校への就学の特殊事情にかながみ、経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資するため費用の一部を援助をする経費【国1/2】
				・ 教科指導の充実のため配置する非常勤講師3人の報酬 7,224 など
				・ 特別支援教育、生徒指導及び教科指導の充実のため配置する非常勤講師19人の報酬 38,861 など
				・ 特別支援教育の充実や重度（重複）障がい児の対応のため配置する非常勤講師3人、非常勤実習助手1人の報酬 9,688 など
				・ 【新】特別支援学校の就学支援のためのコーディネーター1人の報酬 951 など
				・ 障がいのある幼児・児童・生徒の援助等に従事させ、教職員と一体になった温かい支援により、教育活動の一層の充実を図るために市内の学校・園に配置する生活支援員の報酬 120,992 など
				小学校 102人（99人） ※3人増員 中学校 16人（16人） 高等学校 1人（1人） 特別支援学校 10人（10人） 幼稚園 20人（20人） 注：（ ）は平成22年度人数

・ 倉敷支援学校施設修繕料

・ 平成26年4月開校に向けて県が真備町新田地区に建設する特別支援学校の用地造成などを行う。
用地造成工事費 130,000 遮入路整備に伴う測量業務委託料 10,736

・ 全国対象施設修繕料ほか
※ 平成22年度2月補正予算前例し分 15,000

・ 園庭を芝生化するための経費
散水栓整備 1,600 原材料費 385 ほか

・ 幼稚園教育の向上を図り、公立と私立の幼稚園通園児保護者の経費負担の格差の縮小を目的とした、倉敷市私立幼稚園協会に対する補助金
・ 私立幼稚園通園児保護者の経費負担軽減を目的とした、私立幼稚園に対する補助金【国1/3】

・ 経済的な理由により就学困難な児童・生徒に対し、義務教育を円滑に受けることができるよう費用の一部を援助する経費【一部 国1/2】

・ 言語面や情緒面に障がいのある幼児・児童・生徒に対して、きめ細かい指導を行う非常勤講師等の報酬 など
幼児指導教室 5人（4人） ※1人増員
小学校通級指導教室 7人（6人） ※1人増員
中学校通級指導教室 1人（1人） 注：（ ）は平成22年度人数

・ 特別支援学級への就学の特典事情にかんがみ、経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資するため費用の一部を援助をする経費【国1/2】

・ 教科指導の充実のため配置する非常勤講師3人の報酬 7,224 など

・ 特別支援教育、生徒指導及び教科指導の充実のため配置する非常勤講師19人の報酬 38,861 など

・ 特別支援教育の充実や重症（重複）障がい児の対応のため配置する非常勤講師3人、非常勤実習助手1人の報酬 9,688 など

・ 【新】特別支援学校の就労支援のためのコーディネーター1人の報酬 951 など

・ 障がいのある幼児・児童・生徒の援助等に従事させ、教職員と一体になった温かい支援により、教育活動の一層の充実を図るために市内の学校・園に配置する生活支援員の報酬 120,992 など

小学校 102人（99人） ※3人増員
中学校 16人（16人）
高等学校 1人（1人）
特別支援学校 10人（10人）
幼稚園 20人（20人） 注：（ ）は平成22年度人数

教 育 費				学校教育部
事業名	予算	実績	差異	
小1グッドスタート延長事業 ・小1グッドスタート延長事業	45,517 45,517	27,339 27,339	18,178 18,178	・小学校1年生で30人以上の学級がある学校の第1学年全学級を対象に支援員（100人）を配置するための報酬 45,400 など - 県の配置が4月～9月までと平成22年度よりも3か月（10週）短くなり、市が10月～3月までの6か月（20週）延長配置するもの - 平成22年度は10週を市が延長配置
奨学金給付貸付事業 ・貸付事業 ・給付事業	57,988 51,480 6,508	55,824 49,880 6,144	2,164 1,600 364	
不登校等対策総合事業 ・スクールカウンセラー等配置事業	97,878 14,427	86,027 14,412	1,851 15	・経済事情により修学困難な者に対して奨学金の貸付を行う事業 新規貸付募集人数 高校5人（5人） 大学30人（30人） ・経済事情により修学困難な者に対して奨学金の給付を行う事業 新規給付募集人数 高校4人（4人） 大学15人（10人） 専修学校5人（5人） ※大学新規給付募集人数 5人増 注：（ ）は平成22年度人数
・スクールサポーター配置事業（小学校）	1,863	534	1,329	
・スクールサポーター配置事業（中学校）	2,129	2,932	△ 803	・学校におけるいじめ・不登校等の学校不適応の未然防止、早期発見、早期対応のため、教員、生徒指導相談員等への定期的指導助言を行うスーパーバイザー2人（大学教員等）を選定する経費及び学校に配置する市スクールカウンセラーの報酬金 スーパーバイザー派遣経費 500 スクールカウンセラー配置経費 小学校（55校）県が8校配置、市が支援学校小学校 13,400 高等学校（5校） 400 ほか ・不登校・問題行動の未然防止のため、小学校14校に配置するスクールサポーターの報酬金など（県10/10） ・生徒の問題行動の未然防止、教育相談の充実のため中学校16校に配置するスクールサポーターの報酬金など（県10/10） ・相談や集団活動を通じて社会的自立支援を行い学校復帰を促すため、市内5か所（倉敷、倉敷中央分室、児島分室、玉島分室、真備分室）でふれあい教室を運営するとともに、不登校に関する研修等を行う経費 ふれあい教室運営費 48,616 講師等謝金 363 ・不登校児童生徒の未然防止、早期発見、早期対応、継続対応に関する効果的な支援の在り方の研究経費（県10/10） 活動プログラム講師報酬金 166 ほか ・不登校児童生徒とその保護者に対して、家庭等に出向いて相談業務を行う体制の在り方についての調査研究経費（県10/10） 訪問カウンセラー報酬金 1,380 ほか ・中学校への教師カウンセラー配置に伴う非常勤講師9人及び不登校生徒（ひきこもり傾向の生徒）への教育相談や生活・学習指導を行う支援員15人を配置するための報酬 18,311 など ・県教育委員会実施の研修会を受講するための負担金 ・初任者、5年・10年・15年経験者、幼児教育、特別支援教育等の研修を行う経費 講師等謝金 460 ほか ・幼稚園教職員の資質向上を図るため、各種の研究会・協議会に派遣する経費
・教育センター事業（不登校児童生徒への支援）	49,879	49,744	135	
・児童生徒自立支援事業	680	1,130	△ 450	・訪問相談体制調査研究事業
・訪問相談体制調査研究事業	1,541	0	1,541	
・不登校生徒支援員等配置事業	18,359	18,275	84	・訪問相談体制調査研究事業
・訪問相談体制調査研究事業	1,541	0	1,541	
教職員研修事業 ・教職員研修講座負担金 ・教育センター研修事業 ・幼稚園研修事業	6,067 3,000 2,317 750	5,894 3,150 1,994 750	173 △ 150 323 0	

教 育 費				学校教育部
幼稚園子育て支援事業 ・幼稚園子育て支援事業	1,966 1,966	1,404 1,404	△ 38 △ 38	
指 導 費 ・指導関係特別事業（外国人英語講師等40人）	341,155 231,114	322,266 230,014	18,887 1,100	・積極的に子育て支援を行うことで家庭や地域の教育力の再生・向上を図るため、カウンセラーによる子育て相談を市内10か所の拠点図で実施するとともに地域の未就園児や高齢者等、地域との交流を行う経費
・くらしきグローバルフレンドシップ事業	2,466	2,281	185	・外国人英語講師を小・中学校、市立高校、特別支援学校へ派遣し、生きた英語指導を行う経費 外国人英語講師等報酬 177,370 住宅借上料 22,768 ほか
・英語教育推進事業	629	1,169	△ 640	・地域に在住している外国人、外国滞在経験者による小学校低学年児童への外国文化等ふれあい活動を行うための支援員報酬金などの経費
・授業力アップ支援事業	3,088	3,080	8	・小学校英語科カリキュラム研究、小学校英語科用教材等購入費及び中学生スピーチコンテストを実施する経費
・【新】学校問題支援プロジェクト事業	10,061	0	10,061	・授業内容の向上を図るため、授業の経験が豊富で優れた指導力を持つ退職教員等を支援者として派遣し、指導・助言等を行うための経費 指導・助言者謝金 2,376 ほか
・学力向上支援事業	8,339	0	8,339	・学校だけでは解決が難しい諸問題に適切に対応するため、各分野の専門家で構成する学校問題支援プロジェクトチームによる対処方策の検討や助言、必要に応じて支援スタッフの配置を行い、学校の支援を行う経費 報酬費 9,941 作業用消耗品費 30 支援スタッフ保険料 90
・特別支援教育推進事業	5,174	8,836	△ 3,662	・学習内容の理解を深めるため、学習支援ソフトを使用して児童・生徒の状況に応じた個別指導を行うための経費 消耗品費 905 ソフトライセンス使用料 7,434
・指導関係補助金等	33,493	33,424	69	・発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒のため、特別支援教育専門家スタッフ（医師、臨床心理士等）による巡回相談・学校園への指導助言、及び特別支援教育専任スタッフによる相談活動、巡回相談のコーディネートを行う経費 専任スタッフ報酬 2,882 専門家スタッフ報酬金 960 ほか
学校保健費 ・学校健康増進事業	315,836 273,502	341,276 273,081	△ 25,440 421	・倉敷支援学校内に設置された推進協議会に対し、啓発研修及び教職員・保護者へ最新情報を発信する事業を委託する経費 210
学校給食費 ・学校給食運営事業	1,227,747 197,216	1,242,561 190,629	△ 14,814 6,589	・教育研究団体負担金（幼・小・中・高） 4,133 教育研究団体補助金（幼・小・中・高） 23,402 生徒指導関係補助金（小・中・高） 5,351 など
・学校給食会助成事業	13,822	13,822	0	・学校医・学校歯科医及び学校薬剤師報酬 107,984 児童生徒及び教職員の健康診断等委託料 78,266 など
・給食調理場更新事業	33,200	0	33,200	・給食用食器補充経費 20,390 施設及び研習備品等修繕料 30,500 害虫駆除、虫分離槽清掃、高所換気扇清掃等委託料 6,264 など
				・学校給食会貸付金 11,000 学校給食会補助金 2,822
				・西阿知小学校給食調理場給食用備品 32,000 など

教 育 費				
共同調理場管理費	178,063	171,578	4,487	学校教育部
・共同調理場管理運営費	122,987	124,028	△ 1,041	
・共同調理場給食配送委託事業	55,076	47,548	5,528	
生涯学習総務費	211,758	240,082	△ 28,306	生涯学習部
・学校音楽祭実施事業	9,409	9,384	25	
・学校施設開放事業	860	882	△ 22	
・高梁川流域連携運営事業	3,949	3,949	0	生涯学習部
成人教育費	9,969	7,702	2,267	
・家庭教育学級開設事業	1,847	1,830	17	
・子育て広場開設事業	3,514	4,014	△ 500	生涯学習部
・【新】地域連携による学校支援事業	3,140	0	3,140	
青少年教育費	29,978	29,814	162	
・成人式記念事業	4,557	5,064	△ 507	生涯学習部
・青少年健全育成団体支援事業	10,344	10,336	8	
・こどもまつり実施事業	1,940	1,940	0	
・まい子いっぱい基金運営事業	3,560	1,639	1,921	生涯学習部
・子どもセンター事業	3,300	3,100	200	
・「生きる力」支援事業	959	959	0	
青少年育成センター費	61,051	61,060	△ 9	生涯学習部
・青少年育成センター非行防止活動事業	51,634	51,308	326	
施設及び厨房備品等修繕料	18,000			
残基処理、油分離槽清掃等委託料	11,608			学校教育部
厨房用備品等購入費	10,000 など			
共同調理場で調理された給食の配送業務委託料				
倉敷地区 3 共同調理場から 1 3 中学校と 3 小学校へ配送	37,144			学校教育部
給食調理場改築に伴う西阿知小学校への配送	5,300			
船穂地区 1 共同調理場から 1 中学校と 2 小学校へ配送	5,250			
真備地区 1 共同調理場から 1 中学校と 0 小学校へ配送	5,382			生涯学習部
市内の全小中学校・特別支援学校と 1 2 高校が参加して音楽祭を開催する経費				
児童生徒送迎バス借上料 0,435 会場使用料 1,060 ほか				
学校施設を生徒学習・コミュニティ活動などに開放するため、施設の管理をする運営協議会への委託料				生涯学習部
同じ高梁川流域に住む住民として相互理解し、連携意識を持つことを目的に設立した連盟への負担金。流域の 7 市 3 町で構成し、主に文化・スポーツ関連の行事を実施				
子どもを持つ保護者等を対象に、健全で明るい家庭づくりと家庭教育力の向上を目的として講座などの学習機会を提供する「家庭教育学級」を開設するための経費				
未就園の乳幼児の親子を対象として、子育て支援のため子育て広場を開設するための経費				生涯学習部
講師等謝金 2,060 広場運営用消耗品 880 ほか				
地域住民の生涯学習の成果を活用する機会を提供するとともに、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するための経費				
事業運営委託料 3,000 ほか				生涯学習部
成人式開催のための経費				
実行委員会などへの委託料 2,732 印刷製本費 455 通信運搬費 450 ほか				
青少年を育てる会（26 団体）への補助金 10,230 など				生涯学習部
子ども会連合会やボーイ・ガールスカウト等少年団体が構成する実行委員会への委託料				
倉敷っ子なかよし作品展、中学生立志式への助成などを行う基金運営委員会への交付金及び基金への積立金				
運営委員会交付金 1,744 基金積立金 1,816				生涯学習部
情報誌「パワフルキッズ」の発行などを行う倉敷市子どもセンターへの委託料				
不登校及びその傾向にある児童生徒の居場所開設、宿泊を伴う体験活動の場や機会の提供などに係る経費				生涯学習部
ボランティア等謝金 667 事業実施消耗品費 265 ほか				
非常勤の補導員・相談員の報酬 38,289 少年補導委員の報酬金 5,324 など				

教 育 費				生 産 学 習 部
少年自然の家費 ・少年自然の家施設の管理・整備・美化事業	91,684 10,407	109,017 15,056	△ 17,333 △ 4,649	・施設修繕料 4,979 など
文化財保護費 ・伝統的建造物群保存事業	121,298 38,980	90,434 51,674	30,864 △ 12,694	・伝統的建造物群保存地区内の建物の修理修景に対する補助 6件 〔国1/2 一部県1/3〕
・伝統美観地区修景事業	24,000	4,000	20,000	・伝統美観地区内の建物の修理修景に対する補助 2件〔国4. 5/10〕 8,000 (社会資本整備総合交付金事業)
・町並み保存事業	6,719	4,000	2,719	・倉敷物産館周辺再生整備事業にかかる建物の修理修景に対する補助 4件 16,000 (社会資本整備総合交付金事業)
・文化財保護事業	11,640	11,025	615	・玉島町並み保存地区内の建物の修理修景に対する補助 2件〔国4/10〕 (社会資本整備総合交付金事業)
・歴史民俗資料館管理運営事業	5,452	5,394	58	・王墓の丘史跡公園の維持管理費 7,911 など
・〔仮称〕歴史民俗海洋資料室整備事業	17,976	0	17,976	・市内にある4館の歴史民俗資料館を管理運営する経費 管理運営等委託料 4,168 ほか
・指定文化財保存事業	7,180	5,342	1,838	・玉島市民交流センター内に〔仮称〕歴史民俗海洋資料室を整備するための展示製作委託料 面積146㎡ 平成24年4月開館予定
埋蔵文化財センター費 ・埋蔵文化財保護事業	40,800 6,256	37,014 1,799	3,786 4,457	・国指定文化財の消防設備改修等に対する補助 6,315 など
・埋蔵文化財教育普及事業	315	200	115	・〔倉敷埋蔵文化財センター年報13〕印刷費 480 埋蔵文化財情報管理システム用機器備上料 360 非常勤嘱託員報酬(2人) 4,624 など
図書館費 ・図書館管理運営費	616,417 175,953	576,835 173,637	39,582 2,316	・〔指定管理〕児島図書館施設管理運営委託料 14,168 など
・図書購入事業	79,701	79,701	0	・図書館6館、移動図書館、公民館26館の図書購入費
・図書館施設整備事業	19,971	7,945	12,026	・中央図書館ほか熱源機器更新貸借料 19,935 など
・図書館情報化推進事業	40,072	41,372	△ 1,300	・中央・玉島図書館の図書管理システム(ＩＣタグシステム)機器備上料 2,200 図書マーク等作成業務委託料 4,095 児島・船越図書館・ライフパーク倉敷図書館等のＩＣタグ貼付・エンコード作業委託料 32,519〔県10/10〕 など
・【新】児島図書館移転整備事業	31,013	0	31,013	・児島市民交流センターに移転する児島図書館の備品購入等に係る経費 臨時職員(2人)賃金等 2,564 消耗品 864〔県10/10〕 備品購入費 10,300 運搬等委託料 7,550 ほか
美術館費 ・美術館管理運営事業	106,935 27,693	84,571 4,673	22,364 23,020	・非常勤嘱託員報酬及び共済費 11,585 窓ガラス防熱材塗布及び照明設備LED化 12,119 〔岡山県地域グリーンニューディール基金活用事業〕 など
・〔仮称〕池田通郎・坂田一男顕彰記念室 整備事業	16,910	0	16,910	・玉島市民交流センター内に地元ゆかりのある〔仮称〕池田通郎・坂田一男顕彰記念室を 整備するための展示製作委託料など 面積80㎡ 平成24年4月開館予定
・美術作品収集活動事業	1,303	303	1,000	・美術資料選考評価委員会報酬及び旅費 131 寄贈作品運搬委託料 134 美術品購入費 1,000 など

教 育 費				生涯学習部
・美術館教育普及事業	2,309	2,309	0	・教養講座、実技講座（水彩画・石膏デッサン・日本画・版画）及びふれあい造形教室の講師謝金 2216 など ・美術館が所蔵する美術資料、図書資料、文献資料のデータ作成、台帳整備を行うための委託料 6,609【県10／10】 など ・「共鳴する美術2011展」（平成23年10月下旬～12月中旬開催予定）倉敷および岡山県にゆかりをもつ若手作家5人を招聘し、展覧会を開催する経費 運搬等委託料 1,700 図録等の製作委託料 1,096 ほか ・倉敷市内の全小・中学校の児童・生徒の作品を展示する倉敷っ子美術展開催に係る経費 運搬等委託料 118 印刷製本費 190 ほか ・コレクション展（4回）・特別展（2回）の展覧会開催に係る経費 コレクション展 美術館が所蔵する美術作品を、市民が身近に接することができる機会の充実を図る。 特別展「京都府の巨匠 池田遥邨展／就と自然を愛した画家」 （平成23年5月14日～6月19日開催予定） 池田遥邨の全貌を全国から代表作品約100点を集めて紹介する。（姫路市・碧南市・倉敷市で巡回展示） 特別展「今森光彦 昆虫写真展（仮称）」 （平成23年7月16日～9月4日開催予定） 昆虫写真約260点を一堂に展示し、子どもたちに地球環境について考える機会を提供する。
・美術作品調査研究活動事業	6,015	6,018	△3	
・次世代作家支援事業	4,157	4,816	△659	
・倉敷っ子美術展事業	410	416	△6	
・展覧会事業	12,745	12,078	667	
博物館費	57,930	44,104	13,826	・研究報告書などの印刷製本費 541 専門図書購入費 135 など ・第20回特別展「宝石の素顔」 （平成23年7月16日～11月3日開催予定） 宝石になる鉱物を約40種とり上げ、その自然界における産出状態や、岡山県での産出を、標本、解説パネルで紹介する。 備品購入費 800 印刷製本費 244 ほか ・「自然観察の手引き」などの印刷製本費 1,025 標本の名前を調べる会・自然観察会・各種講座講師への報償金 218 など ・動刻ナウマンソウ定期検査委託料 122 など ・広報用チラシ印刷製本費 219 など ・倉敷公民館ほか26館で講座を開催するための講師謝金 ・公民館で人権学習を開催するための講師謝金 1,245 など ・地域に密着した活動を行っている地区子ども会を支援するための講師謝金 300 など ・ライフパーク倉敷の運営のための光熱水費 31,754 など
・調査研究事業	895	707	188	
・特別展事業	1,457	1,641	△154	
・教育普及事業	1,344	420	924	
・展示事業	189	1,188	△1,000	
・自然史博物館まつり事業	457	457	0	
公民館費	597,984	878,590	△280,606	・倉敷公民館ほか26館で講座を開催するための講師謝金 ・公民館で人権学習を開催するための講師謝金 1,245 など ・地域に密着した活動を行っている地区子ども会を支援するための講師謝金 300 など ・ライフパーク倉敷の運営のための光熱水費 31,754 など
・公民館講座実施事業	25,199	25,570	△371	
・公民館入館教育推進事業	2,068	1,949	59	
・地区子ども会育成事業	475	475	0	
ライフパーク倉敷管理費	112,358	120,442	△8,084	
・ライフパーク倉敷管理運営事業	105,899	108,771	△2,872	

教 育 費				生涯学習部
市民学習センター費	168,214	179,963	△ 13,749	・講師謝金 5,956 講師派遣委託料 2,620 ・中学校区単位で組織される人権学習推進委員会への事業実施委託料 11,050 など ・主に小学校区単位で組織される婦人学級への事業実施委託料 1,204 など ・倉敷市子ども会連合会に対する補助金 2,160 など ・倉敷市婦人協議会における人権教育を推進するための委託料
・市民学習センター講座実施事業	8,576	8,381	195	
・市民学習センター人権教育推進事業	11,638	11,575	63	
・婦人団体補助事業	1,842	1,842	0	
・子ども会育成事業	2,662	2,662	0	
・人権学習婦人団体委託事業	785	785	0	
科学センター費	117,609	127,943	△ 10,334	・全天周映画長編フィルム借上料 20,640 プラネタリウム及び全天周映画映機機器保守点検等委託料 12,219 など ・小惑星探査機「はやぶさ」帰還カプセルを宇宙航空研究開発機構（JAXA）から借り受け、特別公開するための経費（平成23年10月29日（土）・30日（日）を含む5日間を特別展示室で公開予定） 運搬委託料 2,000 警備等委託料 713 ほか ・非常勤嘱託員報酬（8人） 15,579 科学実験・工作教室の講師報償金 1,027 科学センターニュース、イベント宣伝チラシ等印刷製本費 1,338 など
・宇宙劇場運営事業	36,189	39,049	△ 2,861	
【 補 償 債務負担行為（借上料） 20,640 平成24年度 6,090 】				
・【新】「はやぶさ」帰還カプセル特別公開事業	3,529	0	3,829	
・講座イベント普及事業	25,230	25,190	40	

第3章 倉敷市行財政改革プラン2011

1 倉敷市における行財政改革の経緯と現状認識

倉敷市では、平成8年2月に「倉敷市行政改革大綱」を策定して以降、5次に渡る行財政改革計画を策定し、その実行を図ってきた。そして、現在の地方行政を取り巻く社会経済状況は、「少子高齢化」がさらに進んだ「人口減少社会の到来」による社会保障関係経費の増大と税額の減少、「地方分権の進展」による地方自治体の自主性、独立性の要請、「経済状況・財政構造の変化」による財政状況の悪化、道路・施設等の耐用年数の経過や劣化による「インフラ・施設の大規模修繕時期の到来」など、これまで以上に大きな、かつ急激な変化への対応が求められる厳しい環境となっており、これまでの体制や活動内容を見直すことにより、社会経済状況の変化に対応した行政サービスを提供することができるよう、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「行財政改革プラン2011」が、平成23年1月に策定された。

2 計画の概要

本計画では、基本方針として、「1 業務改革」「2 財政構造改革」「3 職員・市役所改革」の3つの大きな柱と、その基本方針を実現するための実施方針に基づき、各個別の実施の取り組みを行うこととされており、実施項目毎に具体的な達成目標を定めるとともに、進行管理票を作成し、毎年度進捗状況を点検等し、実施計画の見直し、追加を行うこととされている。

また、本計画では、行財政改革の実施効果額を、次の計算式で算出し、各年度に発生する実施効果額を定めて、具体的な目標数値としている。

$$\text{実施効果額} = \text{経費削減額} + \text{歳入増加額} - \text{追加必要経費}$$

3 具体的な実施項目

この計画が定める具体的な実施項目のうち、教育委員会の業務に特に関係すると思われる事項をあげ、これを教育委員会の事務にあてはめて検討した結果は、以下のとおりである。

(1) 行政サービスの提供時間、提供手段の見直し（1-①）

昨今の市民のライフスタイルが変容していることを踏まえ、行政サービスの提供時間を拡大することで市民サービスの向上を図ること、そして、

来庁しなくても可能な行政手続きが拡大できないかを検討することとされている。具体的には、公共施設の開館日、開館時間を見直すとともに、電子申請の普及促進を図ることとされている。

教育委員会が所管する施設には、図書館や公民館など、広く一般の市民が利用する施設が多くあり、市民サービスの向上のために、開館日、開館時間の見直しが必要であるとともに、それに伴う人件費の増加等に対する対策についてもあわせて検討する必要がある。また、施設の利用にあたっては、窓口まで赴いて予約するのではなく、インターネットや電話による予約が可能となるようにすべきである。

(2) 民間委託の推進（１－③）、指定管理者制度の推進（１－④）

民間の専門的な知識、ノウハウを活用して、コストの削減を図るとともに、市民サービスの向上を目的として、民間委託を推進することとされている。また、平成１５年の自治法改正により創設された指定管理者制度を積極的に推進し、経費の削減を図るとともに、施設の利用時間の延長など市民サービスの向上を図ることとされている。

教育委員会が所管する施設では、上記の通り図書館等広く市民が利用する施設が多くあるが、民間委託または指定管理者制度がほとんど導入されていないため、その推進を検討する必要がある。

(3) 契約事務の見直し（１－⑤）

平成２４年度の包括外部監査の意見などをもとに、一般競争入札の拡大や委託契約事務の見直し等を行うこととされている。

教育委員会が所管する施設では、施設管理等の各種の契約が締結されているので、随意契約の見直し等を検討する必要がある。

(4) ファシリティマネジメントの推進（２－①）

高度成長期に整備されたインフラや施設の大規模修繕や建替え時期の一斉到来は、地方自治体にとって財政的に大変な重荷になるため、従来の「スクラップ・アンド・ビルド」の手法だけではなく、厳しい財政状況の中で、持続可能な行政サービスの提供を行うため、今後は、ファシリティマネジメント（※）の手法、考え方を適用し、継続使用すべき施設の長寿命化、過剰資産の解消に取り組み、施設の維持管理コストを縮減することとされている。

教育委員会が所管する施設には、学校施設や公民館等の高度経済成長期に整備された建築物が多く、施設の維持管理及び管理方針について見直す必要がある。

※ファシリティマネジメント（Facility Management=FA）とは、企業、団体等が組織活動のためにファシリティ（施設とその環境）を総合的に企画・管理・活用する経営活動。

（５）収益率の向上

市税をはじめとする各種収入金の出納率を向上させるため、滞納が発生した時点で長期化させないための初期対応、悪質な滞納者に対しての厳しい対応等に取り組むとともに、出納率に目標値を設定して進捗管理することとされている。

教育委員会で所管する事務のうち、奨学金の返還の延滞や学校給食における給食費の未払いが最近社会問題化しており、回収の事務システムも含めて検討する必要がある。

（６）情勢の変化に応じた事業の縮小、廃止（２－⑤）

各事務事業について、既に市民ニーズや社会情勢に合わなくなっているものについて、事業の縮小、廃止に向けて見直しを進めるとされている。

教育委員会が行っている事業には、市民に対する「教育」に役立つという名目で、前例踏襲となっていないか、そして、従前行われてきた事業が、既に社会のニーズに合わなくなっているものがないかを検討する必要がある。

第4章 監査にあたって

1 監査にあたっての視点

(1) 教育行政の自主性・独立性

憲法第26条が規定する国民の教育を受ける権利を実質的に保証するため、教育行政においては、政治的中立性や教育の高度な専門性の観点から、教育行政の実施主体の自主性・独立性が要請されている。そして、この要請に基づき、地方教育行政においては、地方公共団体に教育委員会を設置することとし（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条）、教育委員会は、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止をはじめとする地方公共団体が処理する教育に関する事務に関して広範な権限を有している（同法第23条）。

また、地方公共団体の長は、教育に関する事務の内、教育財産の取得・処分、契約締結、予算の執行等の権限を有することとされているが（同法第24条）、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならないとされている（同法第29条）。

さらに、具体的な教育は、学校教育であれば小中学校を中心とした学校現場で、成人を対象とする生涯教育であれば公民館や図書館等の現場で行われ、各教育現場が一定の自主性・独立性をもって行われている。

従前、教育行政には以上のような自主性・独立性が認められることから、実際の教育現場での教育内容への干渉は禁止され、教育行政の効率性や経済性等は十分な吟味がなされてこなかった嫌いがある。しかしながら、以下に述べるとおり、厳しい地方公共団体の財政の中で、もはや教育行政だけが行政の適法性・適正、有効性、効率性及び経済性の例外とされることは妥当でなく、一般の行政と同様な観点からの検証・見直しが必要である。

(2) 教育行政における適法性・適正

教育行政であっても、自治法をはじめとする法令や条例、地方公共団体の内規である要綱等に適合した行政（施設管理、契約、公金の支出等）が行われなければならないことは当然である。しかしながら、従前、教育行

政の自主性・独立性を重視する立場から、このような教育行政の適法性・適正に関して、十分な検討やチェックがなされてこなかったとの指摘もある。したがって、監査にあたっては、教育行政に最低限要請されるものとして、適法性・適正の観点からのチェックを行うこととした。

（３）教育行政における有効性

以上述べたとおり、教育委員会を中心とする教育行政組織及び学校等の教育現場においては、教育行政の自主性・独立性が認められるべきであり、また、教育自体は個々の生徒等に応じた個人的なものであり、その点で極めて個性的ないし多面的な性格を有するものである。そのため、現実に行われている教育行政が、有効に実施されているか否か、すなわち、行われている教育施策が有効なものになっているか否かを計数的に把握することは困難であるとの指摘はある意味で合理的なものである。だからと言って、教育施策の内容及び実施方法を、教育現場のみに任せ切りにすると、ややもすると独善的な教育が行われ、しかも、過去に行われた施策を十分な検討を行うことなく、長年繰り返すという弊害もないとは言えない。

したがって、教育現場の自主性・独立性を認めるのは当然のこととして、実際に行われている行政施策が有効なものか否か、現在の住民の需要にマッチした内容となっているか否かについては、第三者による評価及び見直し（モニタリング）が必要である。とりわけ、教育に関して直接の利害関係を有する生徒の保護者及び地域住民による評価が可能となるように、行政施策及びその予算措置の透明性を高め、行政施策に保護者や地域住民の意見が十分反映されるようにすべきである。特に、保護者や地域住民に直接的な経済的負担を求める施策に関しては、その内容及び効果について、十分な説明責任を果たすことが必要とされる。

（４）教育行政における経済性・効率性

また、以上のとおり、教育行政の自主性・独立性が認められる必要性があり、教育の専門性・多面性という性格を考慮するとしても、教育行政に必要な費用は、最終的には住民が負担する税金に転嫁されるものであるから、通常の地方行政と同様、教育行政においても、経済性及び効率性が要求されることは当然である。しかしながら、従前は、教育行政の自主性・独立性の名

目の元に、教育行政の実施内容については、基本的に教育現場に任せられ、経済性・効率性については十分な検討が行われてこなかった傾向がある。特に、第3章3（4）で述べたとおり、高度成長期に整備されたインフラや施設の大規模修繕や建替え時期の一斉到来は、地方自治体にとって財政的に大変な重荷になるため、厳しい財政状況の中で、不要な施設の廃止や維持管理コストの縮減などが必要とされているところ、教育委員会が所管する施設には、学校施設や公民館等の高度経済成長期に整備された建築物が多く、施設の維持管理及び管理方針について見直す必要がある。

2 報告書で取り上げた事業及び施設について

本報告書では、監査を実施した事業・施設の内、以下の事業・施設を取り上げた。

- （1）学校給食運営事業
- （2）私立幼稚園助成事業（私立幼稚園補助金事業・私立幼稚園就園奨励費補助金）
- （3）就学援助事業
- （4）奨学金給付貸付事業
- （5）指導関係特別事業（外国人英語講師）
- （6）指導関係補助金
- （7）情報学習センター
- （8）図書館
- （9）公民館
- （10）美術館
- （11）少年自然の家
- （12）科学センター
- （13）資料館
- （14）伝統美観地区修景事業

第5章 監査の結果及び意見

第1節 総論

1 はじめに

倉敷市教育委員会が所管する事業及び施設に対する監査結果について、その概要を全体意見として述べ、各事業、施設毎の監査結果を各論として述べることとする。

2 全体意見

(1) 事業・施設管理の適法性・適正の観点から

(ア) 事業実施にかかる支出の根拠を検証するとともに、事業の実施が法令・要綱等に適合して行われるように見直しを行うべきである。

教育行政が、法令や条例に違反せず、また、行政内部の内規である要綱等に適合して行われなければならないことは当然のことである。

しかしながら、各論5「指導関係特別事業（外国人英語講師）」の項で指摘するとおり、倉敷市の小中学校に勤務している外国人英語講師は、倉敷市教育委員会の説明によると、地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤の特別職の地方公務員に該当し、倉敷市条例第23号「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」の別表「その他の者」に該当するものとして、その報酬を支払っているとのことであった。外国人英語講師が、非常勤の特別職の公務員に該当するのであれば、自治法第203条の2、第204条の2により、その報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は条例で定める必要があることとなる。しかし、実際の外国人英語講師の報酬等については、「語学指導等に従事する外国青年の任用、報酬、勤務時間、その他の勤務条件に関する要領」に基づき支給されているが、その内容は上記条例に規定する報酬と整合しておらず、同条例に基づいて外国人英語講師の報酬等が支給されているとは言い難い。したがって、外国人英語講師に対する報酬等の支払は、自治法に基づいた支出が行われているとは言えない可能性が高いので、その報酬等の額及び支払方法について、条例で規定することにより、早期に是正する必要がある。

また、各論 8「図書館」及び各論 9「公民館」の項で指摘するとおり、倉敷公民館他 2 地区館及び中央図書館・美術館等については、特定非営利活動法人（以下、「当該法人」という。）との間で、随意契約により清掃業務委託契約を締結しており、契約締結の起案書では、随意契約締結の理由（根拠条文）として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札にすることが不利と認められる）に該当すると記載されている。しかしながら、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、競争入札に付す方が随意契約によるよりも経費、納期・工期、安全性等で不利となることが認められるような場合をいうものと解されており、公民館や図書館等の施設の清掃業務がこれに該当すると解釈するのは困難である。したがって、当該法人と随意契約を締結する場合は、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号への該当性を検討すべきであり、上記随意契約の締結の理由は相当でない（なお、当該法人は、現時点では、第 3 号の要件を満たしておらず、随意契約の締結自体が違法の恐れがあることは、後記のとおりである）。また、各論 11「少年自然の家」の項で指摘するとおり、同施設の警備業務・清掃業務については、同施設開設の際に締結された地元との覚書の存在を理由に、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するとして、随意契約により業務請負契約が締結されているが、地元と交わされた覚書の存在だけで同号の要件に該当するか否かについては疑義がある。いずれにせよ、適正な価格の形成や公平性の確保のために競争入札を原則とする自治法の趣旨を踏まえ、これに抵触する可能性がある随意契約による契約の締結方法を見直し、競争入札の導入を検討すべきである。

さらに、少年自然の家の使用許可処分については、倉敷市行政手続条例に基づく「審査基準・標準処理期間」が定められており、標準処理期間は「即日」とされているところ、これに違反した遅れた処理が多く見られた。また、同施設では、使用料の納付や使用許可の取消手続においても、倉敷市少年自然の家条例及び同施行規則に違反した運

用がなされていた。このような運用は、条例等に適合するように改められる必要があり、仮に、条例等に定める方法が適切でないのであれば、条例等を改正すべきである。

(イ) 事業やこれに伴う支出にかかる法律関係について、専門家の意見を求めるなどして検証し、これに適合する事業の運用に改めるべきである。

各論 1 「学校給食運営事業」の項で指摘するとおり、学校給食の運営事業においては、その法律関係の検討が不十分なまま、昭和30年代に発せられた文部省管理局長回答を根拠にして、学校給食費については、PTA会費と同様の私費会計であるとして取り扱い、学校長の権限でその徴収・管理等が行われている。しかしながら、現在においては、児童手当法の改正による相殺処理や学校給食費の滞納の増加など、学校給食費については単純に私費会計であるとして学校現場に放置しておくことはできない状況になっている。また、私費会計であるとして取り扱うことは、倉敷市による法的手続を含めた強制的な徴収を行うことができず、学校給食費の滞納を放置したままにすることとなり、きちんと支払っている保護者との間で不均衡となっている。したがって、学校給食運営事業については、食材の購入も含めて、その法律関係を明確化した上で、それに適合した運営に改めるべきである。

また、各論 2 「私立幼稚園助成事業」の項で指摘するとおり、倉敷市は、倉敷市補助金等交付規則に基づき、倉敷市私立幼稚園協会に加盟している個々の私立幼稚園を対象とし、公立と私立の幼稚園通園児保護者の経費負担の格差縮小を図ることを目的として補助金を交付しているが、その補助金の交付に関し、取扱基準を定め、補助金の交付申請、補助金の交付及び実績報告は、すべて上記協会を通じて行うこととなっている。そのため、補助金の対象事業が明確でなく、その実績報告も各幼稚園への交付の記載だけで全く内容がないものとなっている。補助金の交付は、あくまで公益上必要がある場合になされるものであり、その公益性は対象事業との関係で必要とされるものであるから、補助金の交付申請等を上記協会がとりまとめることが事務処理の便宜上良いとしても、倉敷市

が交付する補助金の対象事業については、各幼稚園から詳細な実績報告書を提出させるなどして、補助金の必要性を検証できるようにする必要がある。

さらに、各論 6「指導関係補助金」の項で指摘するとおり、倉敷市では、岡山県内の教職員を会員とする研究会に対し、会員である教職員の会費等に相当する負担金を支出しているが、負担金は、地方公共団体が負担すべき経費を支弁するものであるから、教職員が本来支払うべき会費を立て替えることとなるような負担金の支出をすることは、実質的に給与条例主義（自治法第 204 条、204 条の 2）に違反する可能性もある。したがって、上記のような研究会に負担金を支出する場合には、倉敷市の負担すべき経費に該当するか否かを十分検討し、その負担根拠も明確にすべきである。

（2）事業の有効性・施設の有効利用の観点から

（ア）事業の必要性や実施規模及び施設の有効利用について検討すべきである。

第 4 章 1 で述べたとおり、教育行政が自主性・独立性を有するものであり、教育自体が個人的・多面的な性格を有するものであるとしても、現実に行われている教育施策が有効なものとなっているか、現在の住民の需要にマッチした内容となっているか否かについては、継続的な見直し（モニタリング）が必要である。

各論 2「私立幼稚園助成事業」及び各論 6「指導関係補助金」の項で指摘するとおり、補助金や負担金の必要性について十分な検討がなされないまま交付が継続されていたり、各論 9「公民館」の項で指摘する公民館の分館の使用状況、各論 10「美術館」の項で指摘する美術館の会議室の使用状況及び各論 11「少年自然の家」の項で指摘する少年自然の家の稼働率の低下する冬期の利用など、必ずしも施設の有効利用が図られていないものが見受けられた。したがって、補助金等の交付の継続の可否や施設の統廃合も含めた有効利用について、検討を行うべきである。

また、各論 5「指導関係特別事業（外国人英語講師）」の項で指摘する
とおり、小中学校に派遣する外国人講師の需給状況は、事業開始当初とは
大きく変化していることから、その勤務条件について見直しを検討すべき
である。

（イ）事業内容やその有効性について、市民、特に当該事業に利害関係を有す
る者に対する十分な説明責任を果たすべきである。

各論 1「学校給食運営事業」の項で指摘するとおり、学校給食費の滞納
分については、実質的に学校生徒及びその保護者が負担することとなっ
ているにもかかわらず、学校給食の決算は保護者には明確には開示され
ておらず、保護者は学校給食費の滞納分を実質的に負担していることを
知らされていない。そして、このことが学校給食費の滞納が放置された
ままとなる原因ともなっている。したがって、学校給食費に関して、保
護者に対する決算報告を徹底するとともに、学校給食費については公会
計方式の採用を検討すべきである。

また、各論 2「私立幼稚園助成事業」の項で指摘するとおり、補助金
の対象が私立の幼稚園であるにもかかわらず、その実績報告において、
補助事業の対象である私立幼稚園の事業内容が全く報告されておらず、
倉敷市及び市民の立場から、当該補助事業の必要性を検証できないこと
となっており、実績報告の内容について改められる必要がある。

（3）事業の経済性・効率性の観点から

（ア）指定管理者制度の導入や民間委託の推進を行うべきである。

第 4 章 1 で述べたとおり、教育行政の自主性・独立性が認められる
必要性があり、教育の専門性・多面性という性格を考慮するとしても、
教育行政に必要な費用は、最終的には住民が負担する税金に転嫁され
るものであるから、教育行政においても、経済性及び効率性が要求さ
れることは当然であり、教育委員会が所管する施設についても、経済
性及び効率性の観点から、施設の維持管理が行われる必要がある。

倉敷市の平成24年4月1日現在の公の施設の管理運営体制の状況は、図表8「公の施設一覧表」のとおりであるが、教育委員会が所轄する施設については、施設が所在する地元に関連する極めて小規模な施設以外には、ほとんど指定管理者制度が導入されていない。また、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設については、全国で指定管理者制度の導入が徐々に進み、倉敷市の過去の包括外部監査においても、公民館・図書館への指定管理者制度の導入が意見として述べられているが、現時点でも教育委員会では、指定管理者制度の導入には極めて消極的である。しかしながら、単に経費の削減だけでなく、民間のノウハウを利用した施設の有効利用と市民への充実した行政サービスの提供という観点から、公民館、図書館、美術館及び少年自然の家等の施設に、指定管理者制度の導入を真剣に検討すべき時期にきている。

また、各論1「学校給食運営事業」の項で指摘するとおり、倉敷市では、隣接する岡山市と異なり、給食調理の民間委託について全く導入がなされておらず、導入についての具体的な検討すら行われていないのであり、学校給食への民間委託の導入について早急に検討すべきである。

図表8

公の施設 一覧表

平成24年4月1日 現在

所 管 部 署		施 設 名 称 等		現在の管理運営体制					指定 期間		施設数		運営		指定管理者 公募 非公募	
		種 類	名 称 及 び 施 設 数	管理運営主体		運営 方法	指定管理 開始年月日									
企 業 財 政 局	市民活動推進課	市民交流センター	児島市民交流センター (同第1～3駐車場) 玉島市民交流センター (玉島経済圏ほか)	指定管理者	児島商工会議所・クラレテクノ共同事業体	公募 (更新制)	平成27年6月	3年(1月 +2年+3年)	2	2						
				指定管理者	玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス 共同事業体	公募 (更新制)	平成28年2月	4年3月 (+2年+3年)	2	2						
		環境交流スクエア	環境交流スクエア	直 営		---	---	---	1	1						
		市民活動センター	市民活動センター	直 営		---	---	---	1	1						
												6	2	4	0	
総 務 局	児島支所・産業課	児島観光港待合所	児島観光港待合所	直 営		---	---	---	1	1						
		美しい森	倉敷美しい森	直 営		---	---	---	1	1						
		ふれあいの森	ふれあいの森	直 営		---	---	---	1	1						
	船橋支所	農産物処理加工施設	農産物処理加工施設	指定管理者	ふなおワイナリー 有限会社	非公募	平成26年3月	3年	1			1				
		乾燥調製施設	乾燥調製施設	指定管理者	岡山西農産協同組合	非公募	平成28年3月	5年	1			1				
		船橋町ふれあいの森公園	船橋町ふれあいの森公園	直 営		---	---	---	1	1						
	真備支所・産業課	たけのこ茶屋	たけのこ茶屋	指定管理者	倉敷市真備町たけのこ茶屋生産販売組合	非公募	平成28年3月	5年	1			1				
		美しい森	真備美しい森	直 営		---	---	---	1	1						
												6	5	0	3	
市 民 局	生活安全課	交通公園	倉敷市交通公園	直 営		---	---	---	1	1						
	人権推進室	創保館	倉敷民主会館など(5施設)	直 営		---	---	---	5	5						
	男女共同参画課	男女共同参画推進センター	男女共同参画推進センター	直 営		---	---	---	1	1						
													7	7	0	0
環 境 リ サ イ ク ル 局	環境衛生課	墓地・墓園	中央公園墓地など(13施設) 〔中央、第2中央、臨新田 児島、玉島、 第2玉島、真備、島島第1、島島第2、茶屋町、茶屋町早沖、大向山、船橋小池〕	直 営		---	---	---	13	13						
		火葬場	中央・真備両場 児島・玉島両場	直 営		---	---	---	2	2						
	一般廃棄物対策課	水島ふれあいセンター	水島ふれあいセンター	指定管理者	株式会社 五輪	公募 (更新制)	平成26年3月	5年 (+5年)	2	2						
		一般廃棄物対策課 児島環境センター	リサイクル推進センター	児島リサイクル推進センター	指定管理者	財団法人倉敷市スポーツ興隆事業団	非公募	平成26年3月	5年	1			1			
	環境施設課	西郷ふれあい広場	西郷ふれあい広場	直 営		---	---	---	1	1						
													20	17	2	1
保 健 福 祉 局	児童福祉推進課	くらしき健康福祉プラザ	くらしき健康福祉プラザ	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団・ クラレテクノ株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	1			1				
		真備健康福祉館	真備健康福祉館	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	公募 (更新制)	平成27年3月	4年 (+3年+3年)	1			1				
	高齢福祉課	老人館の家	倉敷地区(12施設)	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	公募	平成26年3月	5年	12			12				
			水島地区(7施設)	指定管理者	岡山県高齢者福祉生活協同組合	公募	平成26年3月	5年	7			7				
			倉敷地区(8施設)	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	公募	平成26年3月	5年	8			8				
			玉島地区(9施設)	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	公募	平成26年3月	5年	9			9				
			西岡荘	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	公募	平成26年3月	5年	1			1				
		老人福祉センター	有城荘	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	非公募	平成26年3月	5年	1			1				
			船橋町高齢者福祉センター	指定管理者	社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	非公募	平成26年3月	5年	1			1				
			まきび荘	指定管理者	社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	公募	平成26年3月	6年	1			1				
	障がい福祉課	養護老人ホーム	琴浦園	指定管理者	社会福祉法人しおかぜ	公募 (更新制)	平成29年3月	4年 (+3年+3年)	1			1				
			長楽荘	指定管理者	社会福祉法人うづき会	公募 (更新制)	平成28年3月	4年 (+3年+3年)	1			1				
		障がい者支援センター	児島・玉島障がい者支援センター	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	非公募	平成26年3月	3年	2			2				
			水島障がい者支援センター	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	非公募	平成26年3月	3年6ヶ月	1			1				
			身体障がい者デイサービスセンター	身体障がい者デイサービスセンター	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団・ クラレテクノ株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	1			1			
			障がい者福祉センター	障がい者福祉センター	指定管理者	社会福祉法人倉敷市社会福祉事業団	非公募	平成26年3月	5年	1			1			
		障がい者福祉施設	ふじ園	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	非公募	平成26年3月	5年	1			1				
			しほり自由児童園施設	くすのき園	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	非公募	平成26年3月	5年	1			1			
			障がい者就労支援施設	まきびの道	指定管理者	社会福祉法人あけぼの福祉会	非公募	平成27年3月	5年	1			1			
			子育て支援課	児童館	倉敷児童館など(6施設)	指定管理者	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	非公募	平成26年3月	5年	6			6		
	母子生活支援施設	鶴心寮		指定管理者	社会福祉法人くもれ	公募	平成26年3月	5年	1			1				
	保育課	保育園		老松保育園など(29施設)	直 営		---	---	---	29	29					
		寄養給付園		保田の家	直 営		---	---	---	2	2					
		保健課	休日夜間緊急センター	休日夜間緊急センター	指定管理者	財団法人倉敷市保健医療センター	非公募	平成26年3月	5年	1			1			
市民病院		市民病院	児島市民病院	直 営		---	---	---	1	1						
												92	32	44	18	

公の施設 一覧表

平成24年4月1日 現在

所 管 部 署	施 設 名 称 等		現在の管理運営体制				指定 期間	施設数	直営	指定管理者	
	種 類	名 称 及 び 施 設 数	指定管理者	管理運営主体	選定 方法	指定管理 期間満了日				公 募	非 公 募
文化産業局	文化振興課	文化交流会館	指定管理者	財団法人倉敷市文化振興財団	非公募	平成26年3月	5年	1			1
		倉敷市民会館など(4施設)	指定管理者					4			4
		文化施設	指定管理者	財団法人倉敷市文化振興財団	非公募	平成26年3月	2年	2			2
		大野昭和斎記念館		直 営	—	—		1	1		
		薄田流直生家		直 営	—	—		1	1		
		横溝正史蔵開宅		直 営	—	—		1	1		
	観光課	国民宿舎	指定管理者	シダックスフードサービス株式会社	公募 (更新制)	平成29年3月	5年 (+5年)	2		2	
		ユースホテル						1		1	
		新渡園	指定管理者	倉敷観光コンベンションビューロー・ 大原美術館・クラレテクノ共同事業体	公募	平成27年1月	5年10ヶ月	1		1	
		バス専用駐車場	指定管理者	倉敷観光コンベンションビューロー・ クラレテクノ共同事業体	公募	平成27年1月	5年10ヶ月	1		1	
		倉敷物語館	指定管理者	倉敷まちづくり株式会社	非公募	平成25年3月	3年	1			1
		むかし下津井回船問屋		直 営	—	—		1	1		
		蔵羽山ビジターセンター	指定管理者	NPO法人蔵羽山の景観を考える会	非公募	平成26年3月	3年	1			1
	スポーツ振興課	運動公園	指定管理者	財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・ クラレテクノ株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	7		7	
			指定管理者	NPO法人岡山県水泳連盟	公募	平成27年3月	5年	1		1	
		球技施設	指定管理者	財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・ クラレテクノ株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	2		2	
				直 営	—	—		1	1		
		水泳センター	指定管理者	財団法人倉敷市スポーツ振興事業団	—	—		1			1
		体育館	指定管理者	財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・ クラレテクノ株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	7		2	
				直 営	—	—		4	4		
		武道場	指定管理者	玉島テレビ放送・JFE西日本Jーエス 共同事業体	公募 (更新制)	平成28年2月	4年3ヶ月 (+3年+3年)	再掲		再掲	
			指定管理者	クラレテクノ株式会社ビル管理サービス事業部	公募	平成26年3月	3年	1		1	
		高梁川船穂一之町広場	指定管理者	船穂町グラウンドゴルフクラブ	非公募	平成26年3月	10年	1			1
	商工課	ファッションセンター	指定管理者	倉敷ファッションセンター株式会社	非公募	平成28年3月	5年	1			1
		海員会館	指定管理者	株式会社レバスト	公募	平成25年3月	3年	1		1	
		産業振興センター	指定管理者	児島商工会議所	非公募	平成29年3月	5年	1			1
	労働政策課	労働会館	指定管理者	株式会社さんびる	公募 (更新制)	平成28年3月	5年 (+5年)	1		1	
		山陽ハイツ	指定管理者	ベネフィットホテル株式会社	公募	平成26年3月	3年	1		1	
		共同作業場		直 営	—	—		1	1		
		勤労福祉センター		直 営	—	—		1	1		
		勤労青少年ホーム		直 営	—	—		1	1		
	農林水産課	勤労者体育センター		直 営	—	—		1	1		
		農業共同作業所		直 営	—	—		5	5		
		堆肥センター		直 営	—	—		1	1		
		研修センター		直 営	—	—		1	1		
								54	20	21	13

公の施設 一覧表

平成24年4月1日 現在

所 管 部 署	施 設 名 称 等		現在の管理運営体制				指定 期間	施設数	直営	指定管理者	
	種 類	名 称 及 び 施 設 数	管理運営主体		選定 方法	指定管理 期間満了日				公 募	非 公 募
建設局	市街地開発課	駐車場	阿知3丁目駐車場など(18施設)	指定管理者	倉敷まちづくり 株式会社	非公募	平成29年3月	5年	18		18
	倉敷駅前広場開発事務所	区画整理事業実施に伴う仮住居	倉敷駅前東都市再生住宅	直 営					1	1	
	道路管理課	自転車等駐車場	倉敷駅前自転車駐車場など (32施設)	直 営					32	32	
	公園緑地課	公園	都市公園・児童遊園	直 営					980	980	
		運動公園	倉敷運動公園など(7施設) ※緑地部分	指定管理者	財団法人倉敷市スポーツ振興事業団・ クワレテクノ株式会社 共同事業体	公募	平成26年3月	5年	再掲		再掲
		児島地区公園	児島地区公園 ※緑地部分	指定管理者	NPO法人 岡山県水泳連盟	公募	平成27年3月	5年	再掲		再掲
	住宅課	市営住宅	中庄団地など(88施設)	直 営					98	98	
		市営住宅駐車場	市営中洲団地有料駐車場	指定管理者	株式会社ニビルサービス	公募	平成29年3月	5年	1		1
		市営住宅	市営新倉敷駅前再開発住宅等	指定管理者	両儀ホールディングス株式会社	公募	平成26年9月	5年6ヶ月	1		1
									1111	1091	2 18
教育委員会	教育総務課	情報学習センター	倉敷情報学習センター	直 営					1	1	
	生涯学習課	少年自然の家	少年自然の家	直 営					1	1	
	文化財保護課	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館	指定管理者	社団法人倉敷市シルバー人材センター	非公募	平成28年3月	5年	1		1
			福田歴史民俗資料館	指定管理者	福田歴史民俗資料館管理委員会	非公募	平成28年3月	5年	1		1
			真備歴史民俗資料館	直 営					1	1	
		磯崎眠竜記念館	磯崎眠竜記念館	指定管理者	磯崎眠竜顕彰会	非公募	平成28年3月	5年	1		1
		旧柚木家住宅	旧柚木家住宅	指定管理者	玉島商工会議所	非公募	平成28年3月	5年	1		1
		まきび記念館	まきび記念館	指定管理者	古備真備顕彰会	非公募	平成28年3月	5年	1		1
		ふるさと歴史館	真備ふるさと歴史館	指定管理者	岡田澤史研究会	非公募	平成28年3月	5年	1		1
	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	倉敷埋蔵文化財センター	直 営					1	1	
	中央図書館	図書館	中央図書館など(6施設)	直 営					8	8	
	美術館	美術館	美術館	直 営					1	1	
	自然史博物館	自然史博物館	自然史博物館	直 営					1	1	
	市民学習センター	市民学習センター	倉敷市民学習センター	直 営					1	1	
			基幹＝倉敷公民館など(4施設)	直 営					4	4	
			地区＝倉敷東公民館など (24施設)	直 営					24	24	
			分館＝向山分館など(20施設)	直 営					20	20	
	科学センター	科学センター	倉敷科学センター	直 営					1	1	
			真備天体観測施設	直 営					1	1	
									69	63	0 6
									1367	1237	73 57

(イ) 管理・回収に関するマニュアルを作成し、管理体制・方法を見直すべきである。

各論 1 「学校給食運営事業」の項で指摘する学校給食費の管理・回収及び各論 8 「図書館」の項で指摘する図書館の延滞図書督促について、管理・回収に関する統一的なマニュアルが存在しないため、その管理回収は担当者に任されており、必ずしも十分な管理・回収が行われているとは言えない。したがって、管理・回収に関するマニュアルを作成し、法律の専門家による法的手続の実施等も含めた統一的な管理・回収体制の強化を図るべきである。特に、各論 8 「図書館」の

項で指摘するとおり、図書館については、返還されていない大量の延滞図書が放置されたままとなっており、市民に多額の損害を与えているものであるから、早急に専門家チームを結成してその対策を図る必要がある。

第2節 各論

- 1 学校給食運営事業
- 2 私立幼稚園助成事業
- 3 就学援助事業
- 4 奨学金給付貸付事業
- 5 指導関係特別事業（外国人英語講師）
- 6 指導関係補助金
- 7 情報学習センター
- 8 図書館
- 9 公民館
- 10 美術館
- 11 少年自然の家
- 12 科学センター
- 13 資料館
- 14 伝統美観地区修景事業

1 学校給食運営事業

1 概要

(1) 事業目的

学校給食運営事業の目的を市のHPから引用すると、以下のとおりである。

「学校給食は、戦後、困難な食糧事情の下で、主として経済的困窮と食糧不足から児童生徒を救済するための措置として実施されました。しかし、現在は学校教育活動の一環として実施されるものであり、児童生徒が身体的にも精神的にも大きく成長する大切な時期に栄養のバランスのとれた学校給食をとることを通じて、食教育の充実を目指して次の七つの目標を達成することが求められています。」

具体的な七つの目標は、以下のとおりである。

- ② 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 事業の沿革

倉敷市における「学校給食のあゆみ」を、倉敷市のHPから引用すると、以下のとおりである。

「昭和21年倉敷東小学校で簡易給食が開始されてから55年が経過しました。その間、学校給食は、教育活動の一環として定着し、児童生徒の心身の健全な発達に資してきました。」

昭和55年には、(財)倉敷市学校給食会を設立し、物資の提供体制を確立して、安全上質で安価な物資の確保に努めています。平成13年からは年間献立原

案の作成により、年間を通した計画的な物資の供給が可能となり、全市を対象とした地場産物の導入に取り組んでいます。

また、平成11年～平成12年に「倉敷市21世紀学校給食検討委員会」を開催し、「子どもたちの健やかな成長と健康づくりのための今後の学校給食の役割とあり方について―学校給食の充実による健康教育の推進及び条件整備について―」の答申に添って、実施計画を作成中である。平成12年度から強化磁器製食器を導入し、安全で児童生徒に喜ばれる学校給食の実施に努力しています。」

(3) 事業内容（「倉敷の教育 2011」より引用）

ア 平成23年度における本事業の施策・事業計画は、以下のとおりである。

(ア) 学校給食の安全で円滑な実施

- ① 地場産物の利用促進を図り、新鮮・安価で安全な食材の調達と児童生徒の食に関する知識を深める。
- ② アレルギーを持つ児童生徒への対応を推進する。
- ③ 学校給食衛生管理基準（文部科学省通知）に沿って、衛生管理の強化を図る。

(イ) 給食施設・設備の充実

- ① トイレの改修や手洗い設備の改修を計画的に実施する。
- ② ドライシステム用備品を購入し、調理作業のドライ運用化を推進する。

(ウ) 学校給食の効率的な運営

- ① 給食配送業務・職員検便・そ族昆虫駆除・高所換気扇清掃他各種業務に関して委託契約をし、安全管理に努めるとともに経費の削減を図る。
- ② 給食調理員の嘱託制を導入している。

イ 平成23年度における本事業の実施状況は、以下のとおりである。

(ア) 完全給食（給食費）の状況

区分	一般単価（単位：円）				年間 予定回数	年間 給食費	月額 (約)
	主食	牛乳	副食	計			
小学校	54.22	43.91	171.87	270	200回	54,000円	4,700円
中学校	60.60	43.91	215.49	320	200回	64,000円	5,600円

学校給食の実施に要する経費のうち食材料費のみが保護者の負担となる。主食については、米飯（週３回）・パン（週２回）・めん（月１回）を実施している。これに牛乳と副食を加えて完全給食と呼んでいる。

月額給食費については、３月を年間の精算月とし、各校毎に集金額を算出している。

このほかの人件費、施設整備費、光熱水費は、公費負担である。

なお、平成２２年度の給食費の実績は、以下のとおりである。

平成２２年度の食材料費の実績		
区分	一般単価（単位：円）	実施回数（単位：回）
小学校	260.84	190
中学校	312.07	182

（イ）学校別実施状況（平成２４年５月１日現在）

（単位：校、人）

区分	現在数		完全給食				パン・ミルク	
			単独方式（＊１）		センター方式（＊２）		捕食給食	
	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数
小学校	63	28,186	51	24,285	12	3,901	—	—
中学校	26	13,882	10	4,480	16	9,402	—	—
定時制高校	4	325	1	108	—	—	3	52
特別支援学校	1	295	1	295	—	—	—	—
合計	94	42,688	63	29,168	28	13,303	3	52

（＊１）単独調理方式

学校ごとに調理場を設ける方式。出来たての給食を決められた時間に提供でき、また児童・生徒が調理場との交流ができるなど、食育の観点から有効であるとされている。

一方、学校ごとに調理員や調理設備の配置が必要になり、相対的に高コストになるといったデメリットも指摘されている（以下、この方式により給食を行っている学校を「単独校」という。）。

(＊２) センター（共同調理）方式

複数の学校の給食をまとめて調理し配送する方式。規模のメリットによる運営コストの削減を図ることができるというメリットがある。

一方、衛生面での事故が起こった場合には、被害が拡大する可能性があり、また都市部では交通渋滞等による配送遅延の可能性が相対的に高まるといったデメリットも指摘されている（以下、この方式により給食を行っている学校を「受配校」という。）。

(ウ) センター方式における共同調理場別実施状況（平成２４年５月１日現在）

(単位：校、人)

共同調理場 名	小学校		中学校		合計	
	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数
倉敷			7	4,184	7	4,184
倉敷北			4	3,174	4	3,174
玉島	3	1,400	2	1,088	5	2,488
庄	1	903	1	403	2	1,306
船穂	2	389	1	208	3	597
真備	6	1,296	1	317	7	1,613
合計	12	3,988	16	9,374	28	13,362

ウ 給食物資について

学校給食用物資（副食）は、学校で調達するものも一部あるが、大半を共同購入しており、(財)倉敷市学校給食会（以下、「市給食会」という。）が、安全かつ良質で安価な物資を調達している。

学校給食用物資の共同購入を進めるため、市給食会では、学校関係者や保護者の代表から構成される納入業者選定委員会及び物資審査委員会を開催し、安全で安価な物資を選定している。

また、できるだけ地場産物を使用できるよう努力している。

(4) 事業実績

ア 本事業（保健体育課）の過去３年間の事業費実績は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
事業費実績	1,423,627	1,386,104	1,406,038

また、内訳の主な費目（節）は、以下のとおりである。

（単位：千円）

節	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
人件費関係	843,456	780,398	750,889
需用費	268,994	247,783	262,050
委託料	63,224	81,757	70,035
備品購入費	19,789	29,553	74,026
扶助費	205,811	225,474	227,187
その他	22,353	21,139	21,851
合計	1,423,627	1,386,104	1,406,038

保健体育課における学校給食費及び共同調理場管理費に係る事業費の約５～６割を学校給食実施事業に係る職員の人件費関係が占めている状況である。

しかしながら、後記の学校給食職員数の過去３年間の推移を見ても分かるとおり、市では給食調理員の嘱託制を積極的に推進していることから、保健体育課における人件費関係の事業費は毎年減少傾向にある。

なお、教育総務課における嘱託・臨時職員に係る人事管理経費の内訳を示すと、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
報酬	410,786	429,958	456,437
共済費	59,146	66,923	72,441
賃金	125,362	128,482	126,612
合計	595,294	625,363	655,490

このように、市では学校給食の効率的な運営に努めているが、他の市町村において多く実施され始めている民間委託については、まだ一切採用されていない。

イ 学校給食職員数の過去 3 年間の内訳及び推移は、以下のとおりである。

(単位：人)

職種	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
栄養教諭	2	3	3
学校栄養職員	71	70	70
給食調理員	350 (264)	354 (277)	353 (282)
その他	2	2	2
合計	425	429	428

給食調理員数の()数は、嘱託調理員、臨時調理員の合計数(内数)である。

ウ 平成 2 3 年度における各学校の給食費会計の状況は、以下のとおりである。

① 給食費の概要

	学校数	総生徒数(人)	総給食費(千円)	一人当り給食費(円)
小学校	6 3 校	28,485	1,375,457	48,287
中学校	2 6 校	13,831	759,619	54,921
合計	8 9 校	42,316	2,135,076	50,455

(倉敷市教育委員会の実施したアンケート結果より)

② 学校給食費の一般会計の状況

(単位：千円)

		前年度繰越金	収入総額	支出総額	次年度繰越金
小学校	単独（52校）	16,834	1,309,200	1,311,362	14,672
	調理場（11校）	2,157	159,537	159,804	1,890
中学校	単独（9校）	1,801	261,202	261,279	1,724
	調理場（16校）	7,751	580,927	582,837	5,841
合計		28,543	2,310,866	2,315,282	24,127

(倉敷市教育委員会に提出された各学校の決算報告書を集計)

理論的には、その年度の給食費はその年度の生徒のために使用されるべきものであり、繰越金が一見大きい金額のようにも見えるが、実務的には、運転資金としての残高が必要なことに鑑みると、一定金額の繰越金は必要である。

③ 学校給食費の運営費会計の状況

(単位：千円)

		前年度繰越金	収入総額	支出総額	次年度繰越金
小学校	単独（52校）	3,753	14,680	14,139	4,294
	調理場（11校）	1,100	692	772	1,020
中学校	単独（9校）	279	2,127	1,992	414
	調理場（17校）	4,207	2,082	2,659	3,630
合計		9,339	19,581	19,562	9,358

(倉敷市教育委員会に提出された各学校の決算報告書を集計)

エ 平成23年度末（平成24年3月31日現在）における各学校の給食費未納額の状況は、以下のとおりである。

	未納人数(人)	滞納率(人数比)	未納額(千円)	滞納率(金額比)
小学校	211	0.74%	5,172	0.38%

中学校	336	2.43%	8,265	1.09%
合計	547	1.29%	13,437	0.63%

(倉敷市教育委員会の実施したアンケート結果より)

小学校 63 校のうち、未納者がゼロの小学校が 24 校ある。最も未納者が多い小学校で 30 人（未納額 507,740 円）。未納額の最も多い小学校で 661,850 円（未納者 20 人）である。

中学校 26 校のうち、未納者がゼロの中学校は 2 校である。最も未納者が多い中学校で 32 人（未納額 273,880 円）。未納額の最も多い中学校で 772,100 円（未納者 26 人）である。

ただし、ここでいう未納額とは、平成 23 年度において収入すべき給食費のうち平成 24 年 3 月 31 日時点で未納となっているものの報告であり、瞬間的な数値である。4 月 1 日以降に引き続き督促を行うことによって回収が図られることから、実質的な未納者と未納額はさらに減少する結果となる。

なお、過去年度からの滞納で、督促そのものを諦めてしまったものも存在する。これらの管理は各学校さらには担当者に任されており、統一的な管理方法がないことから、過年度からの滞納残高の掌握は非常に困難である。

2 学校給食運営事業の現状

(1) 給食費に関する法律関係

ア 学校給食運営事業においては、前記 1 (3) のとおり、保護者負担となる経費は食材料費のみである。

これは、学校給食法第 11 条第 1 項により、学校給食の実施に必要な設備及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者が負担するとされ、同条第 2 項により、同条第 1 項に記載する経費以外の学校給食に要する経費は、保護者の負担とされているからである。

すなわち、同条第 1 項の経費は、公立学校の場合、地方公共団体の負担となり（学校教育法 2 条）、同条第 1 項の経費は、学校給食に従事する職員に要する給料その他の人件費と施設・設備の修繕費が含まれるため（学校給食法施行令第 2 条）、保護者が負担する経費は、主に食材料費ということになる。

なお、生活保護による教育援助には学校給食費が含まれており、生活保護の対象とはならないものの経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対しては、就学援助制度により、学校給食費の援助がなされている。

イ 次に、給食費をめぐる法律関係について、ここで若干触れておく。

一般的には、給食費を保護者が学校へ支払うことから、地方自治体（市）が保護者に対する給食費支払請求権を有しているというイメージが特に保護者にはあるかもしれないが、給食費をめぐる法律関係は単純なものではなく、倉敷市の現状は以下のとおりとなっている。

まず、倉敷市では、給食費について、私会計方式を採用しており、給食費につき倉敷市の収入とせずに校長の責任で管理している。

そして、各学校は、副食材料を主に市給食会を通じて購入し（一部の食品については、直接納入業者から購入している）、牛乳や主食については公益財団法人岡山県学校給食会（以下、「県給食会」という。）を通じて購入している。

給食の実施については、単独校方式を採用している学校と共同調理場方式を採用している学校があるが、いずれの場合でも、学校は食材料等の購入に関し、請求書に基づいて食材料費等の支払いを行っている。

なお、食材の納入に関する契約関係は以下のとおりとなっている。

主食については、県給食会が、パン・米飯・麺の各製造業者との間で委託契約を締結している。これは、県給食会が、給食として児童生徒に主食を提供するために、各業者に製造方法、規格等を示し、製造を委託するというものである。県給食会と各学校との間には、契約書は締結されていない。そして、倉敷市教育委員会は、現在、主食に関する契約には関与していない。

牛乳については、平成24年度における市の学校給食用牛乳納入業者は、明治乳業及びオハヨー乳業の二社であるところ、納入にあたり、単独校方式を採用している学校については、学校（消費者側）、納入業者（生産者側）及び県給食会（会計管理側）の三者で牛乳供給契約を締結し、共同調理場方式を採用している学校については、倉敷市立倉敷学校給食共同調理場（消費者側）、納入業者（生産者側）及び県給食会（会計管理側）の三者で牛乳供給契約を締結している。そして、倉

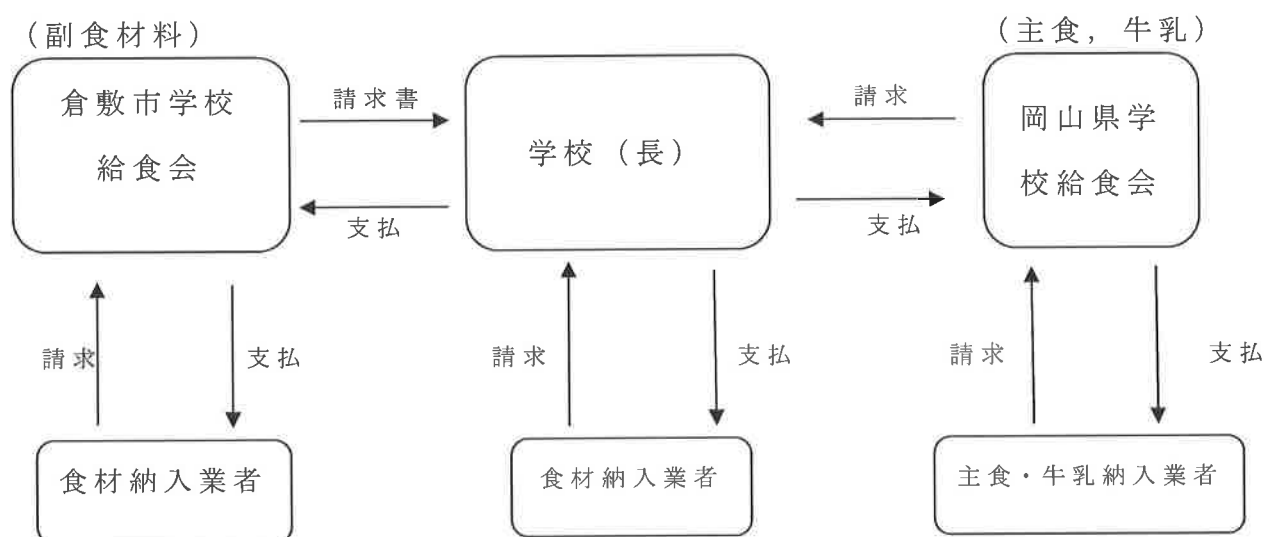
敷市教育委員会は、現在、当該契約には関与していない。

副食材料については、一部の副食材料を除いて、市給食会が、「納入業者選定委員会」で選定した登録業者と「学校給食用物資納入契約」を締結し、副食材料を共同購入している。市給食会と各学校との間には、契約書は締結されていない。そして、倉敷市教育委員会は、現在、副食材料購入に関する契約には関与していない。

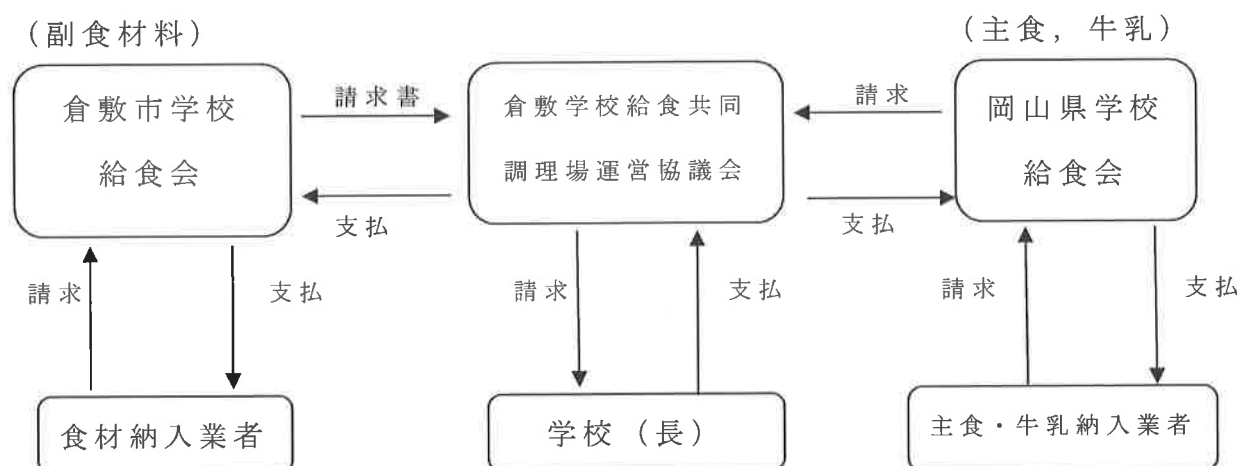
このように、学校は請求書に基づく支払いを行っているものの、納入に関する契約書が締結されていないものがある。

食材等購入資金の流れを図示すると、以下のとおりとなる。

〈単独校〉



〈受配校〉



(2) 給食費の管理について

ア 給食費の額については、3月を精算月とし、各学校ごとに月額を集金額を算定して保護者から徴収している。

すなわち、各学校は、一食あたりの食材料費を仮定して4月から翌年2月までの食材料費を保護者から徴収し、3月に、それまで徴収した給食費の残額や給食実施日数などから調整を行い、3月分の食材料費を保護者から徴収している。

イ そして、倉敷市においては、給食費は私債権であり私会計としているため、倉敷市では給食費の管理を行っておらず、専ら各学校に管理・徴収を委ねている。

そのため、外部監査人において、市立小学校3校、中学校3校について、実地監査を行い、給食費管理の実態について調査を行った。

現場視察：茶屋町小学校	平成24年9月 5日（単独校）
大高小学校	平成24年9月11日（単独校）
第四福田小学校	平成24年9月27日（単独校）
東陽中学校	平成24年9月 5日（単独校）
南中学校	平成24年9月11日（受配校）
福田南中学校	平成24年9月27日（受配校）

ウ 各学校では、給食費を教材費やPTA会費などとともに児童・生徒の保護者から徴収し、各学校から納入業者や学校給食会へ支払いを行っている。

共同調理場を利用して学校給食を実施している学校（受配校）の場合は、児童・生徒の保護者から徴収した給食費を共同調理場へ支払っている。

各学校の行う学校給食費の会計については、一般会計と運営費会計の2つの会計単位がある。

一般会計は、児童生徒及び職員からの徴収金が主な収入であり、主食代、副食代及び牛乳代などの主に給食材料に支出される。運営費会計は、児童生徒用の白衣代などの消耗品費が主な支出であり、児童生徒及び職員からの徴収金による収入で賄われている。

月額の給食費については、3月を年間の精算月とし、各校毎に集金額を算出し

ている。とくに一般会計においては、実務的には、一般会計を管理している預金口座の残高がゼロにならないように資金繰りに注意しながら食材を発注及び支払をしている。

現場視察した学校の事例では、平成24年5月8日時点で支払過多となったため、学校長個人が給食費会計とは別会計となる「購買委員会」から借入を行い、平成25年3月31日までに返却する旨の「借用書」を交わしている事例もあった。

金銭出納帳や督促の書面なども、学校や現場担当者において独自の方式を採用しており、市として統一的なものはない状況である。

エ そして、各児童・生徒の給食費の支払状況は各学校の担当者が帳簿を付ける等して管理し、給食費を支払わない保護者がいる場合、各学校から保護者に対し、督促を行っている。

具体的には、まず、各生徒の担任教師が手紙を送付あるいは生徒を通じて手紙を渡したり、保護者面談の際に支払いを促したりする。教師が生徒の自宅に訪問することもある。しかし、それでも支払いが滞っている保護者に対しては、保護者が来校した際に教頭や校長が面談をし、保護者に支払いを督促する。

また、卒業した生徒の給食費については、各学校から保護者に手紙を送付して督促している。

オ 給食費の滞納状況については、前記1（4）の事業実績の項でも記載したとおり、各学校によって差異がある。

これは、地域差だけでなく、学校や担当者の取り組み姿勢によっても左右されている印象である。そのため、当初の納付状況は悪くても、結果的に滞納者や滞納額がゼロの学校もある。

いずれにしろ、どの学校も給食費の徴収には苦心しているようである。

特に滞納が続く保護者に対しては、頻繁に催促をしなくてはならず、教育という教師の本来の業務以外の負担になっている上、教師と保護者との信頼関係・協力関係の構築に影響を及ぼすことを懸念する声も聞かれるところである。

3 学校給食運営事業において発生している問題点

- (1) 学校給食費については、近年、未納について社会問題となっているが、その解決方法を考える上で前提となる、学校給食費をとりまく法律関係については、これまで不明確なまま事業が実施されてきている。

しかし、この不明確さが給食費運営事業で発生している問題の一要因であるともいえ、この法律関係を明らかにすることが、問題解決の上では重要である。そして、この法律関係のあいまいさは学校給食の沿革に関係している面があるので、まず、学校給食の歴史について、若干触れることにする。

(2) 学校給食の歴史

ア 日本における学校給食の歴史

日本での学校給食の始まりは、1889年（明治23年）、山形県鶴岡町（現鶴岡市）家中新町の大督寺境内にある私立忠愛小学校で、生活が苦しい家庭の子供を対象に昼食を与えたのがはじまりとされている。

国が関与したものとしては、1914年（大正3年）、東京の私立栄養研究所に対し科学研究奨励金が交付され、付近の学校の児童に学校給食が行われたのがはじまりとされ、1932年（昭和7年）、文部省訓令第18号「学校給食臨時施設方法」により、国庫補助による貧困児童救済のための学校給食が初めて実施され、後に対象が貧困児童から栄養不良児、身体虚弱児に拡大された。

第2次世界大戦終戦後、1946年（昭和21年）末頃から、ガリオア資金（占領地域救済政府資金）やララ（アジア救援公認団体）物資による小麦粉や脱脂粉乳の援助を受け、最初は東京、神奈川、千葉の一部で給食が開始された。また、このころ、ユニセフ（国際児童基金）からも脱脂粉乳の寄贈を受けるなどして、全国的に給食が拡大した。

しかし、1951年（昭和26年）に調印されたサンフランシスコ講和条約に伴い、同年6月末をもってガリオア資金による援助が打ち切られたため、学校給食はその主要な財源を失うこととなった。

当時の給食会計制度は必ずしも明らかではないが、基本的には学校単位で会計

がなされ、保護者が学校給食の一部を負担していたようである。そのため、ガリオア資金の打ち切りにより学校給食を中止する学校が多数生じるとともに、給食実施校では保護者から徴収する学校給食費が急増することとなり、給食費の未納者が多数発生することとなった。

イ 学校給食法制定

学校給食法、同法施行令及び同法施行規則が制定されたのは、1954年（昭和29年）であり、それまでは学校給食は特に法制化されておらず、学校給食の実施は各地方公共団体及び各学校に委ねられていた。

学校給食法は、学校給食の目的を、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることとし（平成20年改正前1条）、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、

- ①日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと
- ②学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと
- ③食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること
- ④食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと

という目標を掲げた（同2条）。

義務教育諸学校の設置者に対しては、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとして、学校給食実施の任務を定めるとともに（4条）、学校給食の実施に必要な設備及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものについての負担を定めた（平成20年改正前6条1項、現11条1項）。

また、国及び地方公共団体に対しては、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとして（5条）、学校給食を開始する際の施設設備の設置費用や貧困児童に対する財政的援助を規定した。

他方、平成20年改正前学校給食法6条1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（学校給食費）は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とするとして、学校給食費については原則として受益者負担とした（平成20年改正前6条2項、現11条2項）。

以上より、平成20年改正前学校給食法6条及び政令の規定によって、学校給食の実施にあたって必要な経費については、原則として、小学校等の設置者と給食を受ける児童の保護者とがそれぞれ分担することが定められた。

その後、1956年（昭和31年）の法改正により学校給食の対象が中学校の生徒にも拡大された。

ウ 学校給食会法制定

学校給食法が制定された1954年（昭和29年）から1959年（昭和34年）にかけて、各都道府県において学校給食の発展充実を図るため、学校給食用物資の適正円滑な供給と普及充実事業を行うことを目的として、財団法人都道府県学校給食会が設立された。

そして、その動きと並行して、1955年（昭和30年）に学校給食会法が制定された。同法は、特殊法人日本学校給食会を通じて、各都道府県学校給食会に対してパン用の小麦粉や脱脂粉乳等学校給食用物資を安定的に供給させることを目的としており、以後、日本学校健康会法、日本体育・学校健康センター法を経て、現在の独立行政法人日本スポーツ振興センター法が平成18年3月31日までに脱脂粉乳等の学校給食用物資の供給事業を廃止するまで、特殊法人又は独立行政法人による学校給食用物資の供給が継続されていた（以上、「学校給食費の現状と今後の課題」法律実務研究第25号（東京弁護士会）より）。

下記のとおり、倉敷市においても、昭和37年に倉敷市学校給食会が設立されている。

エ 倉敷市における学校給食の歴史

倉敷市における学校給食の歴史は、主なものを挙げると以下のとおりである。

昭和22年	倉敷東小学校で簡易給食開始
22年	連合軍放出物資（ミルク、缶詰）による学校給食が5校で開始
37年	倉敷市学校給食会設立
51年	中学校を統一献立とする
52年	小学校を統一献立とする

- 5 3 年 米飯給食開始（月 1 ～ 2 回）
- 5 5 年 財団法人倉敷市学校給食会設立
- 6 1 年 米飯給食週 2 回開始
- 平成 元年 「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」の改正にともない、小学校、中学校の学校給食は「特別活動」の中の「学級活動」に位置付けられる
- 4 年 米飯給食週 2 . 5 回開始
- 1 3 年 米飯給食週 3 回開始
- 1 5 年 ウェブ方式による学校給食システムの導入・使用開始
- 1 7 年 食育基本法制定
 「食育推進基本計画」策定（平成 1 8 年 3 月）
- 1 8 年 「岡山県食育推進計画」策定（平成 1 9 年 3 月）
- 1 9 年 「倉敷市食育推進計画」策定（平成 2 0 年 3 月）
- 2 3 年 「第 2 次食育推進基本計画」の決定（厚生労働省平成 2 3 年 3 月）
 「第二次倉敷市食育推進計画」の決定（倉敷市平成 2 3 年 3 月）

（３）給食費実施事業において発生している問題点

ア 倉敷市では、給食費について私会計方式を採用しているため、給食費の徴収や管理については、専ら各学校に委ねられている。

行政実例によれば、学校給食費は、教科書代と同様の性格を持つものと解されるとして、地方公共団体の歳入とせずに校長管理の責任で管理してよい（昭和 3 2 . 1 2 . 1 8 文部省管理局長回答、昭和 3 3 . 4 . 9 文部省管理局長回答）とされている一方で、地方公共団体の収入として歳入歳出予算として徴収管理してもよい（昭和 3 9 . 7 . 1 6 文部省体育局長回答）ともされており、結局、私会計方式によるか公会計方式によるかは地方公共団体の裁量に委ねられているというのが文部科学省の解釈だといえる。

イ たしかに、給食費を教科書代と同視して私会計方式により管理することは、文

部省の解釈が示された昭和32、33年当時自校方式（学校で給食を調理）がほとんどであった学校において、事務手続きが簡便な点にメリットがあった。

すなわち、自校方式の場合、学校給食は各学校が計画し、食材を仕入れ、調理したものを児童・生徒に提供するので、学校ごとに給食費を集金し、業者に直接支払う方法の方が便利であった。しかも当時は、児童生徒が給食費を学級担任に手渡ししていた時代である。この私会計方式は、学校給食の普及に役立つものであった。

また、私会計方式は、それぞれの学校の実情にあった弾力的な運営がしやすいというメリットもあり、給食事業の自主的な運営が学校の創意工夫や努力を生み、また、保護者と学校の協力関係の形成が学校給食制度についての保護者の理解を深めることとなり、これらが相まって学校給食制度の健全な発展へとつながる契機にもなったと考えられている。

ウ しかし、私会計方式は、以下のとおり、さまざまな問題点も浮上している。

まず、私会計方式においても、給食費の債権者が誰であるかは学校給食法11条2項からは明らかではない。

この点については考え方が分かれており、債権者が地方公共団体であるという考え方と債権者が校長であるという考え方がある。

しかし、前説の場合だと、給食費は地方公共団体の収入になるのであるから、総計予算主義の原則（自治法210条）に反することになるので、当該見解をとることは難しいと思われる。

ただし、後説の場合には、給食費滞納者に対して、市が主体となって法的手段を取ることはできず、未納者に対して訴訟提起する場合、校長が主体となる必要がある。

また、私会計方式の場合、以下の問題点もある。

（ア）給食費未納者への督促、法的手段に要する費用、これらの手続きを行う職員の人件費、弁護士費用等の徴収費用については、私費である以上、学校（校長）が集めた学校給食費から支出しなければならないのであり、理論上、これらを公費から支出することはできないはずである。

(イ) また、給食費の未納者がいる場合、納入業者に対して支払う食材費の不足分について、他の保護者の負担により補ったり、他の会計から流用して補ったりしなければならない状況を招くことである。

すなわち、たとえ給食費を滞納する保護者がいたとしても、納入業者等に対しては食材料費を各学校でまとめて支払いを行う必要があるため、各学校は、一食当たりの食材料費を算出する際に、通常、食材料費を滞納する保護者がいることも想定してある程度余裕をもって食材料費を仮定して算出し、保護者から徴収している。

よって、結果的に、給食費の滞納者がいる場合、その滞納分については他の保護者によって負担がなされているのである。

(ウ) さらに、私費扱いの場合、経理事務に精通していない者が経理を行うことになるので、適正な経理が行われない可能性があったり、また不正行為が行われた場合の発見が困難になる可能性がある（以上、「自治体のための債権管理マニュアル」東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編（初版）285ないし287頁）。

3 監査の結果及び意見

(1) 給食費管理・回収マニュアルについて

給食費管理・回収のマニュアルを整備すべきである（指摘事項）。

ア 倉敷市はこれまで、給食費は私会計であるとして、給食費の管理・回収に関するマニュアルを整備してこなかったため、各学校もしくは担当者によってまちまちな管理方法がとられている。

しかし、私会計方式を維持する場合には、給食費の管理・回収のマニュアルを整備すべきである。

なぜなら、給食費会計は、要保護認定や準要保護認定があった場合の返金や、長期給食停止者の返金など、様々な入出金があり、また滞納金などの管理・回収・督促などの複雑性を有しているため、誤りなく会計事務を行うには幅広く法務などを絡めた経理の知識や経験を有していることが必要であるが、必ずしも会計担

当の事務職員がそういった特異な事例を処理できるだけの経理の知識を有しているとは限らないからである。また、学校給食は、学校教育事業の一環とも考えられることから、給食費の管理・回収を全く各学校に委ねるべきではない。

よって、倉敷市が、管理・回収マニュアルなどを整備して統一的な処理にすべきである。

イ 「学校給食費の未納問題への対応についての留意事項」（平成 22 年 5 月 14 日付け 22 ス学健第 4 号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知の別添資料）においても、「市町村教育委員会等の学校給食実施者は、その設置する各学校における学校給食費の未納状況を随時把握し、当該学校の教職員と連携協力しつつ問題の解消に努めることが重要である。とりわけ、各学校のみの対応では困難な状況にあると認められる場合については、学校給食実施者において有効な支援方策を講ずることが求められる。」と通知されているとおりである。

本通知（別添資料）では、「各学校における方策として、学校において全職員が未納問題の状況について共通認識を図る会議の定期的な開催、未納問題対応マニュアルの作成、学年 PTA 役員の協力による対応などの取組事例が報告されるとともに、教育委員会における方策として、教育委員会事務局職員と各学校の教職員により編成された「未納者訪問班」による家庭訪問の実施などの取組事例が報告されており、これらの事例も参考としつつ対応することが望ましい。」とある。

他市においては、給食費を含めた学校徴収金未納対策マニュアルなどの整備を、市主導で行っている事例は多々ある。

ウ たとえば、隣接の岡山市の場合、平成 15 年度の包括外部監査において、学校給食費の債権管理について問題となり、「滞納が年度末までに処理できなかった場合の会計処理について何らの指針もない」ことから、事務指針及び会計処理の指針がないことが指摘されたことを受けて、「岡山市立学校校納金取扱の手引」や「学校給食事務の手引」が整備され、これに基づいての債権回収の手続きが確立している。

岡山市の手引きでは具体的には、滞納金については、できるだけ少額の段階で

早い時期に全額徴収することを目指して、「来校依頼書」等で滞納金があることを保護者に認識してもらい、徴収に時間を要する場合には「分納誓約書」の提出を求める方法等により、あらかじめ時効中断の手続きを行って債権管理を行うこととして、債権の時効が2年であることなどを示している。

こうした事例は、岡山市にとどまらず全国において報告されており、こうした動きに対して、倉敷市が何らの対策も検討していないことは問題である。

いずれにしても、学校給食費未納問題に対する倉敷市の取り組みは、不十分であると言わざるをえない。上記マニュアルの作成をはじめ、以下に述べる指摘事項及び意見について、早急に検討すべきである。

(2) 未納者に対する法的手段について

未納者に対する法的手段も検討すべきである（指摘事項）。

倉敷市においては、各学校がこれまで給食費を滞納する保護者に対して法的措置まで取って給食費の回収を行ったことはない。

しかし、どんなに給食費を滞納しても法的措置までは取られないということが、ある種慣習化してしまえば、保護者のモラルハザードを引き起こすおそれがある。また、給食費をまじめに払っている保護者との不公平が生じてしまう上、現在の私会計の状況下では、滞納者のツケは、結局、給食費を支払う他の保護者にまわるのである。

したがって、給食費の滞納額が多い場合や支払能力があるにもかかわらず、合理的な理由なく給食費を支払わない場合などの一定の悪質な事案の場合には、法的手段（支払督促、少額訴訟、通常訴訟など）を用いることを検討すべきである。

他市においては、法的手段を検討する事案の要件や法的手段の手順なども盛り込んだマニュアルなどを市主導で作成している事例は多々あり、倉敷市においても早急に検討すべきである。

たとえば、岡山市の手引きでは、悪質で理解の得られない保護者に対しては、実情に応じて法的な手段を用いることも示されており、少額債権の回収方法として簡易裁判所を利用した「支払督促」「少額訴訟」「民事調停」の活用を示している。

ただ、岡山市の場合においても、手続きが整備されたからといって、法的手段が実際に利用されているとは言い難い状況にはある。

これは、現在の規定では学校が責任をもって回収にあたることになっており、担任の先生が中心になって、回収すべく保護者の説得にあたっているが、法的手段をここに適用するとなれば、相当の軋轢を生じることになり、担任の先生の心的負担等を考慮すれば、適用は困難と言わざるを得ないからである。

そこで、担任の先生に過度な負担を強いることなく債権回収の実を挙げるために、回収事務における学校の役割は悪質な債務者を抽出するまでとし、その後の「支払督促」等の法的手続きは教育委員会が行うこととする等、役割分担を検討する必要がある。

さらに、法的手段を実行するにあたっての費用負担についても、法律関係を明確にしておかなければ、各学校としては給食費の運営費会計やP T A会計からその費用を捻出せざるをえず、保護者や生徒への負担となる恐れがある。

（３）法律関係の明確化について

学校給食運営事業を取り巻く法律関係の明確化をすべきである（指摘事項）。

学校給食運営事業を取り巻く契約関係については、前記「２ 学校給食運営事業の現状」で述べたとおりであるが、学校給食費の法律関係、すなわち、学校給食費の発生原因や債権債務の当事者（保護者に対する学校給食費の請求主体は誰か等）、倉敷市教育委員会における学校給食運営事業への関与の程度などは不明確なものになっている。そして、このことが、上記指摘事項である、未納者に対する法的手段の実行を妨げる原因の一つにもなっている。

したがって、法律関係を明確化したうえで、関係者間で契約書の締結を行うべきである。このことは、後記（５）で述べる公会計方式であれ、私会計方式であれ、その必要性は変わらない。ただし、私会計方式よりも、公会計方式の方が、法律関係の明確化はし易いと考えられる。公会計方式の場合、倉敷市（倉敷市教育委員会）が契約当事者となるからである。仮に、公会計方式を採用した場合の契約関係は以下のとおりになると考えられる。

ア 主食について

倉敷市教育委員会と県給食会との間で売買契約を締結する（県給食会は主食納入業者との間で加工配送の委託契約を締結する）。あるいは、倉敷市教育委員会、県給食会及び主食納入業者の三者間で加工委託契約を締結する。

イ 副食について

倉敷市教育委員会と市給食会との間で売買契約を締結する（市給食会は副食材料納入業者との間で売買契約を締結する）。あるいは、倉敷市教育委員会、市給食会及び副食材料納入業者の三者間で売買契約（供給契約）を締結する。

ウ 牛乳について

倉敷市教育委員会と県給食会との間で売買契約を締結する（県給食会は牛乳納入業者との間で売買契約を締結する）。あるいは、市教育委員会、県給食会及び牛乳納入業者の三者間で売買契約（供給契約）を締結する。

（４）給食費会計の決算報告について

保護者への決算報告を徹底すべきである。（指摘事項）

前記２（２）で説明したとおり、各学校の行う学校給食費の会計については、給食費の滞納者がいる場合、その滞納分については、他の保護者によって負担されていることとなっている。

しかしながら、給食費会計についての最も重要な利害関係者たる保護者に対して、決算報告がほとんど行われていないことは問題である。

すなわち、給食費の未納者がいる場合、納入業者に対して支払う食材費の不足分について、他の保護者の負担により補ったり、他の会計から流用して補ったりしている状況を保護者は知らされていない。

特に、精算月である３月においては、実務的には、給食費を管理している銀行口座の残高を見ながら、資金繰りを考慮し、食材の発注を行っている現実がある。すなわち、未納者が存在し、本来徴収されるべき給食費が回収されない場合、その分だけ食材の購入金額が減少するわけであるから、３月の給食の質もしくは量が減ることを意味しており、他の生徒へ負担がかかっているということである。

これらの事実が開示されていないことは、重大な問題である。会計において「説明責任」を果たすことは重要な責務であり、保護者への決算報告を徹底すべきで

ある。

(5) 公会計方式の導入について

公会計方式の採用を検討すべきである（意見）。

ア 倉敷市では、現在、給食費について私会計方式を採用しているため、以上で述べた問題点が生じている。

すなわち、私会計方式では、学校給食の実施が義務教育諸学校の設置者の責任（学校給食法第4条）とされているのに、学校給食費会計を市の歳入歳出外において校長の責任下で処理するというものであり、学校給食費を徴収すべき権限及び責任の所在が極めて曖昧なものとならざるを得ない。

また、給食費の未納者に対して法的手段を用いて回収を行おうとする場合、私会計方式では、請求権者や請求根拠の点があいまいであるため、容易に法的措置を取りがたい上、校長を請求主体とすることには心理的抵抗があることも否めず、結局法的措置を取るまでには至らず、任意に給食費の支払いをしない保護者については未回収のままになっているのが現状である。

しかし、給食費については、経済的に支払いが困難な保護者については生活保護や就学援助制度により援助がなされているのであり、給食費未納者は、給食費の支払いができる経済状態であるにもかかわらず、支払いを行わない者ということがのできるのであるから、給食費の未納者に対して全く法的措置を講じないのは問題である。

これに対して、倉敷市の歳入とする公会計方式に移行すれば、以下のメリットがある。すなわち、倉敷市と保護者との間の権利関係が明確化するとともに、倉敷市内部における責任の所在が明確化し、市長の権限と責任において、集約的に管理し、法的手続を含めた徴収に取り組むことが可能となる。これにより、学校現場が本来の業務に専念し易い環境を確保することが可能となると考えられる。

したがって、問題解決の方法として、給食費につき、地方公共団体の収入として、総計予算主義の原則（自治法210条）に従い、歳入歳出予算に計上し、公会計方式により管理することを検討すべきである。

全国でも、学校給食費の歳入方式を見直す機運が高まっており、他市の状況も

勘案しながら検討する必要がある。

イ さらに、児童手当法が改正され、平成24年度から、保護者からの申し出があれば、子供手当から学校給食費を徴収できることとなった。これに伴い、倉敷市では、「児童手当」に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」を用い、当該申出書を提出した保護者については、子供手当からの給食費の徴収を開始している。

そして、当該子供手当からの給食費の徴収は、児童手当法第22条の3第1項の規定に基づき行っているのであるが、同項は、児童手当の受給資格者が、児童手当の支払いを受ける前に、児童手当の全部又は一部を、給食費等の市町村に支払うべきものの支払いに充てる旨を申し出た場合に、市長村長は当該申し出に係る費用を受給資格者に児童手当の支払いをする際に徴収することができるという規定である。

すなわち、当該規定は給食費を市町村に支払うべき費用として捉えるものであり、当該規定からも、給食費は公費すなわち公会計方式の考え方になじむものであるといえよう。

(6) 給食調理の民間委託の導入について

給食調理の民間委託の導入を検討すべきである。(意見)

ア たとえば、隣接の岡山市の場合、小学校91校(2分校を含む)のうち33校が、中学校36校のうち全校が給食調理の民間委託をしている状況にある。

岡山市では、平成12年度から民間委託を試行し、児童生徒数で換算した委託率は平成24年度で52%であり、目標60%を目指して、順次拡大している。岡山市教育委員会として、給食調理員の退職者数を見ながら民間委託を進めて人件費を削減し、教育予算を確保することを狙いとしており、倉敷市においても導入の検討をすべきと考える。

イ また、大阪市の平成23年度の包括外部監査報告書によれば、平成19年度に8校の小学校において民間委託をモデル実施しており、その給食実施状況等をもとに「大阪市学校給食事業効率化調査委員会」が調査・検証し、最終的に現在の

学校給食の水準を確保できるのであれば、できるだけ効率的な運営方法の選択として民間委託が望ましいとの提言を受け、平成２０年度以降、民間委託により給食調理業務が行われている。

平成２２年度は小学校２７校において民間委託が実施され、平成２３年４月現在、小学校３７校に拡大している。

問題となるのは、コスト削減の状況であるが、民間委託モデル校によるコスト削減効果と業務実施内容の評価が行われており、平成１９年度に実施した民間委託モデル校によるコスト削減効果の検証結果は、以下のとおりである（大阪市教育委員会の検証結果の抜粋）。

【規模別経費比較】（単位：人、万円）

学校規模	委託前		委託後		コスト削減効果
	人員	人件費	人員	委託費	
小規模校（２校）	２	１,３３８	３	１,３００	３７
中規模校（４校）	３	２,００７	５～８	１,５８０	４２７
大規模校（２校）	４	２,６７６	７～９	２,３００	３７６

※人員、人件費、コスト削減効果は学校平均値

※小規模校：３００食以下/校、中規模校：３０１～６００食、大規模校：６０１食以上

※人件費には給料手当に係る法定福利費を含み、退職給付関連費用を加味していない。

このように、民間委託モデル校の実績によると、中規模校のコスト削減効果が相対的に大きいことが分かる。また、作業服やエプロンなどの調理業務に係る消耗品購入経費も委託料に含まれていること、委託前人件費には調理員の退職給付関連費用が含まれていないことを考慮すると、コスト削減効果は大阪市教育委員会の検証結果以上になるものと思われると報告されている。

また、大阪市学校給食事業効率化調査委員会の「調査・検証報告書」によると、「市の給食業務を習熟するための時間が業者間によって差があることも認められる」一方、「柔軟な人員配置などにより学校ニーズに応え、給食も丁寧な仕上がりになっていることが認められる。さらに、モデル校はすべてウェットシステムの施設であるが、調理中はドライ運用に努め、作業区分ごとにエプロンを細かく使

い分けるなど安全・衛生面の積極的な取り組みが行われていると認められる」との評価が行われており、品質面においても一定の成果が認められると報告されている。

ウ 倉敷市においても、前記１（３）（４）で記載したとおり、学校給食の効率的な運営に取り組むため、本事業の施策課題として、「給食調理員の嘱託制導入」を推進しているが、さらに、給食調理員の退職者数を見ながら民間委託を進めて人件費を削減し、給食調理の民間委託の導入を検討すべきである。

なお、倉敷市教育委員会は、平成１１年度から１２年度にかけて、倉敷市２１世紀学校給食検討委員会から、給食調理場について、「単独校直営方式をできるだけ強力に推進していくことが望まれる」との答申を受けているが、当該答申は、給食調理場につき単独校方式と共同調理場方式があり、それぞれメリットを有しているものの、地場産物の利用推進、食物アレルギーを持つ児童への細かい配慮の必要性、学校独自の行事への対応の容易さなどから、単独直営方式を推進するというものであり、給食調理の民間委託を検討した上で、これを否定したものではない。

給食調理の民間委託を導入した場合でも、献立は学校の栄養教諭が作成し、アレルギーを持つ児童についても給食調理員、栄養教諭、担任教師等が連携をとれば対応可能であり、上記答申の内容に反するものではない。また、上記答申においても、「コスト意識を持ちながら効率的な運営方法を考えることが必要である」とも述べられている。

以上より、給食調理の民間委託について導入を検討すべきである。

2 私立幼稚園助成事業

第1 私立幼稚園補助金事業

1 概要

(1) 事業目的

倉敷市内の私立幼稚園教育の向上とともに、公立と私立の幼稚園通園児保護者の経費負担の格差縮小をはかることを目的としている。

(2) 事業内容

ア 事業内容（交付対象）

倉敷市補助金等交付規則（昭和43年4月22日規則第30号）に基づき、倉敷市私立幼稚園協会に加盟している園を対象にして、倉敷市私立幼稚園協会に補助金を交付する。

イ 根拠条例等

倉敷市補助金等交付規則（昭和43年4月22日規則第30号）

倉敷市私立幼稚園助成事業取扱基準（内規）

ウ 交付申請

倉敷市私立幼稚園協会（理事長）が、事業計画書、収支予算書、在籍園児数、クラス数及び教員数の一覧表を添付して、倉敷市私立幼稚園助成事業補助金交付申請書を提出して申請する。

エ 交付額

原則として、前年度の5月1日付けの私立幼稚園の園児数に、予算要求時の基準単価を乗じた額

基準単価：園児一人あたり80円

就園日数：230日

オ 実績報告

補助事業が完了し、所定の実績報告に基づき内容の審査を行うが、内容を付した条件に適合すると認められたときは、原則として交付した額を確定額として、私立幼稚園協会に通知する。

カ 事務スケジュール

私立幼稚園		教育委員会
6 月	申請書,事業計画書等の提出	
		申請書の審査,決定通知書の送付
	請求書(1回目)の提出	
7 月		1 回目支払い
1 0 月	請求書(2回目)の提出	
1 1 月		2 回目支払い
4 月	実績報告書の提出	実績報告書の審査,確定通知書の送付

(3) 事業実績

ア 本事業の過去3年間の事業費実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業費実績	42,909	41,455	42,228

イ 倉敷市私立幼稚園協会に対する補助金は、昭和48年度当初から、

$\text{単価} \times \text{就園日数} \times \text{園児数}$

で計算されている。

就園日数は、230日で変更されたことがない。

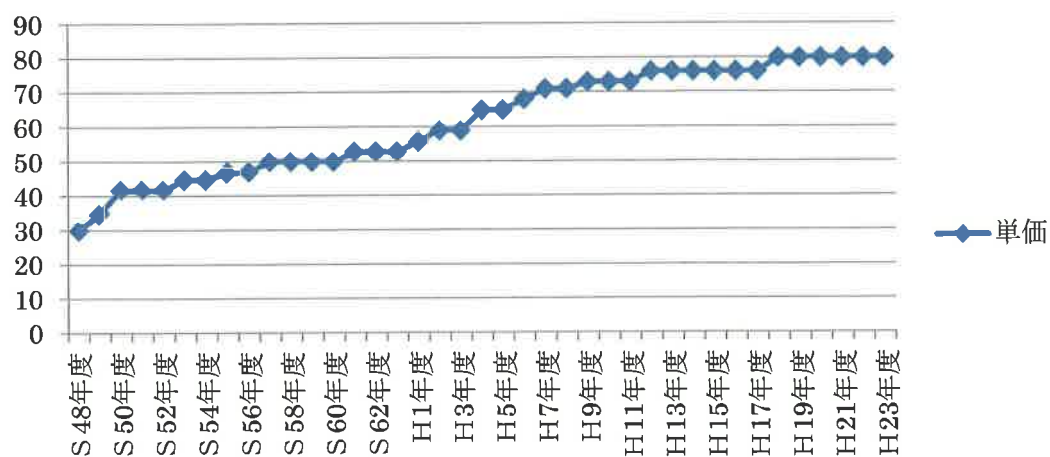
単価、園児数及び補助金額については、次頁に事業開始からの推移をグラフにして掲げている。

単価は、昭和48年度当初は30円であったが、数次の値上げを繰り返し、平成18年度に80円になって現在に至っている。

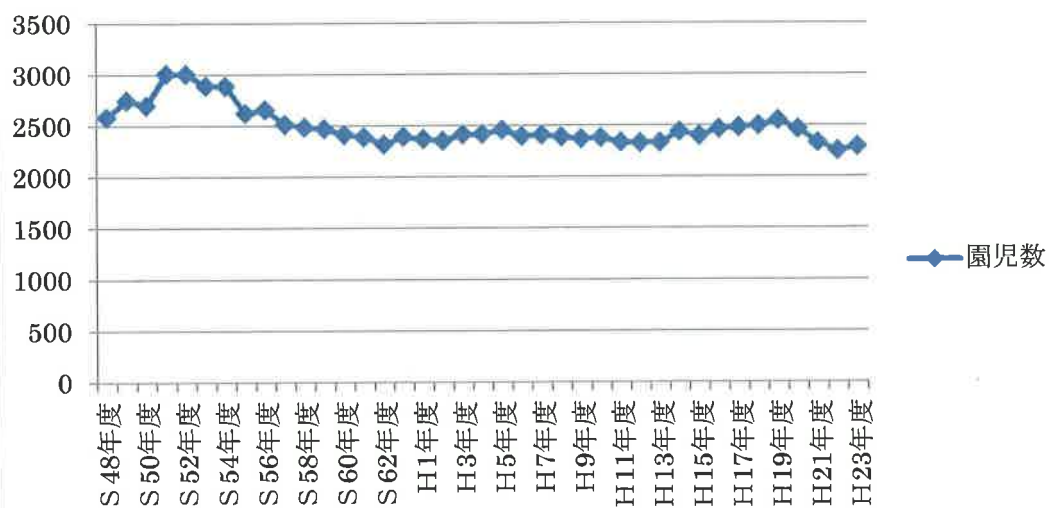
園児数は、ほぼ2,500人前後で安定しているが、長期的には緩やかな減少である。平成23年度の場合、2,295人である。

この結果、補助金額は長期的には緩やかに増加をしてきたが、平成19年度をピークに減少傾向にある。

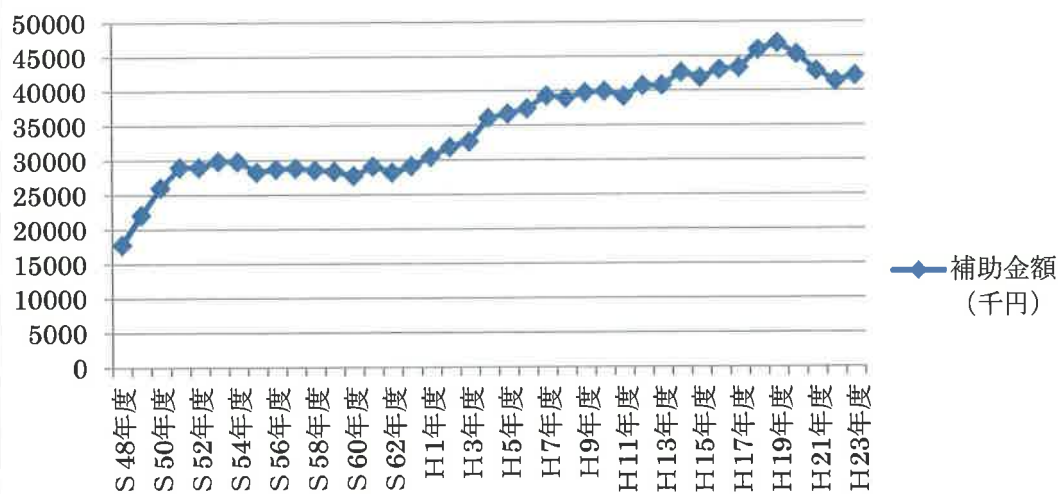
単価



園児数



補助金額 (千円)



2 監査の結果及び意見

(1) 基準単価について

基準単価の算定根拠について検証を行うべきである（指摘事項）。

補助金交付額を算定する際の園児一人あたりの単価を定めているが、その算定根拠について担当課に聞き取りを行ったところ、不明とのことであった。

そもそも、本事業においては、「倉敷市私立幼稚園助成事業取扱基準」（以下、「取扱基準」という。）といった内規が存在するのみである。この取扱基準では、①趣旨（目的）、②交付対象、③交付申請、④交付額、⑤実績報告について定められているが、基準単価については、「予算要求時の基準単価」としか定められていない。

ただ、平成17年度において、基準単価につき76円から80円に予算増額する際に検討された内容が、「倉敷市私立幼稚園協会に対する補助金について」という文書により明らかにされている。

この文書によれば、私立幼稚園における英語教育の支援及び私立幼稚園に特色ある教育を研究してもらうための研究支援のために、平成18年度から補助金を増額している。

すなわち、倉敷市は、郷土に根ざした国際人として社会貢献できる人材育成を図るためには、幼稚園や小学校の早い段階から英語を通して外国人と触れ合うことで外国や異文化への興味・関心を喚起し、小・中学校が連携して英語教育を推進していくことが効果的であるとの考えのもと、平成16年12月に国から「英語教育推進特区」の認定を受けるとともに、「英語教育総合推進プロジェクト」を策定し、英語教育を推進し、国際感覚を身につけ、将来国際人として倉敷市に貢献する人材の育成を図るという施策を実施している。

その施策の中で「くらしきグローバルフレンドシップ事業」として、市立幼稚園においては、地域に在住している外国人や外国に住み慣れた人を招き、園児とふれあっていることから、倉敷市全体の英語力の向上を目指すため、私立幼稚園においても幼稚園段階から英語に親しむことが必要であるとして、補助金の増額を行うこととしている。

また、「よい子いっぱいのもち倉敷」の一環として、各私立幼稚園に、①体力

づくり（体操教室、水泳教室等）、②情操教育（書写、茶道、宗教の時間、鼓笛隊等）、③家庭学級・子育て相談等などといった特色ある教育を研究してもらうための研究支援のため、補助金額の増額を行うこととしている。

そして、平成17年度の市立幼稚園の英語活動支援員の実績を参考に、私立幼稚園に英語活動支援員を配置したときの予算積算額が1,590,000円であること、及び教育研究支援のための費用が750,000円（50,000円×15園）であることから、その合計額である2,340,000円を補助金として増額するために、基準単価を76円から80円に増額している。

しかし、各幼稚園が提出している補助金支出明細は、英語教育、体力作り、情操教育、家庭学級・子育ての各項目に応じた補助金支出額を記載する書式になっているのであるが、各幼稚園によって差異はあるものの、必ずしもこれらの項目に応じた補助金の支出がなされているとは言い難い面も見受けられる。

基準単価については、算定根拠が不明確なまま補助金の交付を継続するのではなく、補助目的である「倉敷市内の私立幼稚園教育の向上とともに、公立と私立の幼稚園通園児保護者の経費負担の格差縮小をはかる」ことになっているのか、その算定根拠について検証を行うべきである。

また、後記（4）とも関連するが、「補助金を交付することが目的化し、本来の目的である公益に資することが検証されず曖昧になっていないか」という検証を絶えず行っていく必要がある。

（2）園児数の基準時期について

園児数の基準時期の見直しを検討すべきである（指摘事項）。

補助金交付額を算定する際、前年度の5月1日現在の園児数を基準としている。

その理由について、取扱基準の注書きにおいて、以下のように記載されている。

「従来から、前年度の5月1日付けの私立幼稚園の園児数に、予算要求時の基準単価を乗じた額を交付している。

交付に当たっては、現年度の園児数を基準とすることが望ましいが、予算要求時に来年度の園児数の正確な把握は困難である。

前年度の5月1日付けではあるが、数字の確かなものに基づいて交付が成され

ており、各私立幼稚園の安定的な経営に資しているところから、当面は、前年度の5月1日付けの私立幼稚園の園児数に、予算要求時の基準単価を乗じたものを交付するものとする。」

しかし、本来的には当該年度を基準とするほうが妥当であり、予算要求時に交付金額を確定させようとすることに無理がある。事務的な煩雑さを理由に基準日を早めることは、合理的な理由を欠いており、事務的な問題点をいかに回避するかを検討すべきである。

したがって、6月に申請書を提出するのであれば、たとえば当年度の4月1日を基準日とするなど、基準時期の見直しを検討すべきである。

(3) 倉敷市私立幼稚園協会を通すことの必要性について

倉敷市私立幼稚園協会を通すことの必要性を検討すべきである（意見）。

上記で述べたように、当該補助金は倉敷市私立幼稚園協会に加盟している園を対象として支給することが取扱基準で定められている。

しかしながら、今後、協会に加入しない園が出てきた場合などを考えても、倉敷市私立幼稚園協会に加盟している園を対象にすることが果たして妥当かどうか疑義がある。そもそも、取扱基準では、私立幼稚園協会に加盟している「園」を交付対象としていながら、交付申請を「協会の会長名」ですることになっているが、論理的な矛盾はないかについても疑義がある。

事務の煩雑さを回避できることが、協会を通すことの理由の一つとして考えられているが、事務的な煩雑さを回避できることのみで協会を通すことは、合理的な理由を欠くことになるので、協会を通すことの見直しを検討すべきである。

(4) 補助金交付の必要性について

補助金交付の必要性について見直しを検討すべきである（意見）。

本補助事業の目的は、幼稚園教育の向上とともに、公立と私立の幼稚園通園児保護者の経費負担の格差縮小をはかることである。

基準単価の算定根拠が曖昧であることと関連するが、本補助金が本来の補助目的を果たしているかの検証が必要である。

本補助金の交付に関しては、取扱基準を定め、補助金の交付申請、補助金の交付及び実績報告は、すべて私立幼稚園協会を通じて行うこととなっている。そのため、補助金の対象事業がかえって明確でなくなっている。

平成23年度の協会からの実績報告を見ても、各幼稚園へ交付の記載だけで全く内容がないものとなっており、取扱基準で定めている「内容及び付した条件に適合すること」を確認するには不十分な報告である。これでは、補助金を交付することが目的化し、本来の目的である公益に資することが検証されず曖昧になっているのではないかと言わざるを得ない。

そもそも、補助金の交付は、あくまで公益上必要がある場合になされるものであり、その公益性は対象事業との関係で必要とされるものであるから、補助金の交付申請等を上記協会がとりまとめることが事務処理の便宜上良いとしても、倉敷市が交付する補助金の対象事業については、各幼稚園から詳細な事業報告書を提出させるなどして、補助金の必要性を検証できるようにする必要がある。

現在、倉敷市では、補助目的を確認できるようにするために、平成22年度以前に各園から提出されていた実績報告書に改めることを検討しているとのことであるが、以上のような検証が可能となるように、その様式についても、十分な検討が必要である。

なお、現在の内規としての取扱基準では、補助金の目的や定義、申請手続の定めとして、不十分なのではないかと考える。今後、詳細な「補助金交付要綱」を定めることを検討すべきである。

また、私立幼稚園において、当該補助金への依存度が高くなり、当該補助金が事業目的への補助金ではなく幼稚園経営への運営費補助になり、自主財源の確保など自立に向けた姿勢が希薄になっていないかなどの検証も必要と考える。

倉敷市では、現在、私立幼稚園の設置認可の権限は岡山県にあることから、私立幼稚園での補助金への依存度を把握できる資料を所持していないとの回答を受けているが、財務情報の公開は積極的に行うよう文部科学省も求めており、少なくとも決算書を徴求するなどして検証を行う必要があるものと考ええる。

第2 私立幼稚園就園奨励費補助金

1 概要

(1) 事業目的

倉敷市内の私立幼稚園教育の向上とともに、公立と私立の幼稚園通園児保護者の経費負担の格差縮小をはかることを目的とする。

(2) 事業内容

ア 事業内容

倉敷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年9月25日告示第245号）に基づき、私立幼稚園の園長が保育料の減免をする場合に、その予算の範囲内において補助金を交付する。

イ 補助対象

園長が、次の各号のいずれの要件をも備えている保護者に対し、入園料及び保育料の減免を実施する場合に補助する。

(ア) 市内在住者で、満3歳以上の在園児がいること

(イ) 当該年度の市民税の所得割額の世帯での合計額が、183,000円以下の世帯であること（ただし、住宅借入金等特別税額控除を受けている場合は控除前の所得割額で交付決定する。）

ウ 補助単価（平成23年度）

世帯の状況	補助限度額（年額）		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護受給世帯	223,200円	264,000円	303,000円
平成23年度市民税が非課税の世帯又は所得割が非課税の世帯	193,200円	249,000円	303,000円
平成23年度市民税の所得割が34,500円以下の世帯	109,200円	207,000円	303,000円
平成23年度市民税の所得割が183,000円以下の世帯	46,800円	175,000円	303,000円

※第1子、第2子、第3子は幼稚園に通っている園児の人数

エ 手続

園長が、所定の交付申請書に以下の書類を添付して市に提出する。

(ア) 事業計画書

(イ) 保育料等減免措置に関する調書（保護者作成）

(ウ) 保育料等減免措置に関する税額等確認同意書（保護者作成）

(エ) 徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類（園則等）

また、園長は、減免措置を完了後１５日以内、又は３月２０日までのいずれか早い日までに、所定の実績報告書を市長に提出する。

オ 事務スケジュール

５月	下旬	（幼稚園担当者への）説明会
６月	下旬	書類提出（調書、税額確認同意書、途中入退園異動報告書）
８月	中旬	審査結果通知（調書、事業計画書、減免申請者一覧表を返送）
	下旬	園で内容確認
９月	中旬	書類提出（調書、事業計画書、減免申請者一覧表）
	下旬	申請書提出依頼
１０月	下旬	申請書提出
１１月	上旬	交付決定通知、途中入園者提出依頼
	中旬	補助金（１回目）支払
	下旬	途中入園者書類提出（調書、税額確認同意書、途中入退園者異動報告書）
１２月	中旬	審査結果通知（調書、事業計画書、減免申請者一覧表を返送）
	下旬	園で内容確認、書類提出（調書、事業計画書、減免申請者一覧表）
１月	上旬	変更交付申請書提出依頼
２月	上旬	申請書提出
	中旬	交付決定通知
	下旬	補助金（２回目）支払
３月	上旬	実績報告書提出依頼
	中旬	実績報告書提出
	下旬	額確定通知

(3) 事業実績

ア 本事業の平成23年度の事業費実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	当初予算額	当初申請額	確定金額
事業費実績	172,297	170,446	178,902

2 実施した手続

(1) ヒアリング調査

(2) 資料精査

平成23年度に交付された補助金について、市内の私立幼稚園15園から提出された交付申請書、事業計画書、途中入退園異動報告書、変更交付申請書及び実績報告書に基づき検討した。

3 監査の結果及び意見

補助金の交付手続について指摘すべき事項はない。

交付決定及び補助金額の確定手続について、倉敷市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱との不整合は発見されなかった。

3 就学援助事業

1 概要

(1) 事業目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる同法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒の保護者（同法第16条に規定する者又はそれに代わる者として倉敷市教育委員会が認めた者）に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(2) 事業内容

ア 根拠条例等

- (ア) 倉敷市就学援助規則（平成14年11月22日教育委員会規則第17号）
- (イ) 倉敷市就学援助事務取扱要領（平成15年4月1日施行）
- (ウ) 就学援助事務様式集（倉敷市教育委員会学事課作成）
- (エ) 就学援助サブシステム操作説明書（日本電気㈱作成）

イ 対象者

小学校若しくは中学校（中等教育学校前期課程を含む。）に在学し、倉敷市に居住する児童若しくは生徒の保護者又は教育委員会により倉敷市が設置する学校への就学を許可された倉敷市域外に居住する児童若しくは生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者（ただし、他の市区町村で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者は除く）。

- (ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (イ) 次のいずれかの措置を受け、かつ前号に準ずる程度に困窮していると認められる者
 - a 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - b 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に規定する市民税の非課税

- c 地方税法第323条に規定する市民税の減免
 - d 地方税法第72条の62に規定する個人の事業税の減免
 - e 地方税法第367条に規定する固定資産税の減免
 - f 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に規定する保険料の2分の1以上の減免
 - g 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に規定する保険料の減免又は徴収の猶予
 - h 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当の支給
 - i 倉敷市社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付
 - j 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第44条に規定する日雇労働被保険者手帳の交付
- （ウ）その他援助が必要であると教育委員会が認めた者

ウ 援助の種類（平成23年度）

	小学校	中学校
学用品費（年間）	1年生 12,610円まで 2～6年生 14,780円まで	1年生 23,880円まで 2～3年生 26,050円まで
給食費（年間）	保護者が負担する給食費実費	
泊を伴う 校外活動費	交通費・見学科 3,470円まで	交通費・見学科 5,840円まで
新入学学用品費	1年生 19,900円	1年生 22,900円
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学科など 30,900円まで	交通費・宿泊費・見学科など 83,550円まで
医療費	学校病（トラコーマ・結膜炎・白せん・疥せん・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病）の医療費（ただし、保険診療対象の治療に限る。）	

※上記のうち、新入学学用品費以外は実費の支給。

※援助は原則現金を支給するが、教材や学校給食などの現物に代える場合もある。

エ 就学援助費給付事務スケジュール

	保護者	学校	教育委員会
3 月		全保護者へお知らせの配布	お知らせの作成
	申請書の提出		
4 月		申請書学校受付	認定審査
5 月			
6 月			認定等通知
		(中)修学旅行精算書の提出	審査
7 月		保護者通帳へ振込	(中)修学旅行費の支給
		〃	学用品費等(1期), 新入学用品費の支給
8 月			給食費(1期)の支給
9 月			
10 月			
11 月		(小)修学旅行精算書の提出	審査
		保護者通帳へ振込	(小)修学旅行費の支給
12 月		〃	学用品費等(2期)の支給
1 月			給食費(2期)の支給
2 月			
3 月		保護者通帳へ振込	学用品費等(3期)の支給
4 月			給食費(3期)の支給
5 月		完了報告書を保護者へ提出	
		決算報告書を教育委員会へ提出	内容確認

オ 認定に伴う調査

倉敷市教育委員会は、就学援助の認定を行うにあたり、保護者からの同意に基づき、住民基本台帳及び市民課税台帳の閲覧並びに児童扶養手当の受給状況その他必要な調査を行う。

(3) 事業実績

ア 本事業の過去3年間の事業費実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業費実績	152,161	160,387	159,163

イ 平成23年度における事業実績は、以下のとおりである。

(ア) 援助人員の概要

	合計	公立	公立(被災)	私立
小学校	2,979人	2,969人	9人	1人
中学校	1,893人	1,862人	0人	31人
合計	4,872人	4,831人	9人	32人

(倉敷市教育委員会提供資料より)

(イ) 就学援助事業における学用品費等の内訳状況

(単位：千円)

	学用品費等	泊を伴う 校外活動費	新入学 学用品費	修学旅行費	通学費
小学校	40,483	1,118	6,686	17,803	—
中学校	45,711	2,310	12,732	32,214	105
合計	86,194	3,428	19,418	50,017	105

(倉敷市教育委員会に提出された資料を集計)

(ウ) 就学援助事業における給食費及び医療費の内訳状況

(単位：千円)

	医療費	給食費
小学校	95	132,691
中学校	1,210	94,203
合計	1,305	226,894

(倉敷市教育委員会に提出された資料を集計)

なお、給食費についての就学援助費は、保健体育課の援助費にて計上されている。

2 実施した手続

(1) ヒアリング調査

(2) 資料精査

平成23年度に交付された援助費について、就学援助事務様式集、就学援助サブシステム操作説明書、就学援助費給付申請書、就学援助費受領書、就学援助費支給事務完了報告書、就学援助費決算報告書等の資料を査閲し、検討した。

3 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

4 奨学金給付貸付事業

1 概要

(1) 事業目的

倉敷市市民で学校等に在学する者のうち、経済的事情により就学困難な者に対して、奨学金の貸付・給付を行い、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とした事業である。

(2) 事業内容

倉敷市奨学金制度には、卒業後に返還する必要がある貸付制度（無利子）と、返還の必要のない給付制度の2種類がある。

ア 根拠条例等

- (ア) 倉敷市奨学金貸付条例（貸付制度・昭和43年3月28日条例第11号）
- (イ) 倉敷市奨学金貸付条例施行規則（貸付制度・昭和43年3月30日教育委員会規則第1号）
- (ウ) 倉敷市奨学金給付規則（給付制度・昭和43年4月1日教育委員会規則第7号）

イ 応募資格

- (ア) 倉敷市内に本人または本人と生計を一にする家族が一年以上住所を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく学校等に在学中か、新年度に進学する者
- (ウ) 品行方正にして学業成績の優秀な者
- (エ) 健康で成業の見込みのある者
- (オ) 現に経済的事情によって就学困難な者
- (カ) 本人の属する世帯に市税滞納のない者
- (キ) 他の奨学金を受けていない者（貸付の場合のみ）

ウ 貸付・給付月額・募集人数

貸付 (無利子)	学校種別	貸付月額	予定人員
	高等学校（高等学校に附置される専攻科を含む）、高等専門学校、看護学校（准看護学校を含む）、理学療法士及び作業療法士養成施設	10,000円	5名
	大学・短期大学	40,000円	30名
給付	学校種別	給付月額	予定人員
	高等学校（高等学校に附置される専攻科を含む）、高等専門学校、特別支援学校高等部専攻科	5,000円	4名
	大学・短期大学	8,000円	15名
	専修学校専門課程	8,000円	5名

エ 保証人等

貸付決定後、連帯保証人及び保証人の印鑑証明書を添付した借受証書の提出が必要

連帯保証人・・・本人の父母、兄弟またはこれに代わる者

保証人・・・岡山県内に居住し独立の生計を営む者を1名

オ 返還方法

学校等を卒業後、奨学金を返済する。なお、奨学金を辞退した場合、貸付停止となった場合、退学等の場合は、卒業を待たずに返還する。

(ア) 返還方法 年1回または年2回。学事課から送付する納入通知書で、指定金融機関で払い込む（口座引き落としの制度はない）

(イ) 返還期間 高校（3年間貸付）は5年間、大学（4年間貸付）は10年間

第1回目は卒業した年の12月、翌年以降は7月と12月（年1回の場合は12月）に返還する

(ウ) 年間返還金額 高校等 72,000円 短大 160,000円
大学 192,000円

(エ) 返還猶予免除 奨学生が上級学校へ進学した場合、奨学金返還を猶予することができる。また、死亡、災害、障害、その他特別な事情がある場合、奨学金の返還を猶予または免除することができる。

(3) 事業実績

ア 本事業の過去3年間の事業費実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業費実績	50,316	53,680	48,108

イ 過去3年間の事業費実績の内訳（貸付及び給付）は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	種別	貸付			給付			事業費計
		月額 (円)	人員	金額	月額 (円)	人員	金額	金額
21	高校	10,000	5人	540	5,000	12人	720	1,260
	大学	40,000	93人	44,640	8,000	39人	3,744	48,384
	専修	—	—	—	8,000	7人	672	672
	合計	—	98人	45,180	—	58人	5,136	50,316
22	高校	10,000	4人	480	5,000	12人	720	1,200
	大学	40,000	101人	48,160	8,000	35人	3,360	51,520
	専修	—	—	—	8,000	10人	960	960
	合計	—	105人	48,640	—	57人	5,040	53,680
23	高校	10,000	7人	840	5,000	11人	660	1,500
	大学	40,000	87人	41,760	8,000	39人	3,696	45,456
	専修	—	—	—	8,000	12人	1,152	1,152
	合計	—	94人	42,600	—	62人	5,508	48,108

ウ 平成２３年度の奨学金（貸付金）の返還（回収）状況は、以下のとおりである。

（単位：千円）

返還年度	調定金額	収納済金額	収納未済額	収納率	人数
15～17	586	157	429	26.8%	5人
18～20	1,034	280	754	27.1%	8人
21	724	96	628	13.3%	5人
22	873	145	728	16.6%	9人
23	48,512	47,961	551	98.9%	229人
計	51,729	48,639	3,090	94.0%	256人

エ 平成２４年３月３１日現在の奨学金（貸付金）の滞納状況は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	返還年度					合計
	15～17	18～20	21	22	23	(＊１)
人数	1人	2人	5人	6人	4人	8人
滞納金額	429	754	628	728	551	3,090

(＊１) 平成２４年３月３１日現在、実質的な滞納者は８人である。

２ 監査の結果及び意見

(１) 管理・回収マニュアルについて

滞納債権について、一元的な管理及び統一的な手続をすべきである（指摘事項）。

奨学金（滞納金を含む）については、奨学生貸付返還台帳及び奨学金貸付収入返還徴収簿によって管理が行われている。

そして、現在、滞納している債権については、電話による督促、督促状、手紙の送付を行い、滞納者への督促が行われている。本人等との電話でのやりとりの内容については、滞納者管理ノートに細かく書かれており、また、比較的頻繁に、

滞納者に対して個別の手紙が送られている。これらの内容を見る限り、滞納金を回収するための努力の様子が窺える。

しかし、倉敷市において回収のためのマニュアルは特に整備されていないため、どの時点で（滞納の期間や金額）、どのような方法により、滞納者に対して督促を行うかは個々の担当者の判断に委ねられている状況である。

また、倉敷市では、現在、債務者が返済を行わず、かつなかなか連絡がとれないなど、債務者からの回収が見込まれない場合、連帯保証人へ奨学金返済の請求を行っているが、連帯保証人への請求のタイミングについても、担当者の判断に委ねられている状況である。

したがって、実際には滞納金についての管理や回収が適切に行われているが、担当者の交代などにより、担当者と滞納者との従前のやりとり等の引き継ぎに漏れが生ずるおそれや、担当者ごとに督促や連帯保証人への請求のタイミングが異なる可能性も考えられるところである。

よって、倉敷市の現在の滞納金の管理は、一元的な管理がなされていない点において不十分なところがあるため、奨学金の管理について、①返還状況や滞納金額、滞納期間、滞納理由等について、一元的な管理を行い、②滞納金の督促マニュアルを制定し、統一的な手続きを取るべきである。

（２）滞納金に対する法的措置について

滞納金についての法的措置を講ずることを検討すべきである（意見）。

ア 倉敷市では、これまで、奨学金の滞納者について、債務者本人および連帯保証人、保証人に対して法的措置をとったことはない。

たしかに、滞納金が少額の場合など、法的措置を講ずることの費用を考えると、法的措置を講ずることが経済的に有効とまでは言えない場合がある。

しかし、奨学金を滞納しても法的措置までは講じないという状況が定着してしまうと、債務者のモラルハザードを引き起こすおそれや、奨学金をまじめに返済している人との不公平が生じる結果となる。

したがって、奨学金の滞納者について、滞納理由に合理性がない場合などの一定の悪質性のある事案については、たとえ滞納金が少額であっても、法的措置を講ずることが必要である。

なお、現在の滞納者については、一定の合理性があると認められる状況であり、法的措置を講ずべき対象者がいるわけではない。

イ また、消滅時効の管理についても、注意が必要である。

倉敷市では、これまで、奨学金債権について、債務者から消滅時効を援用されたことはないとのことである。

しかし、今後は債務者や連帯保証人から消滅時効を援用される可能性もあるのであるから、消滅時効の管理を行うことが必要である。

奨学金債権は、倉敷市奨学金貸付条例に準拠して締結された金銭消費貸借契約に基づく貸付金であり、私債権のため、消滅時効の期間は10年になる（「自治体のための債権管理マニュアル」東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編初版233頁）。

そして、消滅時効は、返済期限のある場合は、その期限到来時（返済期日の翌日）から進行する。

よって、債務者（奨学生）ごとに消滅時効の完成日について把握・管理しておく、徒に消滅時効の期間が満了することのないよう注意すべきである。

また、時効の中断事由としては、①請求（裁判上の請求、支払督促、和解及び調停の申立）、②差押え、仮差押え、仮処分、③承認がある。

そこで、滞納金額や債務者等の支払能力等から、倉敷市において法的措置（上記①、②）を講ずる基準を定め、一定の場合には法的措置（上記①、②）を講ずるなどして、時効の中断手続を取ることも検討すべきである。また、一部の返済でも承認になるので、滞納者に滞納金の一部の返済を求めることも有用である。

なお、承認に特に方式があるわけではなく、奨学金債権が存在することを知っている旨の表示があれば承認になるので、債務者に承諾書を書いてもらったり、支払猶予の申込でも承認となることから、滞納者の承認と認められるような行為があった場合には、日頃から記録に残しておくことが重要である。

5 指導関係特別事業（外国人英語講師）

1 概要

（１）事業目的

国際化の進展に対応し、児童生徒に国際理解の基礎を培い、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、外国人英語講師を雇用、配置し、小学校、中学校、高等学校の英語教育の充実を図ることを目的としている。

（２）事業内容

ア 平成２３年度の外国人英語講師は３９人であり、うち、１２人が小学校へ、２７人が中学校へ配置されている。各講師の担当する学校数は、各学校の生徒数によって均等となるよう配置されている。

外国人英語講師の募集については、倉敷市のホームページで募集方法及び要項が英文・和訳で公表されている。

イ 応募資格

（ア）子供や若者と働くことが好き

（イ）英語が母国語であり、話す・書く能力が優秀である

（ウ）応募の時点で、認定された大学・大学院の卒業証書を持つこと

（エ）応募の時点で、日本に１年以上住んでいる、あるいは１年以上住んだ経験があること

（オ）日常会話レベルの日本語力を有すること

（カ）健康な体と精神であること。プログラムに採用されれば、自己負担で健康診断を受け、結果を出さなければならない。

（キ）一次・二次面接両方に自己負担で出席できること。電話面接やビデオ面接は行わない。

ウ 勤務条件

勤務条件については、「語学指導等に従事する外国青年の任用、報酬、勤務時間、その他の勤務条件に関する要領」により、定められている。

基本的な勤務条件は以下のとおりである。

(ア) 雇用期間

1年を超えない範囲内で、教育委員会が定める期間。ただし、この期間満了後、教育委員会は必要に応じて、1年を超えない範囲で再任を行うことができる。

任用期間は、通算で5年を限度とするが、教育長の推薦がある場合は、通算で10年を限度とすることができる（なお、通算期間を計算する場合、1年に満たない任用期間は、1年として扱う）。

(イ) 外国人英語講師の身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の特別職の地方公務員。

(ウ) 報酬

月額 330,000円

(エ) 通勤費相当額

区分	範囲	支給額	非課税	課税
	2km未満	0円	0円	0円
自転車、原付、 自家用車等の 交通用具使用者	2km以上 4km未満	1,800円	1,800円	0円
	4km以上 8km未満	3,600円	3,600円	0円
	8km以上 10km未満	6,000円	4,100円	1,900円
	10km以上 12km未満	6,000円	6,000円	0円
	12km以上 15km未満	8,400円	6,500円	1,900円
	15km以上 16km未満	8,400円	8,400円	0円
	16km以上	10,500円	10,500円	0円
公共交通機関	2km以上 4km未満	1,800円	1,800円	0円
	4km以上 8km未満	3,600円	3,600円	0円
	8km以上 12km未満	6,000円	6,000円	0円
	12km以上 16km未満	8,400円	8,400円	0円
	16km以上	10,500円	10,500円	0円

(オ) 報奨金

報奨金の支給額					
勤務評定の結果	委嘱1年目	委嘱2年目	委嘱3年目	委嘱4年目	委嘱5年目以降
A, B, C	150,000円	250,000円	350,000円	400,000円	420,000円
D	135,000円	225,000円	315,000円	360,000円	378,000円
E	120,000円	200,000円	280,000円	320,000円	336,000円

(カ) 住居

原則として、外国人英語講師は教育委員会が賃借人となる住居又は教育委員会が承認する住居に居住するものとする。この場合、住居補助相当額として月額2.5万円を現物支給する（ただし、賃借料が2.5万円未満の場合はその額とする）。

(キ) 勤務形態

1日通常1時間の休憩時間を除き1日通常7時間週5日勤務とし、週35時間の勤務時間の割り振りについては、指導課長及び配置所属長が定めるものとする。土曜日及び日曜日は、週休日。

(ク) 年次有給休暇

委嘱年数	2ヵ月以上 6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目 以降
年間取得日数	5日	10日	15日			16日	18日	20日	20日
繰越限度日数			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

(ケ) 勤務評定

外国人英語講師は、教育委員会に勤務を評定される。評定の内容、時期及び回数は教育委員会が就業規則マニュアルに定める。

(3) 事業実績

平成23年度の当初予算及び事業費実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

平成23年度	当初予算	実績
事業費実績	231,114	218,376

2 監査の結果及び意見

(1) 勤務条件に関する条例について

外国人英語講師の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、早期に条例で規定すべきである（指摘事項）。

倉敷市では、外国人英語講師の勤務条件について、「語学指導等に従事する外国青年の任用、報酬、勤務時間、その他の勤務条件に関する要領」において定めているのみで、条例の規定はない。

この点につき、倉敷市教育委員会の説明によると、外国人英語講師は、地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤の特別職の地方公務員に該当し、倉敷市条例第23号「特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」の別表「その他の者」に該当するものとして、その報酬を支払っているとのことであった。外国人英語講師が、非常勤の特別職の公務員に該当するのであれば、自治法第203条の2、第204条の2により、その報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は条例で定める必要があることとなる。しかし、実際の外国人英語講師の報酬等については、「語学指導等に従事する外国青年の任用、報酬、勤務時間、その他の勤務条件に関する要領」に基づき支給されているが、その内容は上記条例に規定する報酬（月額79,000円以内又はこれに対応する月額、年額420,000円以内）と整合しておらず、同条例に基づいて外国人英語講師の報酬が支給されているとは言い難い。

したがって、外国人英語講師に対する報酬等の支払は、自治法に基づいた支出が行われているとは言えない可能性が高いので、その報酬等の額及び支払方法を定める条例を早期に制定する必要がある。

(2) 勤務条件の見直しについて

外国人英語講師の勤務条件の見直しを検討すべきである（意見）。

倉敷市の外国人英語講師の勤務条件については、前記1(2)のとおり、倉敷市の他の一般職員の勤務条件と比較すると、かなり好条件に設定されている。このような好条件を設定した理由について、当初は外国人英語講師の人数がまだ少

なかったため、好条件を設定して優秀な外国人英語講師の確保を図る必要性があったとの説明を受けた。

たしかに、事業開始当初は優秀な人員確保のためには、他市等と比較して好条件を設定し、外国人英語講師の募集を図る必要性があったと思われる。

しかし、近年では、採用の倍率は高く、10倍程度になることもあり、事業当初と比較すれば、人員確保のために好条件を設定する必要性は徐々に薄れてきていると思われる。

倉敷市では、外国人英語講師が労働組合を結成していること（平成20年9月1日結成）から、労使交渉を行い、近年の倉敷市の財政状況や他の職員との均衡などを説明しながら、平成24年度は、住居補助相当額を月額2.5万円から2万円へ、持家については月額2.5万円から1.5万円へ（平成25年度は0.5万円へ）見直しを行っている。また、報奨金について、平成25年度からの減額（採用2年目の外国人英語講師から勤務評価A，B，Cの場合5万円の減額、勤務評価Dは減額後の額の90%、勤務評価Eは80%の支給）が決定されている。また、休暇等についても、倉敷市の他の非常勤職員との均衡を図りながら、随時見直しがなされてきたとのことである。

しかし、外国人英語講師の報酬の額については、これまで見直しはなされていない。

よって、外国人英語講師の勤務条件、特に報酬額につき、見直しを図る時期にきていると思われる。

6 指導関係補助金

1 概要

(1) 事業目的

各種の教育研究団体・連絡協議会に対する負担金もしくは補助金を支出することにより、学校教育に資することを目的としている。

(2) 事業内容

それぞれの負担金もしくは補助金に、特有の交付要綱があるわけではない。

主に、市単位の教育研究団体・連絡協議会等に対しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年4月22日規則第30号）に基づき、補助金を交付する。

また、全国もしくは岡山県単位の教育研究団体に対しては、負担金を支出する。

(3) 事業実績

ア 平成23年度における負担金及び補助金の主な内容は、以下のとおりである。

	団体名	金額（千円）
負担金	岡山県国公立幼稚園教育研究会	420
	岡山県小学校教育研究会	2,162
	岡山県中学校教育研究会	1,373
	岡山県高等学校教育研究会	158
補助金	倉敷市公立幼稚園教育研究会	201
	倉敷市小学校教育研究会	13,392
	倉敷市中学校教育研究会	8,873
	倉敷市高等学校教育研究会	936
	倉敷市人権教育研究協議会	5,229
	倉敷市小学校生徒指導対策協議会	655
	倉敷市中学校生徒指導対策連絡協議会	3,511
	倉敷市高等学校生徒指導連絡協議会	452
	倉敷市生徒指導主事連絡協議会	733

イ 負担金のうち、岡山県小学校教育研究会の平成２３年度の収支予算書を要約して示すと次のとおりである。

科目	予算額（千円）	備考
負担金	9,459	6,789 人、415 校、4,689 学級
県費補助金等	932	
繰越金	925	
雑収入	1	預金利息
収入合計	11,317	
部会事業費	4,135	
支会事業費	4,593	
本部事業費	300	
本部運営費	2,289	
支出合計	11,317	

また、岡山県中学校教育研究会の平成２３年度の収支予算書を要約して示すと次のとおりである。

科目	予算額（千円）	備考
普通会費	4,464	1,200×3,720 人
部会会費	201	
負担金	1,086	3,000×167 校、300×1,950 学級
補助金・助成金	796	
繰越金	248	
収入合計	6,795	
部会事業費	2,640	
支会事業費	1,486	
積立金	230	
本部運営費	2,240	
予備費	199	
支出合計	6,795	

ウ 補助金のうち、倉敷市小学校教育研究会の平成２３年度の収支予算書を要約して示すと次のとおりである。

科目	予算額（千円）	備考
補助金	13,392	倉敷市から
収入合計	13,392	
庶務事業費	215	
教科等研究部会活動事業費	291	20 部会へ
学校部会研究活動事業費	12,886	64 小学校へ
支出合計	13,392	

また、倉敷市中学校教育研究会の平成２３年度の収支予算書を要約して示すと次のとおりである。

科目	予算額（千円）	備考
補助金	8,873	倉敷市から
収入合計	8,873	
庶務事業費	15	
教科等研究部会活動事業費	440	22 研究部会へ
学校部会研究活動事業費	8,418	26 中学校へ
支出合計	8,873	

２ 実施した手続

（１）ヒアリング調査

（２）資料精査

ア 会則・規則・規約

イ 事業計画・事業報告書

ウ 収支予算書・決算書

エ 請求書（負担金）

オ 交付決定通知（補助金）

3 監査の結果及び意見

(1) 負担金支出の必要性の見直しについて

負担金支出の必要性の見直しを検討すべきである（指摘事項）。

ア 負担金とは、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対し、その事業に要する経費の全部または一部を支出するものである。

倉敷市は、現在、前記1（3）のとおり、教育研究団体に負担金を支出しているが、そのなかでも支出額の多いのが、岡山県小学校教育研究会負担金及び岡山県中学校教育研究会負担金である。

イ 岡山県小学校教育研究会は、岡山県内の小学校に勤務する教職員をもって組織する団体であり、会員相互の緊密な連絡と協調のもとに教育に関する研究・調査を行い、岡山県小学校教育の振興に資することを目的とし、小学校教育の研究・調査、会員の研修、機関誌及び研究資料等の刊行、その他本会目的達成に必要な事業を行うものである（「岡山県小学校教育研究会会則」より）。

そして、この会に対する負担金が会の経費にあてられているところ、負担金の内訳は、以下のとおりである。

（ア） 1 会員 1, 0 0 0 円

（イ） 1 学校 3, 0 0 0 円

（ウ） 1 学級 3 0 0 円

倉敷市の場合、平成23年の負担金額は、会費1, 649, 000円（1, 000円×1, 649人）、学校負担金192, 000円（3, 000円×64校）、学級負担金321, 600円（300円×1, 072学級）である。

なお、前記1（3）の事業実績で記載したとおり、平成23年度の収支予算書によると、負担金収入は、教育研究会に設置されている部会及び支会の事業費として分配されている。

つまり、岡山県小学校教育研究会の支会として倉敷市小学校教育研究会が存在しており、県組織から支会事業費が分配されているが、市組織で収入計上されておらず、外部に報告されない特別会計として存在している。

ウ また、岡山県中学校教育研究会は、岡山県内の中学校に勤務する教職員をもって組織する団体であり、会員相互の緊密な連絡と協調のもとに教育に関する研究・調査を行い、岡山県中学校教育の振興に資することを目的とし、中学校教育の研究・調査、会員の研修、機関紙及び研究資料の刊行、他の教育関係機関団体との連携、その他本会目的達成に必要な事業を行うものである（「岡山県中学校教育研究会会則」より）。

そして、この会に対する負担金が会の経費にあてられているところ、負担金の内訳は、以下のとおりである。

（ア） 普通会員 1, 200円

（イ） 学校負担金 3, 000円

（ウ） 学級負担金 300円

なお、前記1（3）の事業実績で記載したとおり、平成23年度の収支予算書によると、負担金収入は、教育研究会に設置されている部会及び支会の事業費として分配されている。

つまり、岡山県中学校教育研究会の支会として倉敷市中学校教育研究会が存在しており、県組織から支会事業費が分配されているが、市組織で収入計上されておらず、外部に報告されない特別会計として存在している。

エ 倉敷市は、上記のとおり研究会に対して負担金を支出しているが、これは、会員である教職員が本来支払うべき会費を倉敷市が負担することにより、全教職員が上記研究会に入会して研修を受けることを促し、研修を積むことで、教職員の力量を上げることにつなげるためとのことである。

しかし、上記研究会が行う教育の研究・調査、会員（教職員）の研修などは、下記（2）の教育研究会と目的・事業内容が重なっている部分もあると考えられる。

また、教員が教育力の向上を図るため研究を行うことは、教員という職業についていた者として本来は各個人がそれぞれ自主的に行うものであるという一面もある。

さらに、教員の研修については、倉敷市教育委員会の行う教員研修もあるので

あり、それとの役割分担の観点も必要である。

よって、倉敷市が教職員が本来支払うべき会費を負担して、教職員の上記研究会への入会を促す必要性があるのか、負担金支出の必要性の見直しを検討すべきである。

オ また、上記会則においては、会の運営に会費が充てられることになっているが、これを会員が負担するのではなく、倉敷市が負担することの根拠が不十分である。

そもそも、負担金は、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対し、その事業に要する経費の全部または一部を支出するものである。そうすると、上記研究会に市が負担金を支出することは、通常想定されている負担金の支出の場面とは異なるものであるといえ、上記研究会の会費を負担金として支出することには疑問がある。

また、上記会則によれば、会員は教職員であり、会費は会員である教職員が本来負担すべきものであるから、倉敷市が会費を負担することは、実質的に教職員の給与所得となる可能性があるともいうべきであり、この点からしても倉敷市が根拠なく、会費を負担金として支出することには疑問がある。

なお、負担金を市町村で負担することなく、会員に会費を負担させている市町村もあるとのことである。

よって、倉敷市が上記研究会に対する負担金の支出を維持するのであれば、会則の改正の必要性を含め、支出の根拠についても十分検討する必要がある。

(2) 補助金支出の必要性の見直しについて

補助金支出の必要性の見直しを検討すべきである（指摘事項）。

ア 地方公共団体による補助金交付については、その公益上必要がある場合において行うことができると規定されている（自治法232条の2）。この、「公益上必要がある」か否かは、客観的に公益上必要であると認められなければならない（行政実例昭和28年6月29日）。

そして、倉敷市は、現在、前記1（3）のとおり、教育研究団体に補助金を支出しているが、そのなかでも支出額の多いものが、小学校教育研究会補助金及び

中学校教育研究会補助金である。

イ 倉敷市小学校教育研究会の平成２３年度の収支予算書（前記１（３）の事業実績を参照）によれば、「学校部会研究活動事業費」が大部分を占めている。

そこで、各小学校（６４校）から提出された予算書を支出内訳で集計すると、次のとおりである。

支出科目	金額（千円）
消耗品費	6,372
印刷製本費	3,399
旅費	1,574
負担金	925
その他	616
合計	12,886

このように倉敷市小学校教育研究会へ支出された補助金は、その大部分が各小学校において、消耗品や印刷製本費及び旅費などに使用されていることが分かる。

ウ また、倉敷市中学校教育研究会の平成２３年度の収支予算書（前記１（３）の事業実績を参照）によれば、「学校部会研究活動事業費」が大部分を占めている。

そこで、各中学校（２６校）から提出された予算書を支出内訳で集計すると、次のとおりである。

支出科目	金額（千円）
消耗品費	3,659
印刷製本費	1,900
旅費	1,862
負担金	856
その他	141
合計	8,418

このように、倉敷市小学校教育研究会と同様に、倉敷市中学校教育研究会へ支出された補助金は、その大部分が各中学校において、消耗品や印刷製本費及び旅

費などに使用されていることが分かる。

エ これら教育研究会は、倉敷市立学校園に在籍する教員等で組織されている団体であり、倉敷市補助金等交付規則により、補助金の支出がなされている。

当該教育研究団体は、教員が教育研究を行っている団体であるが、たしかに、教員による教育研究は教員の教育力を向上させ、ひいては倉敷市における学校教育の向上につながることから、当該研究団体に公益性があるといえる。

しかし、教員が知識・教育力の向上を図るため研究を行うことは、教員という職業についた者として本来は各個人がそれぞれ自主的に行うものであり、それに倉敷市の補助金を交付する必要性があるといえるのかは疑問である。

また、教員の研修については、倉敷市教育委員会の行う教員研修もあり、それとの役割分担の観点も必要である。さらに、上記（１）の岡山県の教育研究会と目的や事業内容の重複があると思われる部分もある。

よって、当該補助金交付の必要性について、再度検討を行うべきである。

7 情報学習センター

1 概要

(1) 施設概要

ア 所在地

倉敷市福田町古新田 9 4 0 番地（ライフパーク倉敷内）

イ 設置条例等

倉敷情報学習センター条例（平成 5 年 3 月 2 5 日条例第 1 1 号）

倉敷情報学習センター条例施行規則（平成 5 年 3 月 2 6 日教育委員会規則第 8 号）

ウ 設置目的

情報学習の支援及び情報教育の推進を図ることを目的として（倉敷情報学習センター条例第 1 条）、設置されている。

エ 設置年月

平成 5 年 4 月 1 日

オ 開館時間

午前 9 時～午後 5 時 1 5 分（原則、毎週月曜日、祝日、年末年始が休館日）

キ 管理体制

館長	1 名	（教員）
主任	2 名	（教員・司書）
副主任	2 名	
その他非常勤嘱託員	2 名	
合計	7 名	



(2) 運営方針

ア 教育委員会の情報化推進のための中心組織として設置し、学校教育における情報教育と教科等におけるＩＣＴを活用した授業の充実を図る。

イ 生涯学習において、様々な情報メディアを活用した学習活動を効果的に行えるよう支援する。

ウ 教育委員会各施設のＩＣＴ活用環境の整備・充実と安定した運用に努める。

(3) 事業内容

ア 教育用コンピュータ整備事業

教育用コンピュータシステムの整備・充実を行い、ＩＣＴ利活用が図られることによって、倉敷市の学校教育の充実に努める。

学校園のコンピュータ機器の障害への迅速な対応に努める。

イ 情報教育推進事業

学校教育や生涯教育の場において、ＩＣＴの利活用が促進されるようにハード・ソフト面のさらなる充実を行い、その有効活用を図るためのサポータ派遣や研修会を行う。

ウ ネットワーク・システム整備事業

学校教育や生涯学習の場において、安定したネットワークシステムや、それを利用したシステムの使用ができ、利用者にとって教育効果を発揮したり業務の効率化を促進する。

教育委員会が学校教育施設や生涯学習施設に対して運用するネットワーク及びそれを利用したシステムの更新や整備・充実を行う。

エ 主な施設設備

(ア) ＬＬパソコン教室（生徒機３６台と先生機がＬＡＮで結ばれ、各種研修や市民向けパソコン講座に活用されている。）

(イ) サーバ室（教育委員会が管理する各ネットワークやシステムを運用・管理するための主要機材が設置されている。）

(３) 事業実績

ア 平成２３年度における事業費の主な内訳は、以下のとおりである。

(ア) 教育用コンピュータ整備事業

(単位：千円)

	内 訳	予算額	事業費金額
委託料	高等学校事務システム開発委託料	2,000	1,995
	教育用 PC 対応プリンタ保守委託料	1,785	1,759
使用料 及び 賃借料	教育用コンピュータ等借上料（支援）	1,608	1,572
	教育用コンピュータ等借上料（小学校）	117,624	117,391
	教育用コンピュータ等借上料（高等学校）	10,446	10,445
	教育用コンピュータ等借上料（中学校）	28,801	28,775
	校内 LAN 用コンピュータ整備費	6,678	6,678
	教育用サーバー機器等借上料	503	392
	高等学校事務機器借上料	202	200

	教育用コンテンツ整備事業費	5,724	5,722
需用費	修繕	6,161	6,129
役務費	コンピュータ等処分料	1,196	1,193
	合計	182,728	182,251

(イ) 情報教育推進事業

(単位：千円)

	内 訳	予算額	事業費金額
委託料	情報教育研修会講師委託料	368	378
	情報教育学校サポーター派遣委託料	10,850	10,800
使用料	パソコン借上料（研究開発用）	183	172
及び	LL パソコン教室システム借上料	2,974	2,965
賃借料	公民館パソコン等借上料	3,327	3,326
需用費	(省略)	1,000	974
備品購入費	(省略)	200	196
	合計	18,902	18,811

(ウ) ネットワーク・システム整備事業

(単位：千円)

	内 訳	予算額	事業費金額
委託料	事務システム調整作業委託料	4,000	3,983
	学校図書館情報化作業委託料	15,718	15,000
	教育施設ネットワーク保守委託料	3,024	3,230
	教育ネットサーバー機器等保守委託料	974	974
	不審者対策システム保守委託料	994	993
	船穂・真備地区図書館システム保守委託料	1,931	1,678
	学校園事務システム拡張機能保守委託料	3,143	3,142
	合併対応分学校園事務システムサーバー機器保守委託料	493	493

使用料 及び 賃借料	学校園事務システムネットワーク借上料	27,423	27,422
	図書館電算システム借上料	11,260	11,240
	教育委員会ネットワーク拠点サーバー等借上料	8,673	8,672
	緊急等情報提供システム借上料	912	883
	学校園事務システム使用料（機能拡張分）	26,850	26,851
	教育委員会ネットワーク機器等借上料	16,303	16,215
	VOD サーバシステム借上料	1,489	1,488
需用費	（省略）	14,356	13,735
役務費	（省略）	7,746	7,651
	合 計	145,289	143,650

2 実施した手続

（１）ヒアリング調査

（２）資料精査

ア 支出負担行為書、支出負担行為兼支出命令書

イ 請求書

ウ 契約書、業務仕様書

エ 入札関係書類（起案書、予定価格書、見積書、入札経過書）

オ 随意契約関係書類（起案書、見積書）

3 監査の結果及び意見

特に問題となる事項は見られなかった。

8 図書館

1 施設概要

(1) 所在地及び所蔵

	中央図書館	水島図書館	児島図書館
所在地	中央 2-6-1	水島青葉町 4-40	児島味野 2-2-37
開館年月 (現在地開館)	昭和 21 年 10 月 (昭和 58 年 11 月)	昭和 49 年 5 月 (昭和 60 年 5 月)	昭和 48 年 6 月 (平成 23 年 10 月)
建物の構造	(図書館棟) 鉄筋コンクリート 造 地上 4 階・地下 1 階 (移動図書館書 庫) 地下 1 階	鉄筋コンクリート 造 平屋建 (一部中 2 階)	鉄筋コンクリート 造 一部鉄骨造 地上 4 階建ての 1・ 2 階部分
延床面積	4,868 m ²	1,395 m ²	2,671 m ²
一般開架室	1 階 1,082 m ² 2 階 603 m ²	532 m ²	1 階 1,458 m ² 2 階 1,143 m ²
参考図書室	3 階 385 m ²	—	—
児童開架室	1 階 390 m ²	349 m ²	—
所蔵数	図書	504,380 冊	150,845 冊
	視聴覚	CD 1,959 点 ビデオ 2,647 点 DVD 1,311 点	CD 471 点 ビデオ 1,006 点 DVD 543 点
			CD 485 点 ビデオ 1,224 点 DVD 554 点
	合計	510,297 点	152,865 点

		玉島図書館	船穂図書館	真備図書館
所在地		玉島 1-2-37	船穂町 船穂 1702-1	真備町 箭田 47-1
開館年月 (現在地開館)		昭和 24 年 3 月 (昭和 63 年 5 月)	平成 12 年 7 月	平成 12 年 7 月
建物の構造		鉄筋コンクリート造 平屋建 (一部中 2 階)	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2 階建 (一部塔屋)
延床面積		1,388 m ²	868 m ²	1,693 m ²
一般開架室		632 m ²	1 階 448 m ² 2 階 420 m ²	開架部分 897 m ²
参考図書室		—	—	
児童開架室		313 m ²	—	
所蔵数	図書	165,739 冊	51,032 冊	117,449 冊
	視聴覚	CD 348 点	CD 425 点	CD 1,235 点
		ビデオ 1,287 点	ビデオ 349 点	ビデオ 1,020 点
		DVD 366 点	DVD 395 点	DVD 371 点
	合計	167,740 点	52,336 点	120,075 点

		移動図書館・ 公民館図書館	
開館年月		昭和 43 年 5 月 (玉島・良寛号運 行開始)	
建物の構造		ファミリー号 4,500CC 3,500 冊積載 てまり号 3,000CC 1,200 冊積載	
一般開架室		倉敷地区 10 館 水島地区 5 館 児島地区 6 館 玉島地区 5 館 真備地区 1 館	
所 蔵 数	図書	100,599 冊	
	視聴覚	CD 2 点 ビデオ 3 点 DVD 25 点	
		合計	100,629 点

(数字は 23 年度)

(2) 設置条例等

倉敷市図書館条例 (昭和 42 年 4 月 1 日)

倉敷市立図書館規則 (昭和 42 年 5 月 1 日)

(3) 設置目的

図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、保存して、市民の利用の用に供し、その教養、調査研究レクリエーション等に資することを目的として（倉敷市立図書館条例第3条）、設置されている。

(4) 設置年月

各図書館の設置時期は（1）の開館年月に記載のとおりである。

(5) 利用対象

所定の貸出申込書により館長に申し込むことで図書館資料を利用できる（倉敷市立図書館規則第5条第1項）。

館外貸出しは市内に居住する者または、市内の職場、学校に在籍する者に限られる（倉敷市立図書館規則第6条）。

(6) 使用料

図書館資料の利用についてはいかなる対価も徴収しないこととされている（倉敷市立図書館規則第8条）。

(7) 開館時間

午前10時～午後6時

（ただし、木曜日（祝日を除く）は午前10時～午後7時）

児島図書館のみ

午前9時～午後7時（日曜日、祝日は午前9時～午後5時）

(8) 休館日

○月曜日（ただし、中央・水島・児島・玉島は第1月曜日は開館）

○毎月最終金曜日（ただし、8月31日と12月28日は開館）

○整理期間（毎年14日以内）

○年末年始（12月29日～1月4日）

(中央図書館)

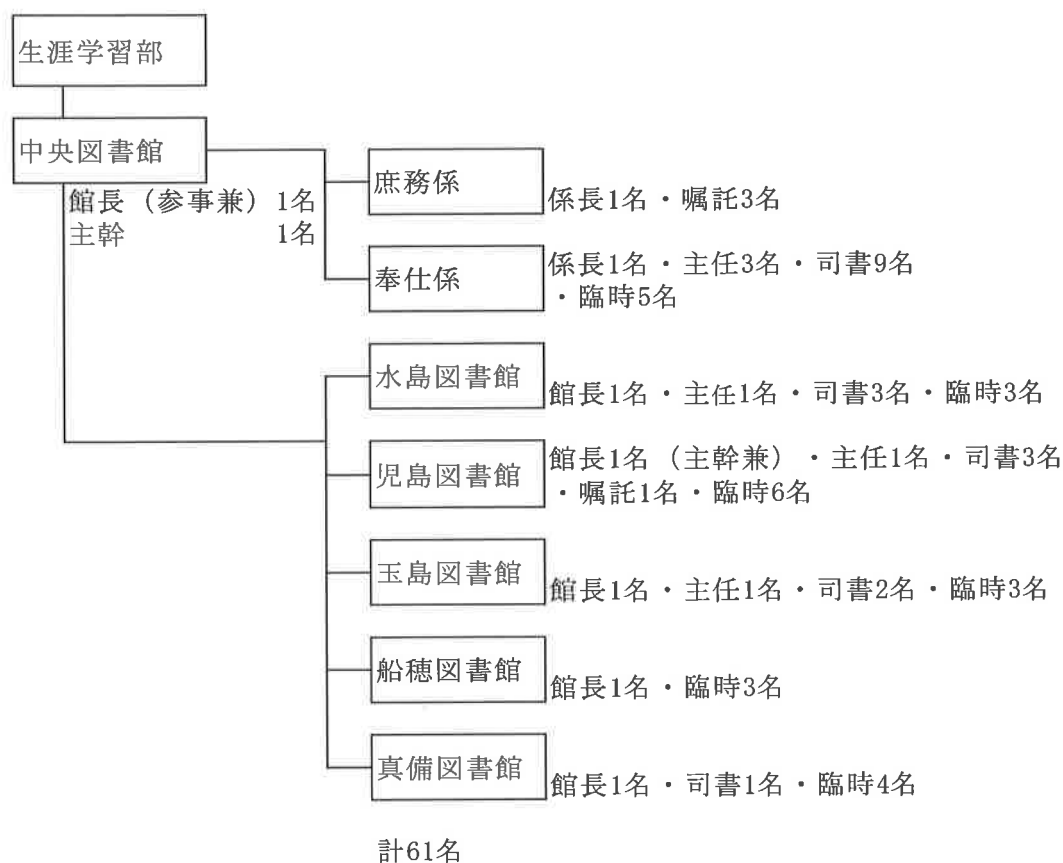


(児島図書館)



(9) 管理体制

平成24年4月1日現在の組織図



2 利用状況

(1) 事業内容

倉敷市立図書館では利用者に対して下記のサービスを提供している。

① 貸出し

(ア) 図書・雑誌

個人1人につき合わせて20冊までを15日間借りることができる。団体については冊数制限はなく30日間借りることができる。

(イ) 視聴覚（CD／ビデオテープ／DVD）

個人1人につき合わせて4点までを15日間借りることができる。団体へは貸出しない。ビデオテープ・DVDについては著作権の許諾を受けているものを貸出しする。

② 移動図書館

図書館から1.5km以上離れている地域で、地域住民の希望に沿うよう、地域の実情、交通事情等を考慮して決定し、移動図書館を定期的に運行する。

③ 公民館図書室

市内中学校区単位にある公民館に設置されている図書室または図書コーナーに、図書館資料を配置。資料貸出・返却・予約資料の受け取りを可能とし利用者の利便性を図る。

④ レファレンスサービス

日常生活や職場で生じる疑問や調査研究に必要な事項について図書館資料をもって援助する。

⑤ リクエストサービス

借りたい資料が見つからないときは予約をすることができる。未所蔵の図書は購入したり、他の図書館から借用して提供する。

⑥ 複写サービス

著作権法の認める範囲内で実施。料金は白黒1部10円、カラー（中央図書館のみ）1部50円。

⑦ 館内視聴サービス

図書館内でビデオ・DVDを鑑賞できる（中央・船穂・真備図書館ではCD鑑賞も可能）。

⑧ 郵送貸出サービス

障がいの程度が1級から4級の身体障がい者手帳または療養手帳所持者には、図書館資料を郵送で貸出しする。図書・雑誌は1人20冊まで30日以内、録音図書は4タイトルまで30日以内、視聴覚資料は4点まで15日以内の貸出しができる。

⑨ 録音図書貸出サービス

身体障がい者手帳5～7級の所持者と、65歳以上の者には、著作権の許諾を受けている録音図書を1人4タイトルまで30日以内で貸出しする。

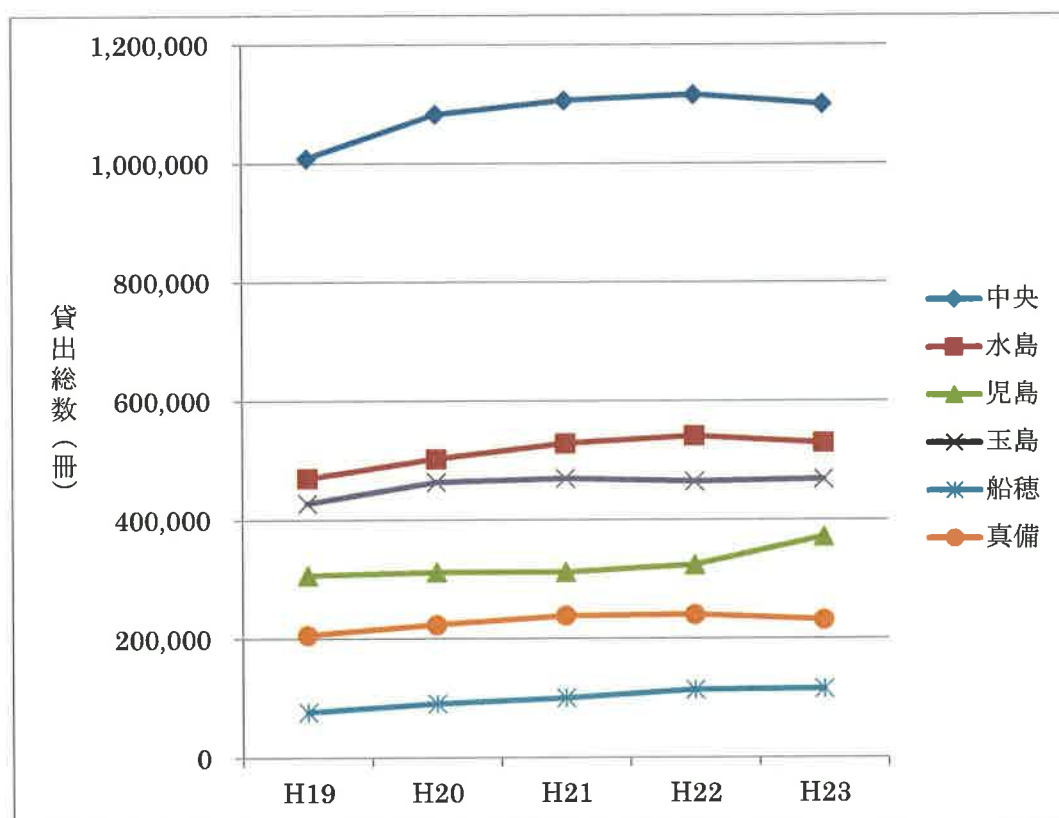
⑩ 出前講座

希望する団体に、大型紙芝居や絵本の読み聞かせ、また図書館の利用方

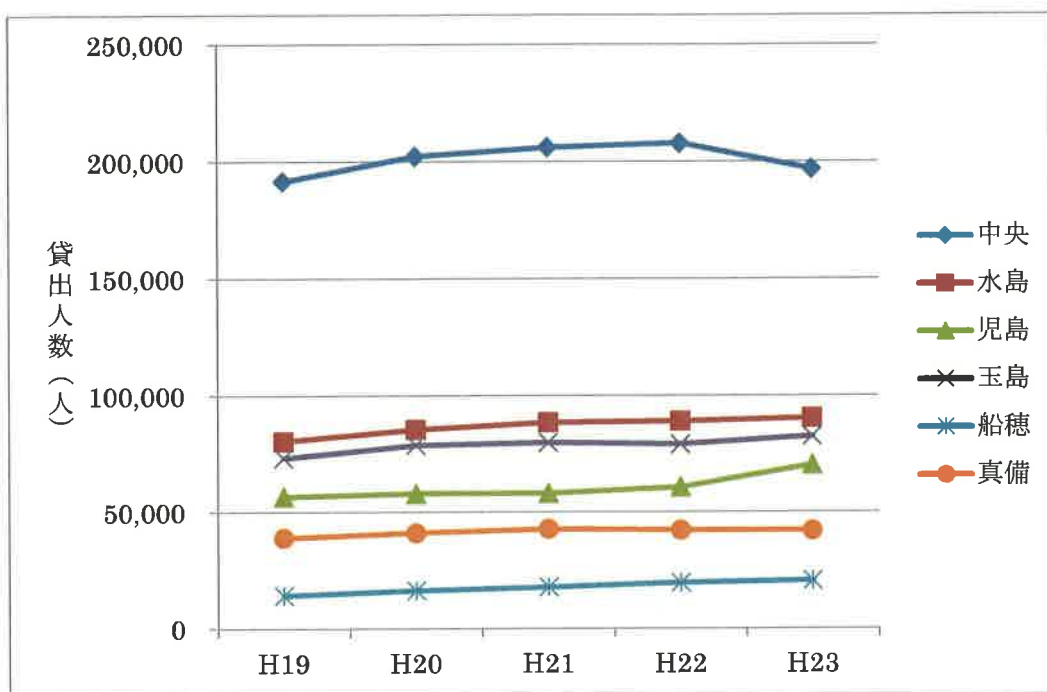
法の説明、子供への本の与え方のアドバイスを行う。

(2) 利用者数

主要図書館（中央図書館及び5地区館）における最近5年間の各年度の貸出総数は次のグラフのとおりであり、貸出冊数は緩やかに伸びている。



同様に主要図書館（中央図書館及び5地区館）における最近5年間の各年度の貸出人数は次のグラフのとおりである。平成23年度の中央図書館の貸出人数は前年に対して減少しているものの全体としては緩やかに伸びている。



3 実施した手続

(1) ヒアリング調査

(2) 現場調査

中央図書館：平成24年8月3日

児島図書館：平成24年8月10日

(3) 資料精査

4 監査の結果及び意見

(1) 目標設定について

① 市の全体目標と図書館の運営目標の関連付け

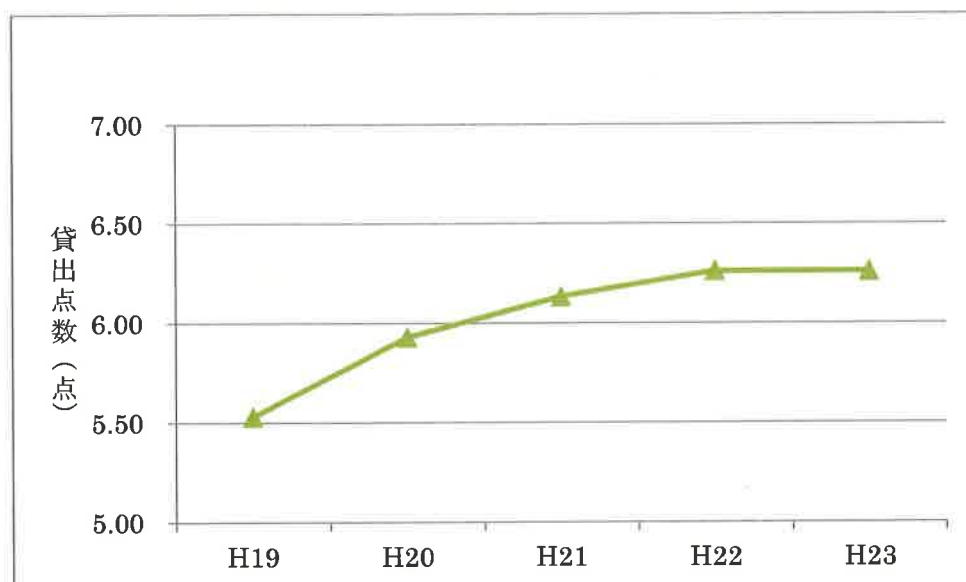
総合計画の目標は、教育委員会における図書館事業の目標とリンクさせ、具体策に落とし込んでいくことが望まれる（意見）。

図書館の有効利用に関しては、倉敷市の第六次総合計画の基本構想で市民一人当たりの市立図書館貸出数についての目標設定が行われている。平成21年度で6.1点であったものを、平成27年度で6.5点、平成32年度で6.9点とする目標が設定されている。しかしながら、この総合計画の目標を達成するための単年度の目標値については設定されていない。

一方、結果に対しては毎期の行政評価結果の中で数値目標に対する実績値

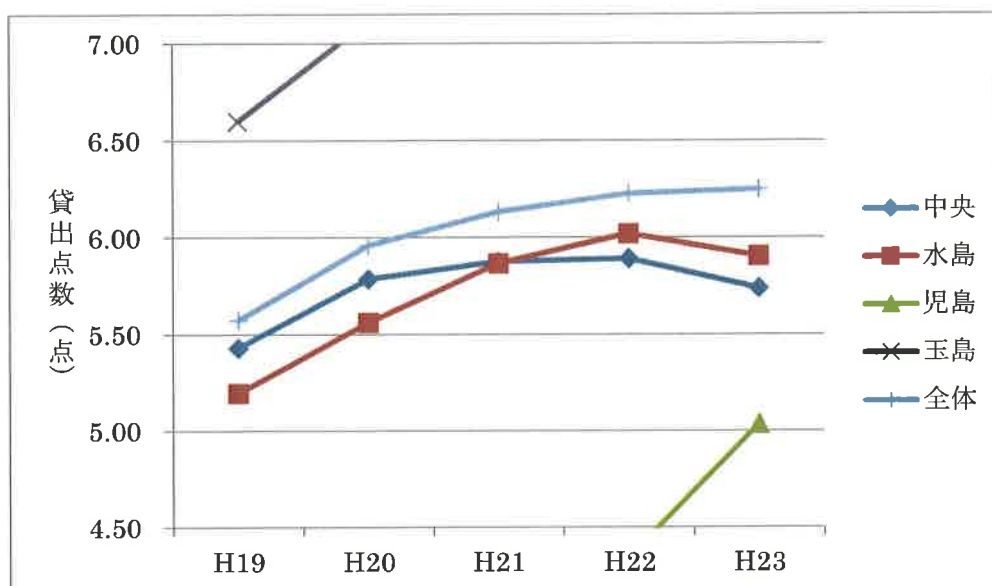
が算定され報告されている。しかしながら、倉敷市教育委員会がとりまとめている「倉敷市の教育」や、倉敷市立図書館がとりまとめている「倉敷市の図書館（図書館要覧）」では市立図書館貸出点数についての各年度の目標の達成状況については何ら触れられていない。

なお、過去5年間の1人あたり貸出点数を貸出点数について年度末時点人口により算出すると下記のとおりとなり、全体としては増加傾向にあることがわかる。



（貸出点数及び年度末人口に基づき監査人作成）

もっとも、過去5年間の1人あたり貸出点数を図書館ごとに算出すると図書館によりばらつきがみられ、中央図書館や水島図書館の伸びが鈍化していることが読み取れる。



(貸出点数及び各地区の年度末人口に基づき監査人作成)

(注) 上図には表れていないが、船穂図書館は10.5～15.6冊、真備図書館は8.8～10.4冊と高水準で推移している。

倉敷市として作成した総合計画の目標については教育委員会における図書館の運営目標ともリンクさせることでより実現可能性が高まると考えられる。その際には単に図書館全体としての達成状況を把握するだけでなく、個々の図書館単位の目標にブレイクダウンし、具体策に落とし込んでいくべきであろう。

② 複数目標値の設定

複数の目標値を設定することが望まれる(意見)。

図書館として追求すべき定量的目標は「市民一人当たりの市立図書館貸出数」以外にも考えられる。例えば岡山県立図書館ではサービス指標として次のような指標を設定し、ホームページで公表している。

県民に開かれた図書館	(1) 利用者満足度 (2) 入館者数 (3) 個人貸出冊数 (4) 郵送貸出冊数(障がいのある人等を対象) (5) 対面朗読室利用者数
------------	--

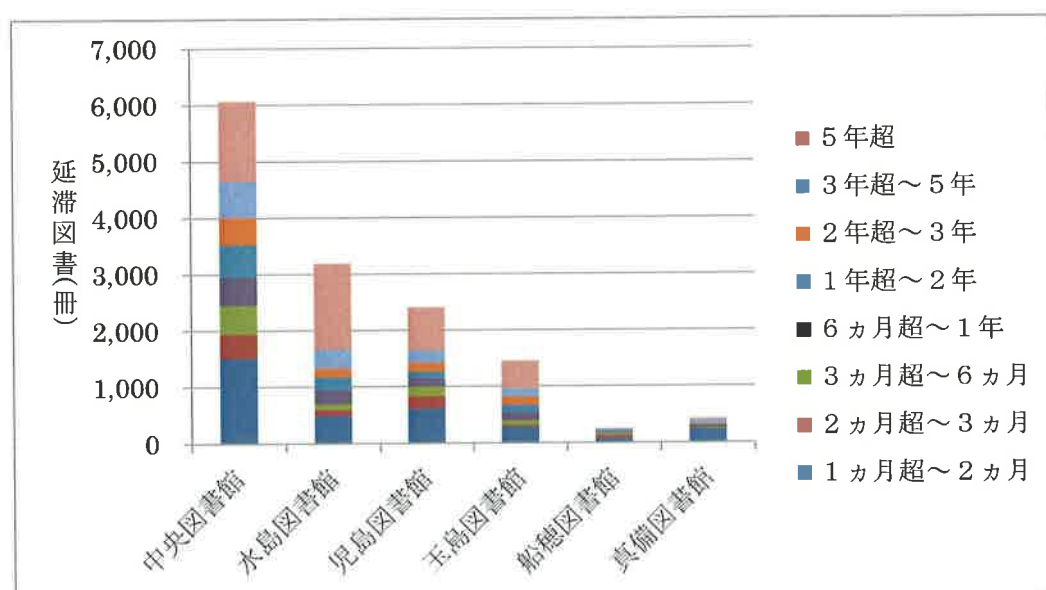
	(6) インターネット予約冊数（非来館型サービス） (7) 広報件数教（育記者クラブへのお知らせ件数）
県域の中枢	(8) 県内公共図書館への協力貸出冊数 (9) 協力レファレンス件数 (10) 横断検索による検索数
調査・研究	(11) レファレンス件数 (12) 県立図書館職員がビジネス支援等講座で講師を務めた回数
メディア	(13) 県立図書館によるレファレンスデータベース登録件数 (14) メディア工房主宰講座（延べ日数） (15) データベース延べ利用者数
資料保存	(16) 新刊図書の収集冊数 (17) 郷土資料受入冊数 (18) 蔵書冊数（館内用図書）
子ども読書	(19) 児童図書研究書の購入冊数 (20) 主催児童サービス関係研修会への参加人数 (21) 学校図書への貸出冊数
図書館振興	(22) 巡回相談実施延べ図書館数 (23) 主催図書館職員研修への参加人数

運営主体が異なるため上記すべての指標を利用することが求められるものではない。しかしながら、2 利用状況（1）事業内容で述べたとおり、倉敷市立図書館が様々なサービスを提供していることを考えるならば、複数の目標値を設定し、様々な視点から適切なサービスが提供されているのかを検討していくべきである。具体的には利用者満足度、入館者数、レファレンス件数、新刊図書の収集冊数、郷土資料受入冊数、児童図書研究書の購入冊数は倉敷市でも設定できるものと思われる。また、岡山県立図書館が掲げている指標以外にも蔵書回転率（蔵書点数に対する貸出点数の比率）が考えられる。

(2) 延滞図書について

延滞図書に対する督促業務に関するマニュアルを作成し、できる限り早期に督促を行うことに努めるとともに、弁償方法として、事案によっては、現物返還だけでなく金銭による返還を求めていくことについても検討すべきである（意見）。

(ア) 図書館が図書の貸出業務を担っている以上、当然のことながら、返却期日に返却されるべき図書が返却されないといった事態が生じる。このような延滞図書は、各図書館でも膨大な数に及び、返却されるべき図書が長期にわたって未返却のまま滞留するといった問題ともなっている。延滞図書の数は、中央図書館が6,077冊、水島図書館が3,196冊、児島図書館が2,411冊、玉島図書館1,459冊、船穂図書館が250冊、真備図書館が422冊となっている（いずれも平成24年6月ないし7月における、返却期日より1か月程度経過した延滞図書の数字）。また、各図書館における延滞図書の返却期日経過期間ごとの内訳は次のグラフのとおりであり、1ヵ月超～2ヵ月の占める割合が多い一方、5年超も相当な数に上っている。そして、船穂図書館及び真備図書館を除き、返却期日より1年以上を経過しているものが半数以上を占めている。



（教育委員会からの提示資料をもとに監査人が集計）

(イ) このような延滞図書に対する対応について、督促業務のマニュアル自

体は存在しないが、各図書館の督促業務は概ね次のとおりとなっている。中央図書館の場合、返却期日より30日が経過した場合にまず葉書により督促し（1回目）、さらに返却期日より3か月が経過した場合に電話により督促することになっている（2回目）。返却期日より半年経過以降は、年に2回（9月・3月）葉書により督促し（3回目）、返却期日より1年経過後は、年に1回（3月）葉書により督促をするようになっている（4回目）。他の図書館の場合、1回目として返却期日より2か月が経過した場合に、まず電話により督促することになっているが、2回目以降は、中央図書館の場合と同様である（ただし、真備図書館は、1か月と2か月が経過した場合にそれぞれ電話により督促を行っている）。3回目以降の葉書による督促は、次々頁の同一書式のものを、中央図書館で全館分をまとめて対応している。

以上とは別に、予約が入っている図書は、返却期日より15日が経過した場合に電話により督促を行っている。また、メールアドレス登録者については、返却期日より15日経過ごとにメールにより督促を行っている。

さらに、2か月以上貸出図書を未返却の場合、新たな貸出と予約を受け付けないということで対応している。

- （ウ） 以上のような各図書館による延滞図書に対する対応にもかかわらず、前記のとおり、延滞図書の合計数は1万3815冊と膨大な数となっており、これに図書1冊あたりの平均購入価格約1614円（平成23年度）を掛けると、延滞図書の合計金額は、総計2200万円余りにもなる。そればかりか、職員もこういった延滞図書に対する督促業務に対応せざるを得ず、そういった負担についても無視できない。特に長期未返却図書については、現在の葉書（次々頁参照）による督促方法では、毎回内容も同じであり、ほとんど実効性がないと考えられる上、時間が経過すればするほど返却が期待できなくなるものといえる。

そこで、少しでも長期未返却図書が生じるのを回避すべく、できる限り早期に督促に着手するとともに、複数回にわたって督促を行うことが肝要である。早期に督促に着手することで、延滞図書の中でも相応の割

合を占める返却期日よりそれ程経過していない延滞図書の減少を期待することができ、その効果も大きいものと考えられる。その際には、葉書による督促よりも、電話による督促の方がより効果的であると考えられる。また、職員の負担軽減や効率的な督促の観点から、督促に関するマニュアルを準備しておくことも重要である。

- (エ) ところで、図書がき損または紛失した場合、弁償しなければならないが（倉敷市立図書館規則第4条1項）、弁償方法については、現品または館長が指示する方法によるものとされている（同条2項）。延滞図書（特に長期未返却図書）が最終的に返還できない場合も、この規定によって対応せざるを得ない。しかしながら、故意にき損または紛失したものでもない限り、現品による弁償（現品購入＋返還）がなされる例はほとんどないようである。これは、弁償は現品返還が原則とされており、弁償方法が単純ではないことも影響しているものと考えられる。

図書の弁償ないし返還の実効性を考えるのであれば、現品返還を求めるほかにも、事案（特に悪質な事案等）に応じて柔軟に金銭による弁償を求めていくことも検討されてもよいのではないかと考える。金銭による返還の方が督促手続や少額訴訟等の法的手続も利用し易くなり、弁償の実効性が上がり、損害も填補され易くなるものといえる。また、最終的な解決手段として法的手続が利用し易くなることで、利用者にとって延滞図書を返還する動機付けともなり、延滞図書が減少することも期待できるものといえる。

- (オ) 以上より、早急に延滞図書に対する督促業務に関するマニュアルを作成すべきである。その際には、職員の負担にも配慮しなければならないが、返却期日より30日が経過する前にまずは電話による督促を1, 2回程度は行うのが望ましいものと考えられる。

また、弁償方法として、事案に応じて現物返還のほかにも金銭による返還を求めていくことについても併せて検討されたい。

(督促葉書の例)

あなたのお借りになっている次の資料の貸出期間が過ぎています。

お調べの上、至急お返してください。

はがき作成日 2011/10/07

あなたのカード番号

[illegible]

倉敷市内の各図書館・ライフパーク図書館室・移動図書館・公民館のどこへでも返すことができます。

図書館が閉まっているときは、返却ポストに返すこともできます。ただし、視聴覚資料・相互貸借資料は、破損のおそれがあるので、閉館時にカウンターへお返しください。

返却が2ヶ月以上遅れた資料のある方は、返却していただくまで貸出・リクエストができなくなります。

このはがきと行き違いに返却されたときは、ご了承ください。

ご不明な点は、最寄の図書館へ
お問い合わせください。

他 件

(3) 清掃業務委託契約について

契約内容等につき見直すべきである（指摘事項）。

中央図書館、美術館及び自然史博物館（観光休憩所を含む）の清掃業務については、特定非営利活動法人（以下、「当該法人」という。）との間で、委託契約（随意契約）を締結している。随意契約締結の理由（平成２３年度）として、「昭和３４年市庁舎等の清掃に寡婦「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」を雇用する請願書が採択されました。これを受けて昭和３５年１２月に現受託業者が福祉部、市議会協力のもとに結成され、以来、市庁舎をはじめとする市の多くの施設の清掃に携わっております。当該業務については、昭和５８年１１月から平成２０年度まで一貫して担当しており、各階の仕様についても細部にわたり熟知しており、業務内容も非常に良好で、引き続きこの業者を選定することが適当と考えます。（地方自治法施行令１６７条の２第１項第６号）」とされている。そして、倉敷市は、平成２３年度に、清掃業務委託料として１８４８万円を支出している。

(ア) 当該法人は、母子寡婦家庭の女性に対し、公共施設の清掃等による就労支援を行い、雇用促進と雇用機会の確保を図り、彼女たちが安心して自立した生活を送れるよう支援することを目的に設立された法人であり、平成１７年２月に特定非営利活動法人となっている。

倉敷市は、前記のとおり、随意契約の根拠条文として同施行令１６７条の２第１項第６号を挙げているが、同号記載の「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、競争入札に付す方が随意契約によるよりも経費、納期・工期、安全性等で不利となることが認められるような場合をいうものと解される。具体的には、業務委託契約の場合、①現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合（当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務・本体業務と密接に関連する付帯的な業務）、②業務履行中の受注者自体の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早急に着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があるとして認められる場合、③早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合、④契約金額以外の条件が市にとって不利となる場合、⑤複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受注者に専用部分の業務を委託する場合などがこれに該当するものとされる。

ところが、当該法人との清掃業務委託契約は、前記の具体例のどれにも当たらないほか、その性質上、当該法人と随意契約を締結しなければ、経費、納期、安全性等で不利となるようなものではなく、同号の規定には該当しないものといえる。

したがって、当該法人との随意契約は、「母子及び寡婦福祉法」に規定する母子福祉団体に準ずる者から役務の提供を受ける契約を締結するものとして、端的に同項第３号の問題とすべきではないかと考える。その際には、倉敷市において、前記の母子福祉団体に準ずる者としての認定基準を定め、これを公表するなどした上で（地方自治法施行規則第１２条の２の３）、市長の認定を経ることが必要となる。

なお、この当該法人との清掃業務委託契約の根拠規定は、平成２４年度、

倉敷市総務局総務部総務課による当該法人との市庁舎に関する清掃業務委託契約（随意契約）の取り扱いに準じて、同項第3号に改められているようであるが、そもそも前記の認定を欠いている以上、随意契約の締結自体が違法のおそれがある。

- (イ) もっとも、随意契約は、一般競争入札の原則の例外であり、その運用を誤ると、相手方が固定化したり、適正な価格によって行われるべき契約自体が情実に左右されて不適正な価格によって行われ、公正な取引を害するおそれがある。

委託料の支出が市民の税金で賄われている以上、その支出には経済性及び効率性が求められることは当然であるし、地方財政法上第4条1項（地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて支出してはならない。）の制約も受けることになる。

この点、前記のとおり、平成23年度の清掃業務委託料は1848万円であるところ、この金額は、中央図書館（4868㎡）、美術館（6825.85㎡）及び自然史博物館（3072.28㎡）に対する合計1万4766.13㎡に対するものである（なお、実際の清掃面積は、これらの面積よりも少ないものとなっている）。委託料の算出根拠は必ずしも明らかとはいえないが、1㎡当たり約1252円となっている。

ちなみに、倉敷公民館他2地区館及び2分館についても、当該法人に清掃業務が委託されている。その内容は、倉敷公民館他2地区館については、委託料が合計507万5280円（消費税込み）、清掃面積が2871.23㎡、2分館については、委託料が合計7万6020円（消費税込み）、清掃面積が383㎡となっている。これによれば、倉敷公民館他2地区館が1㎡当たり約1768円、2分館が1㎡当たり約198円ということになる。

他方、適宜抽出した他の施設における他の民間業者のものと比較してみると、業者Aが約680円／㎡（指名競争入札）、業者Bが約556円／㎡（指名競争入札）、業者Cが約1048円／㎡（指名競争入札）、業者Dが1092円／㎡（別館は約90円／㎡）、業者Eが550円／㎡などとなっている。

当該法人（図書館）	約 1 2 5 2 円 / m ²
当該法人（倉敷公民館）	約 1 7 6 8 円 / m ²
業者 A	約 6 8 0 円 / m ²
業者 B	約 5 5 6 円 / m ²
業者 C	約 1 0 4 8 円 / m ²
業者 D	約 1 0 9 2 円 / m ²
業者 E	約 5 5 0 円 / m ²

各施設により建物構造も異なっていれば清掃方法も微妙に異なっており、1 m²当たりの金額を算出するだけで単純に比較することは困難な面も存するが、それでも、他の民間業者のものと比較すると、当該法人への委託料は割高であるといった印象は拭えないものといえる。母子寡婦家庭の女性に雇用促進と雇用機会の確保を図り、もって彼女らの生活を支援するという目的自体は首肯できるものの、やはり支出は必要最小限に止められるべきである。

（ウ）そのため、同施行令等に抵触している可能性がある以上、改めて当該法人との契約内容等につき見直すべき時期に来ているものと考ええる。

なお、他の公共団体では、詳細な随意契約のガイドライン（指針）を作成しているところもあるが、倉敷市においても、是非とも随意契約のガイドラインの作成を検討すべきである。

（４）図書点検のマニュアルについて

図書館資料点検マニュアルを作成し、点検作業を標準化すべきである（意見）。

図書館がサービスを提供していくためにもっとも基本となる資産は「図書館資料（図書及びＣＤ等の視聴覚資料）」である。従って、倉敷市図書館条例第４条（２）においても図書館資料の目録を整備することが図書館の業務とされている。

条例では明示的に記載されていないものの目録が整備されている状態とは、目録に記載されている図書の所在が明らかな状態のことであり、定期的

な図書館資料の点検が行われていることを含む状態と解される。図書館資料の点検は、目録と実際の図書を合致させる重要な手段であるとともに、現物の図書館資料の状態を見ることによって劣化の状況を確認、必要な補修ないし廃棄を検討するための手段と位置づけられる。

この点、各図書館においては図書館資料の点検は毎年実施され、目録と現物の整合性が行われていることについては問題がない。

しかしながら、図書館資料の点検は、図書館職員の経験に照らして行われているだけで点検手順についての具体的なマニュアルは作成されていない。図書館資料と目録の一致を確認するだけであれば、時間はかかったとしても最終的に正しく点検できるのであればよいという考え方もとれる。しかしながら、点検作業期間中は図書の貸出が行えないのであるから、サービス提供の観点からは点検作業は極力短時間で行うべきである。

現状のように、点検の実施時期、点検範囲、役割分担、状態確認含む点検手順、点検結果の集計方法などがマニュアルにより具体化されていない状況では同一の図書館資料を重複して点検したり、点検漏れが発生する可能性が高くなる。結果、目録との不整合を調査するのに時間を要したり、場合によっては誤った点検結果が導かれることにもつながる可能性がある。

点検作業を一層有効かつ効率的に実施するためには、図書館資料点検マニュアルを作成し、点検作業を標準化すべきである。

(5) 図書購入の入札について

図書の購入方法については、市民サービスに不利益とならないよう、入札の実施を検討すべきである（意見）。

現在、図書の購入については、各図書館において、現物を見た上で、定価にて図書を購入している。購入先は、いわゆる東販系と日販系の協同組合や書店となっているが、出版社から直接購入するケースもある。中央図書館や児島図書館の場合、小規模書店の廃業により、次第に契約先が減少しており、現在は特定の協同組合や大型書店との契約が大きな割合を占めており（契約金額でいえば、少数の特定の業者との契約が8割を超える）、今後は一層特定の大手業者の寡占状況が進んでいくものと考えられる。

購入形式としては、入札はなされておらず、随意契約となっている（仕様書はあるが、契約書はない）。なお、児島図書館では、図書館の移転に伴って図書を購入するに際して、入札が５回なされた経緯がある。

図書の購入にあたっては、購入図書にラベル等の貼付を含めた必要な装備を行うことが求められており、さらに、前記の協同組合等からの購入の場合、図書にＩＣタグを貼付してもらっているが、全国的に見ても、このような取り扱いは珍しいとのことである。図書にＩＣタグを貼付してもらうことで、ＩＣタグの貼付作業を省略することができ（タグ自体の価格も、図書用が５０円、ＣＤ用が２５０円となっている）、実質的には、定価よりもかなり安価で図書を購入できているものといえる。このような倉敷市の取り扱いは、評価できるものといえる。他方、小規模書店からの購入では、このような取り扱いは難しくなる一方、業者によって取り扱いが異なる事態が生じている。従前の取引経緯もあるかも知れないが、業者によって図書購入の契約条件が異なるのは、決して好ましいとはいえない。

図書の購入価格については、前記のとおり、実質的には、かなり低廉となっているものと考えられる上、入札を行うにしても、その対象物をどのように特定するのかといった問題も生じ得る。前記の児島図書館の入札の例は、図書のリストを挙げた上で入札を行ったケースであったが、これは、図書館移転に伴う図書の増冊・蔵書数の強化であったことから、図書のリストを挙げることもできたものである。この点、日常的な図書の購入業務にあたって全ての図書のリストを挙げて入札を行うことは現実的とはいえないし、それによって市民のもとに適時に図書が届けられることが阻害されるのであれば、市民サービスにとってはかえってマイナスである。

以上から、図書の購入については、市民サービスの点にも配慮しつつ、入札の可能性を検討すべきである。

（６）現金管理について

現金は複数の職員により確認されるべきである（意見）。

中央図書館の現金については、出納帳に記録されているが、出納記録者と現金取扱者が１人の職員であった。図書館が受領した現金は直ちに銀行に預

けられるとのことであるが、内部統制の観点からは複数人が関与すべきである。

(7) 施設管理形式について

少なくとも施設の維持管理や窓口業務について、指定管理者制度を導入すべきである（意見）。

(ア) 倉敷市の図書館は、前記のとおり、図書、記録その他必要な資料を収集し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究レクリエーション等に資することを目的に昭和42年に設置された施設であり、倉敷市が直営している。ただし、児島図書館の場合、施設（児島市民交流センター）自体は指定管理者によって維持管理されている。

(イ) 平成15年9月、地方自治法が改正され、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が公の施設の管理の代行を行うことが認められた。指定管理者の指定は、従来の管理委託制度や業務委託契約とは異なり、議会の議決を経て決定する行政処分にあたる。指定管理者制度導入の背景には、公の施設の管理において、民間の活力を通じて、市民サービスの向上を図るとともに、経費節減を図ることが目的にあり、もって、市民の多様なニーズに効果的・効率的に対応することとされている。公民館、図書館及び博物館の社会教育施設における指定管理者制度の適用については、当初その適否が問題となったが、文部科学省は、平成17年1月、社会教育施設にも指定管理者制度の適用が可能であるという見解を示した。これにより、社会教育施設についても、指定管理者制度の導入が進むことになった。

日本図書館協会図書館政策企画委員会による2012年調査によれば、全国の公立図書館では、約300館数で指定管理者制度が導入されている（全国の図書館の1割程度）。岡山県立図書館も、民間の能力の活用による、住民サービス向上と経費節減を図るため、平成22年4月より指定管理者制度が導入されている。

もっとも、全国的にみれば、図書館において指定管理者制度の導入が大幅に進んでいる状況ともいえず（過渡期の状況にあるものといえる）、導入の可否についての議論も未だ尽きていないのが現状といえる。特に、指定管理

者制度を導入することで事業の継続性・発展性、他の機関との連携、図書の管理・保管、職員の質の確保・地位の安定性等を阻害するのではないかといった弊害も指摘されているところであり（このあたりが指定管理者制度の導入が順調に進んでいない理由と思われる）、導入に対する慎重論も根強いところである。

確かに、社会教育施設の場合、その地域の住民に生涯にわたる学習活動の機会を与えてその知識や教養の向上に寄与するために、ある程度中長期的な視野に立脚した継続性・一貫性が求められることになり、経費節減のためにする安易な指定管理者制度の導入は、かえって先に指摘された弊害を生じることにもなりかねず（市民サービスの低下にも繋がる）、控えるべきであろう。

- （ウ） 倉敷市の図書館については、既に平成21年度の包括外部監査報告書において、指定管理者制度導入の是非について検討がなされているところであり、そのなかでは、「市民サービス向上」「経費削減」の効果等が認められることから、「本市の各市立図書館（6館）につき、指定管理者制度の導入を図るべきであり、かつ、その場合、指定管理者の選定は公募によるべきである。」とする意見が述べられている。そのため、ここでは詳細な検討はしないが、同報告書中でも指摘されているとおり、少なくとも施設の維持管理や窓口業務については指定管理者制度の導入は可能であり、前向きに指定管理者制度の導入を検討すべきと考える。民間の活力・柔軟な発想・機動性等を導入することにより、施設運営の効率化や職員の負担軽減が図れるだけでなく、市民サービスの向上に繋がることが期待される。

また、図書館に指定管理者制度を導入しても、図書、記録その他必要な資料を収集し、保存して、市民の利用に供することに特段の支障が生じるとは考えられないし、市民の教養、調査研究レクリエーション等に資することに特段の問題が生じるとも考えられない。実際、児島図書館では施設の維持管理は指定管理者によってなされているし、窓口業務を民間業者に委託している社会教育施設も存在するが、特段の問題は発生していない。

したがって、図書館の場合、少なくとも施設の維持管理や窓口業務については、指定管理者制度を導入することが適切であると考ええる。

なお、その際には、中央図書館の場合、美術館と自然史博物館に隣接しており、施設の維持管理を考えれば、これら３施設を一体の上で、指定管理者制度導入を検討すべきである。

（８）その他

① 金銭出納管理

中央図書館の現金管理が１人の職員である点を除き、図書館の現金出納帳に関し、指摘すべき事項は識別されなかった。

② 行政財産管理

図書館の備品等の管理状況を質問したところ、指摘すべき事項は識別されなかった。

③ 人事労務管理

図書館から提示された出勤記録とシフト表を比較したところ両者は整合しており、勤務実態について指摘すべき事項は識別されなかった。

9 公民館

1 施設概要

(1) 施設一覧

① 市民学習センター

所在地	設置年月	構造	面積 (㎡)	建物使用区分
福田町古新田 940 (ライフパーク倉敷内)	平成 5 年 4 月	鉄筋コンクリート 2 階建 一部 3 階建 (ライフパーク倉敷)	6,183	大ホール 1 中ホール 視聴覚ホール 茶華道室 1 会議室 5 調理実習室 1 生活科学室 1 クラフト室 1 音楽練習室 1 器楽練習室 1 軽トレーニング室 1

② 公民館

NO	館名	所在地	設置年月	構造	面積 (㎡)	建物使用区分
1	倉敷公民館	本町 2-21	昭和 42 年 4 月 昭和 44 年 10 月 (新築開館)	鉄筋コンクリート 地下 1 階 地上 3 階	(敷) 2,115.89 (建) 735.98 (延) 2,112.98	大ホール 1 会議室 4 調理実習室 1 和室 1 展示室 1 音楽図書室 1 談話室 1

NO	館名	所在地	設置年月	構造	面積 (㎡)	建物使用区分
2	倉敷東公民館	浜町 2-2-30	昭和 62 年 4 月	鉄筋コンクリート 平屋建	(敷) 815.80 (建) 401.40 (延) 401.40	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
3	向山分館	向山 1837 - 2	昭和 46 年 4 月 (61 年度改築)	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 469.11 (建) 104.24 (延) 208.49	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
4	倉敷西公民館	八王寺町 199-3	昭和 59 年 4 月	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 948.90 (建) 276.60 (延) 500.00	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
5	倉敷南公民館	沖新町 68 - 1	昭和 58 年 5 月	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 1,065.76 (建) 261.29 (延) 500.10	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
6	倉敷北公民館	中庄 1895 - 1	昭和 58 年 5 月	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 797.43 (建) 261.29 (延) 500.10	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
7	徳芳分館	徳芳 226- 1	昭和 50 年 4 月 (53 年度増築)	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 838.00 (建) 241.68 (延) 420.68	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1

NO	館名	所在地	設置年月	構造	面積（㎡）	建物使用区分
8	多津美公民館	加須山 503 － 7	昭和 57 年 5 月	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 761.73 (建) 283.75 (延) 500.00	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
9	羽島分館	羽島 549－ 5	昭和 49 年 4 月	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 371.79 (建) 90.00 (延) 180.00	会議室 1 調理室 1 和室 1
10	新田公民館	新田 2723 － 3	平成元年 4 月	鉄筋コンクリート 平屋建	(敷) 1,201.65 (建) 409.23 (延) 409.23	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
11	新田北分館	新田 1356 － 9	昭和 53 年 4 月	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 1,001.00 (建) 133.77 (延) 206.17	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
12	庄公民館	上東 736－ 1	昭和 38 年 1 月 昭和 63 年 5 月 (新築開館)	鉄筋コンクリート 平屋建	(敷) 1,995.08 (建) 653.64 (延) 653.64	大会議室 1 会議室 2 調理実習室 1 和室 1 工作室 1 図書室 1
13	庄東分館	日畑 1134 － 1	昭和 57 年 4 月	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 477.79 (建) 102.89 (延) 200.89	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
14	茶屋町公民館	茶屋町 1604－ 4	平成 8 年 4 月	鉄筋コンクリート	(敷) 2,427.00 (建) 693.48	大会議室 1 会議室 2

NO	館名	所在地	設置年月	構造	面積 (㎡)	建物使用区分
				2階建	(延) 954.18	調理実習室 1 和室 1 工作室 1 実技練習室 1
15	西阿知公民館	西阿知町 1122-2	昭和 54 年 4 月	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 1,165.45 (建) 281.89 (延) 565.62	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 展示室 1 市民サービスコーナー 1
16	水島公民館	水島北幸町 1-2	昭和 28 年 6 月 昭和 49 年 5 月 (新築開館)	鉄筋コンクリート 3階建	(敷) 2,495.27 (建) 804.00 (延) 1,863.00	大ホール 1 会議室 4 調理実習室 1 和室 1 展示室 1 工作室 1 音楽室 1
17	亀島分館	水島北亀島町 1898-6	昭和 50 年 4 月 (58 年度増築)	鉄筋コンクリート 2階建	(敷) 937.40 (建) 129.20 (延) 237.52	会議室 1 調理室 1 和室 1 図書室 1
18	福田公民館	福田町古新田 274-21	平成 4 年 5 月	鉄筋コンクリート 平屋建	(敷) 1,782.31 (建) 414.20 (延) 414.20	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室
19	浦田分館	福田町浦田 2285-1	昭和 57 年 4 月 (62 年度増築)	鉄筋コンクリート	(敷) 2,832.71 (建) 121.04	会議室 1 調理室 1

NO	館名	所在地	設置年月	構造	面積（㎡）	建物使用区分
				2階建	（延） 232.82	和室 1 図書室 1
20	福田南公民館	東塚 5-5 -35	昭和 52 年 4 月	鉄筋コンクリート 3階建	（敷）2,092.17 （建） 363.60 （延）1,050.00	大会議室 1 会議室 5 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 市民サービスコーナー 1
21	連島公民館	連島町西之浦 497-1	昭和 50 年 4 月	鉄筋コンクリート 3階建	（敷）1,509.61 （建） 363.60 （延）1,050.00	大会議室 1 会議室 5 調理実習室 1 和室 1 図書室 1 市民サービスコーナー 1
22	連島南公民館	連島町鶴新田 980-1	平成 2 年 4 月	鉄筋コンクリート 平屋建	（敷）1,152.13 （建） 479.14 （延） 479.14	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
23	児島公民館	児島味野 2-2-38	昭和 37 年 10 月 平成 23 年 10 月 （児島市民交流センター内に入館）	児島市民交流センター内	—	—
24	赤崎分館	児島赤崎 2-8-2	昭和 42 年 4 月 昭和 56 年 4 月 （新築開館）	鉄筋コンクリート 2階建	（敷） 563.45 （建） 157.41 （延） 356.70	調理実習室 1 和室 1 図書室 1

NO	館名	所在地	設置年月	構造	面積 (㎡)	建物使用区分
						多目的ホール1
25	大島分館	大島 1-1 -34	昭和 42 年 4 月	鉄骨フロッ ク 2 階建	(敷) 195.94 (建) 99.00 (延) 198.00	集会所 1 和室 1
26	稗田分館	児島稗田町 481	昭和 48 年 4 月	鉄筋コンクリ ート 2 階建	(敷) 292.12 (建) 115.60 (延) 185.00	会議室 1 調理室 1 和室 1
27	下津井公民館	下津井 2- 815-1	昭和 60 年 4 月	鉄筋コンクリ ート 平屋建	(敷) 1,064.95 (建) 403.20 (延) 403.20	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
28	本荘公民館	児島塩生 1959-3	昭和 53 年 4 月	鉄筋コンクリ ート 2 階建	(敷) 981.66 (建) 325.70 (延) 477.50	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
29	琴浦公民館	児島下の町 9-2-27	昭和 47 年 6 月	鉄筋コンクリ ート 3 階建	(敷) 1,997.01 (建) 412.31 (延) 1,389.11	大ホール 1 会議室 3 調理実習室 1 和室 2 工作室 1
30	唐琴公民館	児島唐琴 4 -5-20	昭和 61 年 4 月	鉄筋コンクリ ート 平屋建	(敷) 1,256.97 (建) 403.20 (延) 403.20	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
31	郷内公民館	林 2008-1	昭和 55 年 4 月 平成 23 年 4 月 (新築移転)	鉄筋コンクリ ート 平屋建	(敷) 2,993.19 (建) 681.64 (延) 672.72	大会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1

NO	館名	所在地	設置年月	構造	面積（㎡）	建物使用区分
						市民サービスコーナー 1
32	玉島公民館	玉島阿賀崎 1-10-1	昭和 36 年 4 月 平成 24 年 4 月 （玉島市民交流センター内に入館）	玉島市民交流センター内	—	—
33	長尾分館	玉島長尾 2617-3	昭和 42 年 4 月 平成 22 年 4 月 （旧長尾小学校特別教室から改築移転）	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 1,988.18 (建) 366.11 (延) 366.11	会議室 1 調理室 1 和室 1 書庫 1
34	玉島東公民館	玉島乙島 6897-2	平成 13 年 8 月	鉄筋コンクリート 平屋建	(敷) 1,684.19 (建) 483.02 (延) 483.02	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
35	玉島西公民館	玉島柏島 7038-6	昭和 59 年 6 月	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 381.12 (建) 257.01 (延) 500.01	大会議室 1 小会議室 1 調理実習室 1 和室 1 図書室 1
36	玉島北公民館	玉島八島 1773-10	昭和 57 年 5 月	鉄筋コンクリート 2 階建	(敷) 1,616.18 (建) 427.43 (延) 718.43	大会議室 1 会議室 2 調理実習室 1 和室 2 工作室 1 図書室 1

NO	館名	所在地	設置年月	構造	面積（㎡）	建物使用区分
37	玉島黒崎公民館	玉島黒崎 5549-6	昭和56年4月	鉄筋コンクリート 2階建	(敷)1,593.21 (建)258.85 (延)500.00	大会議室1 小会議室1 調理実習室1 和室1 図書室1
38	船穂公民館	船穂町船穂 1697	昭和57年7月	鉄筋コンクリート 2階建	(敷)5,443.00 (建)1,603.45 (延)2,463.68	大ホール1 研修室1 実習室3 会議室2 調理実習室1 和室2 団体会議室1
39	船穂北分館	船穂町船穂 4427-3	昭和56年4月	鉄筋コンクリート 平屋建	(敷)400.00 (建)134.00 (延)134.00	研修室1 和室2 調理実習室1
40	真備公民館	真備町箭田 1685	昭和47年4月 (新築開館)	鉄筋コンクリート 2階建	(敷)2,995.59 (建)913.37 (延)1,363.63	大集会室1 会議室2 調理室1 講義室1 研修室1 和室3 団体事務室2 別館茶室1
41	川辺分館	真備町川辺 714	平成7年2月 (新築開館)	鉄骨 平屋建	(敷)1,816.00 (建)550.23 (延)550.23	集会室2 和室3 会議室1 調理室1

NO	館名	所在地	設置年月	構造	面積（㎡）	建物使用区分
42	岡田分館	真備町岡田 271	平成 7 年 2 月 （新築開館）	鉄骨 平屋建	(敷) 1,914.00 (建) 400.05 (延) 400.05	集会室 2 和室 2 調理室 1
43	辻田分館	真備町辻田 947-1	昭和 56 年 4 月 （新築開館）	鉄骨 平屋建	(敷) 1,286.60 (建) 211.36 (延) 211.36	集会室 1 和室 2 調理室 1
44	菌分館	真備町市場 4358	平成 8 年 2 月 （新築開館）	鉄骨 平屋建	(敷) 1,752.03 (建) 497.96 (延) 497.96	集会室 2 和室 3 調理室 1
45	二万分館	真備町上二 万 392-1	平成 13 年 10 月 （新築開館）	鉄骨 平屋建	(敷) 1,971.96 (建) 507.10 (延) 507.10	集会室 2 和室 2 調理室 1 健康室 1
46	箭田分館	真備町箭田 1684	平成 12 年 2 月 （新築開館）	鉄骨 平屋建	(敷) 1,430.00 (建) 440.76 (延) 440.76	集会室 2 和室 1 調理室 1
47	呉妹分館	真備町尾崎 2376-1	平成 5 年 12 月 （新築開館）	鉄骨 平屋建	(敷) 1,409.00 (建) 384.15 (延) 384.15	集会室 2 和室 2 調理室 1
48	服部分館	真備町服部 1112-3	昭和 55 年 4 月 （新築開館）	鉄骨 平屋建	(敷) 2,402.00 (建) 200.88 (延) 200.88	集会室 1 和室 2 調理室 1

(2) 設置条例等

① 市民学習センター

倉敷市民学習センター条例（平成5年3月25日）

倉敷市民学習センター条例施行規則（平成5年3月26日）

② 公民館

倉敷市公民館条例（昭和44年6月25日）

倉敷市公民館条例施行規則（昭和44年9月1日）

倉敷市公民館等運営審議会条例（平成15年6月27日）

(3) 設置目的

公民館は、市民のために実際生活に即する教育，学術および文化に関する各種の事業を行ない、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として（倉敷市立公民館条例第3条）、設置されている。

市民学習センターは、市民の生涯にわたる学習活動を促進し、もって市民文化の充実振興に資することを目的として（倉敷市民学習センター条例第1条）設置されており、公民館を統括する中央公民館として位置づけられる。

(4) 設置年月

市民学習センター及び各公民館の設置時期は（1）施設一覧の設置年月に記載のとおりである。

(5) 利用対象

① 市民学習センター

市民学習センターの使用の許可、又は視聴覚機材等の貸出しの許可を受けようとする者は、所定の使用許可申請書で教育委員会に申し込むことで市民学習センターの使用又は視聴覚機材等を利用できる（倉敷市民学習センター条例施行規則第4条）。

② 公民館

公民館の使用の許可を受けようとする者は、所定の使用許可申請書で教育委員会に申し込むことで公民館を使用できる（倉敷市立公民館条例施行規則第4条）。

（6）使用料

① 市民学習センター

市民学習センター条例別表にて下表のように定められている。

区 分			基本使用料（円）						備 考
			9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	
			-12:00	-17:00	-21:00	-17:00	-21:00	-21:00	
大ホール	本市 住 民	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1,995	3,360	4,095	5,355	7,455	9,450	控え室を含 む。
		入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	2,940	5,040	6,300	7,980	11,340	14,280	
	本市 住 民 で な い 者	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	3,885	6,720	8,190	10,605	14,910	18,795	
		入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	4,830	8,400	10,395	13,230	18,795	23,625	
中ホール			840	1,365	1,680	2,205	3,045	3,885	
視聴覚ホール			840	1,365	1,680	2,205	3,045	3,885	

区分	基本使用料（円）						備考
	9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	
	-12:00	-17:00	-21:00	-17:00	-21:00	-21:00	
茶華道室	1,365 (682)	1,680 (840)	1,890 (945)	3,045 (1,522)	3,570 (1,785)	4,935 (2,467)	2室に分けて使用する場合は（ ）内の金額。
クラフト室	1,260	1,575	1,890	1,995	2,520	3,150	
生活科学室	1,260	1,575	1,890	1,995	2,520	3,150	
調理実習室	1,260	1,575	1,890	1,995	2,520	3,150	
軽トレーニング室	1人1回につき210						
第1会議室(1)	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
第1会議室(2)	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
第2和室会議室(1)	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
第2和室会議室(2)	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
第3会議室(1)	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
第3会議室(2)	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
第4会議室	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
第5会議室	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
音楽練習室	1,260	1,575	1,890	2,835	3,465	4,725	
器楽練習室	840	1,365	1,680	2,205	3,045	3,885	

備考1 冷暖房を使用する場合は、1時間につき次のとおり加算する。

- (1) 大ホール 1,260円
- (2) 中ホール、視聴覚ホール 525円
- (3) その他 157円

2 冷暖房の使用時間の計算については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として取り扱うものとする。

3 調理実習室、クラフト室及び生活科学室のガスの使用の場合は、1室1回につき420円を加算する。

附属設備名	数量	基本使用料（円）			備考
		9:00	13:00	18:00	
		-12:00	-17:00	-21:00	
グランドピアノ	1	1,260	1,260	1,260	大ホール・音楽練習室
ピアノ	1	1,050	1,050	1,050	器楽練習室
映写機	1	1,260	1,260	1,260	
拡声装置	一式	630	630	630	
ワイヤレスマイク	一式	315	315	315	
照明装置	一式	3,360	3,360	3,360	大ホール

② 公民館

公民館の種類に応じて定められている（倉敷市公民館条例第12条・同条例別表第2）。

（ア） 基幹公民館

区分				金額						備考
				9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	
				-12:00	-17:00	-21:00	-17:00	-21:00	-21:00	
倉敷	大ホール	本市 住民	入場料 等を徴 収しな い場合	1,890	3,150	3,990	5,040	7,140	9,030	楽屋、控 え室を 含む。
			入場料 等を徴 収する 場合	2,835	4,725	5,985	7,560	10,710	13,545	

区 分				金 額						備 考
				9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	
				-12:00	-17:00	-21:00	-17:00	-21:00	-21:00	
		本 市 住 民 で な い 者	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	3,780	6,300	7,875	10,080	14,175	17,955	
			入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	4,725	7,875	9,975	12,600	17,850	22,575	
	第 1 会 議 室、第 3 会 議 室、和 室			315	630	840	945	1,470	1,785	
	第 2 会 議 室、第 4 会 議、展 示 室			525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	調 理 実 習 室			1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
水 島	大 ホール	本 市 住 民	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1,890	3,150	3,990	5,040	7,140	9,030	楽 屋、控 え 室 を 含 む。
			入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	2,835	4,725	5,985	7,560	10,710	13,545	
		本 市 住 民 で な い 者	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	3,780	6,300	7,875	10,080	14,175	17,955	

区分				金額						備考
				9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	
				-12:00	-17:00	-21:00	-17:00	-21:00	-21:00	
			入場料 等を徴 収する 場 合	4,725	7,875	9,975	12,600	17,850	22,575	
			第 1 会議室、第 2 会議室、展 示室、工作室、音楽室	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
			調理実習室	1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
			第 3 会議室、第 4 会議室、和 室	315	630	840	945	1,470	1,785	
児 島	球技施設	中学生、高校生		73						1 時間
		一般（大学生を含 む。）		157						（1 コート につき）

※冷暖房使用料 大ホール 1,260 円/h, 大ホール以外 157 円/h

（イ） 地区公民館

公民館名	区分	金額						備考
		9:00-	13:00-	18:00-	9:00-	13:00-	9:00-	
		12:00	17:00	22:00	17:00	22:00	22:00	
倉敷東・新 田・西阿知・ 福田・連島 南・下津井・ 本荘・唐琴・ 郷内	大会議室	525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	調理実習室	1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
	和室	315	525	630	840	1,155	1,470	

公民館名	区分			金額						備考
				9:00- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	9:00- 17:00	13:00- 22:00	9:00- 22:00	
倉敷西・倉敷南・倉敷北・多津美・玉島東・玉島西・玉島黒崎	大会議室			525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	調理実習室			1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
	小会議室、和室			315	525	630	840	1,155	1,470	
庄	大会議室			525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	調理実習室			1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
	第1会議室、第2会議室、和室、工作室			315	525	630	840	1,155	1,470	
茶屋町	大会議室			525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	調理実習室			1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
	実技練習室			525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	第1会議室、第2会議室、和室、工作室			315	525	630	840	1,155	1,470	
福田南・連島	大会議室			525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	調理実習室			1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
	第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室、和室			315	525	630	840	1,155	1,470	
琴浦	大ホール	本市住民	入場料等を徴収しない場合	840	1,260	1,575	2,100	2,835	3,675	控室を含む
			入場料等を徴収する場合	1,260	1,890	2,415	3,150	4,305	5,565	

公民館名	区分			金額						備考
				9:00- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	9:00- 17:00	13:00- 22:00	9:00- 22:00	
琴浦	大 ホ ー ル	本市 住民 でな い者	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1,575	2,520	3,150	4,095	5,670	7,245	
			入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	2,100	3,150	3,990	5,250	7,140	9,240	
	第 1 会 議 室、第 2 会 議 室、 第 3 会 議 室、第 1 和 室、 第 2 和 室、工 作 室			315	525	630	840	1,155	1,470	
	調 理 実 習 室			1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
玉島北	大 会 議 室			525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	第 1 会 議 室、第 2 会 議 室、 第 1 和 室、第 2 和 室、工 作 室			315	525	630	840	1,155	1,470	
	調 理 実 習 室			1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
船穂	大 ホ ー ル	本市 住民	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1,890	3,150	3,990	5,040	7,140	9,030	控 室 を 含 む
			入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	2,835	4,725	5,985	7,560	10,710	13,545	

公民館名	区分			金額						備考
				9:00- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 22:00	9:00- 17:00	13:00- 22:00	9:00- 22:00	
船穂	大ホール	本市住民でない者	入場料等を徴収しない場合	3,780	6,300	7,875	10,080	14,175	17,955	
			入場料等を徴収する場合	4,725	7,875	9,975	12,600	17,850	22,575	
	研修室、会議室 B			525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	実習室 A, 実習室 B, 実習室 C, 会議室 C, 和室（16畳）、和室（24畳）			315	630	840	945	1,470	1,785	
	調理実習室			1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
真備	大集会室			525	840	1,050	1,365	1,890	2,415	
	1F 会議室、2F 会議室、講義室、大和室（20 畳）、第 1 和室（8 畳）、第 2 和室（16 畳）、研修室			315	630	840	945	1,470	1,785	
	調理室			1,155	1,470	1,785	2,100	2,730	3,045	
	別館	茶室		315	630	840	945	1,470	1,785	

※冷暖房使用料 大ホール 1,260 円/h, 大ホール以外 157 円/h

(倉敷公民館)



(水島公民館)



(連島公民館)

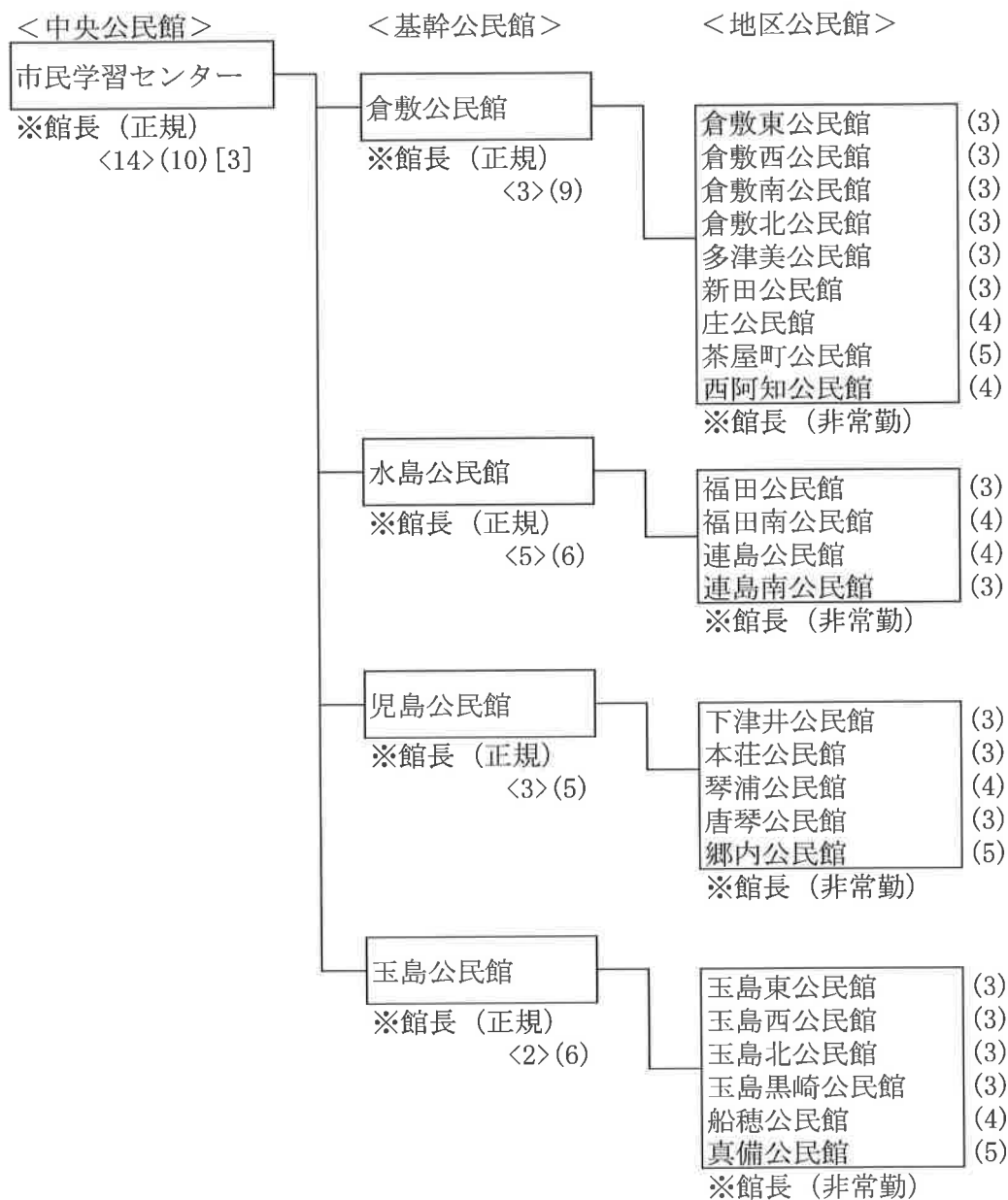


(真備公民館)



(3) 管理体制

平成24年4月1日現在の組織図



数字は人員数

＜ ＞：正職

（ ）：非常勤嘱託員

計 27人

計120人

※正職員は主務者のみ(兼務者は含まず)

※非常勤・臨時は週30時間以上のもの

2 利用状況

(1) 事業内容

① 市民学習センター

倉敷市市民学習センター条例第3条では次の事業を行うこととされている。

- (ア) 生涯学習に係る講座等の開設及び講習会、講演会等の開催に関すること
- と
- (イ) 生涯教育関係者の研修及び生涯教育指導者の育成に関すること
- (ウ) 生涯学習に係る調査研究並びに情報の収集及び提供に関すること
- (エ) 生涯学習の相談に関すること
- (オ) 生涯学習活動のため、施設の使用に関すること
- (カ) 図書、記録その他必要な資料の収集、保存及び市民の利用に関すること
- と
- (キ) 視聴覚教育の教材、機材その他必要な資料の収集、整備、保管及び市民の利用に関すること
- (ク) 上記のほか、設置目的を達成するために必要な事業

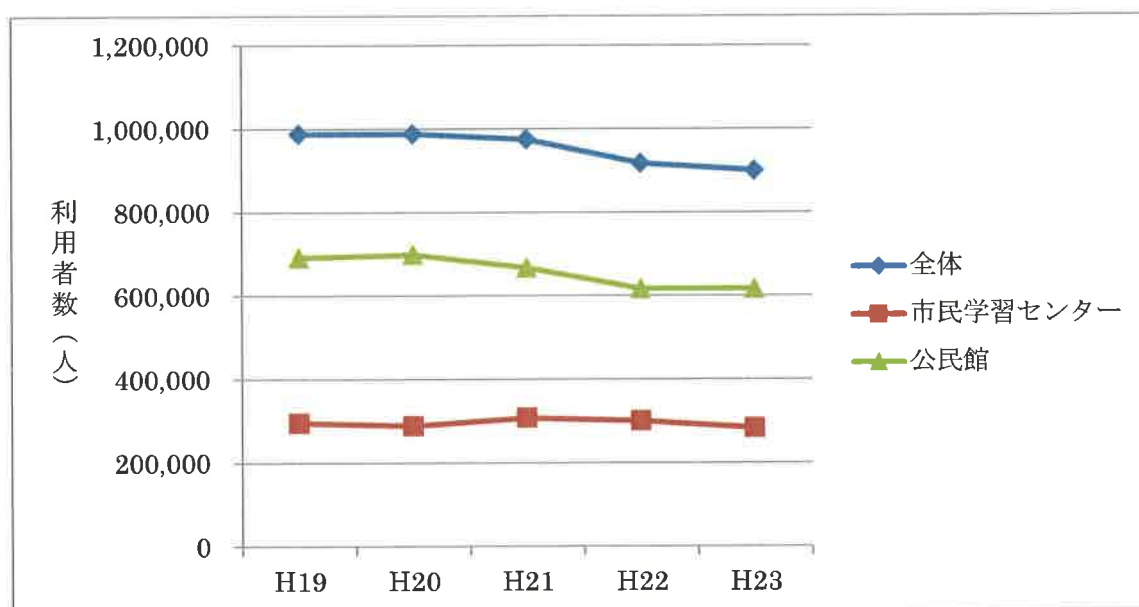
② 公民館

倉敷市公民館条例第4条では次の事業を行うこととされている。

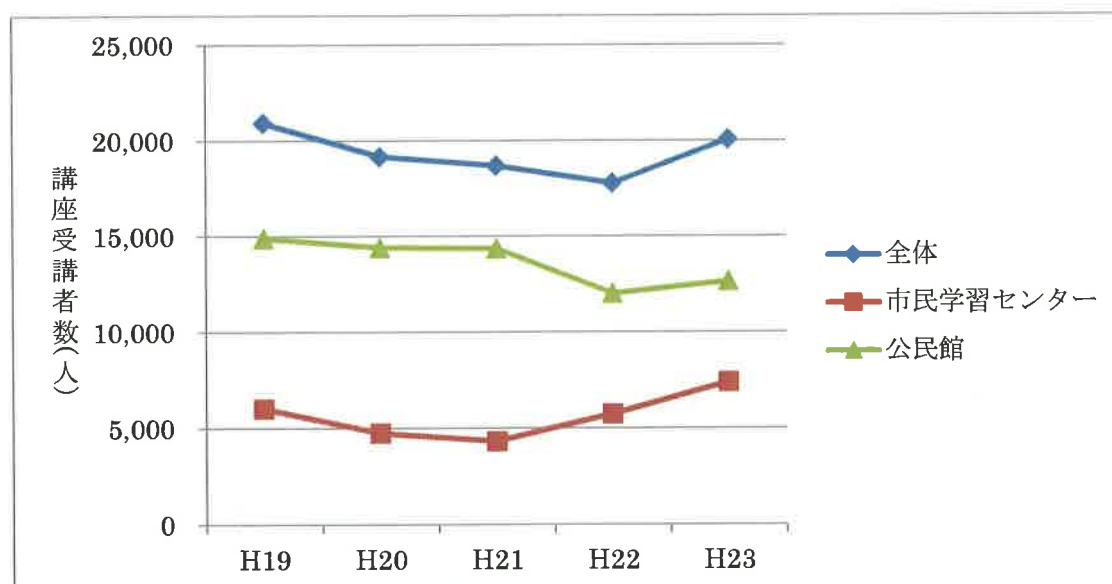
- (ア) 定期講座を開催すること
- (イ) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること
- (ウ) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること
- (エ) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること
- (オ) 各種団体、機関等の連絡を図ること
- (カ) 市民の集会その他公共的利用に供すること
- (キ) 人権教育の推進に関すること
- (ク) 市内における社会教育活動の指導育成を行うこと

(2) 利用者数

公民館（市民学習センターおよび公民館全体）における最近5年間の各年度の利用者数は次のグラフのとおりである。平成22・23年度については、玉島公民館が市民交流センター建設工事に伴い貸館業務を停止していたことが実績値が下がった原因と考えられる。



次に講座受講者数の推移をみると、市民学習センターの講座受講者数に伸びがみられる。



3 実施した手続

(1) ヒアリング調査

(2) 現場調査

市民学習センター：平成24年9月27日

倉敷公民館：平成24年8月22日

水島公民館：平成24年9月5日

連島公民館：平成24年9月5日

真備公民館：平成24年9月14日

(3) 資料精査

4 監査の結果及び意見

(1) 分館の位置付けについて

分館を統廃合するなどして順次解消していくべきである（意見）。

倉敷市の公民館の組織・管理運営体制は、市民学習センター、基幹公民館（4館）、地区公民館（24館）、分館（20館）となっている。分館の存在については、倉敷市公民館条例第2条で認められているところであるものの、その位置付けが必ずしも明らかとはいえない。

公民館は、基本的に中学校区に1つ設置されている。ただし、分館の中には、旧教養館のほかに、地域が広いため、補完（地区）公民館の機能を持つ分館がある（長尾・赤崎・大島）。また、真備町内の分館は、合併前に街づくりと一体化して、小学校区ごとに設置されていたことの名残である。

ところが、公民館の中での分館の位置づけが必ずしも判然としないばかりか、分館が地区公民館に隣接して設置されているものも存在しており、効果的・効率的な配置ができているものとはいえない。また、基幹・地区公民館と分館とで使用料の取り扱いが異なっており（分館では使用料が徴収されていないが、無償で公の施設を貸し出すことは問題が多いものと考えられる）、本来均一的な取り扱いをすべきことからすれば、好ましい事態であるともいえない。さらに、市民サービスの平等からしても、地域によって公民館数に差異を設けることは、合理的な理由がない限り、決して好ましいことではない。

そこで、分館を統廃合するなどして順次解消していくべきである。

(2) 清掃業務委託契約について

契約内容等を見直すべきである（指摘事項）。

(ア) 倉敷公民館、その関連の3地区館及び2分館の清掃業務については、図書館での検討の際にも指摘したが、特定非営利活動法人（以下、「当該法人」という。）との間で、委託契約（随意契約）を締結している。随意契約締結の理由として、「倉敷市の福祉行政上の観点から、平成21年度においても上記施設の清掃業務を請負っている。作業内容、遂行態度も申し分なく状況に応じて柔軟に対応し、親切丁寧である。また、施設利用者からの苦情も皆無であるため。」（地方自治法施行令167条の2第1項第6号の競争入札にすることが不利と認められるに該当）とされている。そして、倉敷市は、平成23年度に、清掃業務委託料として合計517万円を支出している。

(イ) 倉敷市は、ここでも、随意契約の根拠条文として同施行令167条の2第1項第6号を挙げるが、図書館のところで指摘したとおり、同号の規定には該当しないものといえ、「母子及び寡婦福祉法」に規定する母子福祉団体に準ずる者から役務の提供を受ける契約を締結するものとして、端的に同項第3号の問題とすべきではないかと考える。

(ウ) また、委託料についても、倉敷公民館及び2地区館の場合、他の民間業者のものと比較すると、割高であるといった印象は拭えないものといえるのであり、支出目的自体は首肯できるものの、やはり支出は必要最小限に止められるべきことは、図書館のところで述べたことと同様である。

当該法人（倉敷公民館）	約1768円／㎡
業者A	約680円／㎡
業者B	約556円／㎡
業者C	約1048円／㎡
業者D	約1092円／㎡
業者E	約550円／㎡

※詳細は図書館の記述を参照

(エ) そのため、図書館の場合と同様、同施行令等に抵触している可能性がある以上、改めて当該法人との契約内容等につき見直すべき時期に来ているものとする。

(3) 予約について

公民館もインターネットや電話などによる予約ができるようにすべきである（意見）。

倉敷市の公民館の予約については窓口で申請による。倉敷公民館以外では電話による申し込みも行われるが、あくまで仮予約であり、窓口で申請しなければ、正式な申請として取り扱われないとされている。

公民館側が利用者の予約について窓口での申請しか認めていないのは、利用者に直接質問を行わなければ、利用目的の適切性を判断できないためという判断による。

公民館が利用目的を不適切と判断して使用不許可とする場合は、倉敷市公民館条例第11条に定められており、次の4つが列挙されている。

- ① 公益を害し、または風俗をみだすおそれがあると認めるとき
- ② 建物または器具を損傷するおそれがあると認めるとき
- ③ 社会教育法第23条の規定に反すると認めるとき

（社会教育法第23条）

第1条 公民館は次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること

第2条 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない

- ④ その他教育委員会が不適当あるいは管理上支障があるとみとめるとき

確かに、公民館が不適切な目的で利用されないため、使用目的を事前に確かめることは重要である。しかしながら、不正な目的で利用しようとする申

込者が正しく利用目的を申告するとは限らず、この場合には窓口で確かめる方法が有効ではないこともありうる。

使用目的の妥当性を事前に確かめることにはそもそも限界があるとすれば、申し込み方法を窓口に限定する必然性はない。利用者の利便性に鑑みると、インターネット予約や電話予約も可能とすべきであろう。もし複数の申込方法を許容する場合でも、初回登録は窓口で行い、2回目以降の利用は登録番号に基づいてインターネット予約や電話予約ができるということにするならば、不正目的での利用可能性は軽減できる。

施設予約方法に関しては、同じ倉敷市の施設でもスポーツ施設は住民端末やインターネット・電話での予約が可能となっている。公民館もこれにならって種々の方法で予約ができるようにすべきである。

(4) 現金管理について

預金の出納記録は現金出納記録と区分し記録するとともに、残高照合を実施すべきである（意見）。

真備公民館の現金については現金出納帳に記録されているが、現金出納帳に記載の残高は手許現金と預金残高の合計額となっている。この結果、現金出納帳に記録されている残高は実際の現金在高一致しない。預金口座残高と合計することで実際の在高一致の一致を確かめられるが、手許現金と預金残高がそれぞれいくらかあるべきであったかは明確にはならない。

預金の出納記録は現金出納記録と区分し、預金口座への入金の手許現金から預金口座への移動としてそれぞれに記録するとともに残高の照合を実施すべきである。

(5) 施設管理方式について

少なくとも基幹公民館の施設の維持管理業務及び貸館業務について、指定管理者制度を導入すべきである（意見）。

倉敷市の公民館は、前記のとおり、「市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行ない、もつて市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する

こと」(倉敷市公民館条例第3条)を目的に昭和44年に設置された施設であり、倉敷市が直営している。また、「市民の生涯にわたる学習活動を促進し、もって市民文化の充実振興に資するため」(倉敷市民学習センター条例第1条)、倉敷市民学習センターが平成5年3月に設置されている。なお、基幹公民館である児島公民館及び玉島公民館については、施設(それぞれ、児島市民交流センター、玉島市民交流センター)自体は指定管理者によって維持管理されている。

公民館、図書館・博物館等の社会教育施設については、全国で指定管理者制度の導入が徐々に進んでいる状況にあり、近隣では、広島市公民館で、平成18年4月より指定管理者制度が導入されている。

倉敷市公民館については、既に平成21年度の包括外部監査報告書において、「公民館、特に基幹公民館の業務のうち、少なくとも施設の維持管理業務及び貸館業務については、早急に指定管理者制度を導入し、かつ、その場合、指定管理者の選定は公募によるべきである。」と意見が付されているところであり、同報告書のとおり、市民サービスの向上と経費削減を図るため、基幹公民館の施設の維持管理業務及び貸館業務については、早急に指定管理者制度の導入を検討すべきである。

また、公民館に指定管理者制度を導入しても、前記の設置目的を阻害し、特段の支障や問題が生じるとも考えられない。実際、児島公民館及び玉島公民館では施設の維持管理は指定管理者によってなされているし、窓口業務を民間業者に委託している社会教育施設も存在するが、特段の問題は発生していない。

したがって、少なくとも基幹公民館の施設の維持管理業務及び貸館業務については、指定管理者制度を導入することが適切であると考ええる。

(6) 入札(倉敷公民館関連)について

倉敷公民館関連の清掃業務委託契約の入札について、第1回目は複数名で入札がなされているものの(ただし、最終入札者が最低価格で入札している)、第2回目は最終入札者以外の者が辞退し、第3回目に最終入札者のみが入札して落札がなされているものが存在する。

このような入札経過のものが、倉敷公民館関連の清掃業務委託契約で指名競争入札がなされた7件全てで認められた。

(7) その他

① 金銭出納管理

真備公民館の金銭出納帳について現金および預金残高が区分して管理されていない点を除き、公民館の金銭出納に関し、指摘すべき事項は識別されなかった。

② 行政財産管理

公民館の備品等の管理状況を質問したところ、指摘すべき事項は識別されなかった。

③ 人事労務管理

公民館から提示された出勤記録とシフト表を比較したところ両者は整合しており、勤務実態について指摘すべき事項は識別されなかった。

10 美術館

1 施設概要

(1) 所在地

中央2丁目6-1

(2) 設置条例等

倉敷市立美術館条例（昭和58年9月22日）

倉敷市立美術館条例施行規則（昭和58年10月14日）

(3) 設置目的

美術館は、美術品等を収集し、保管し、展示して市民の美術に関する知識及び教養の向上に寄与することを目的として（倉敷市立美術館条例第1条）、設置されている。

(4) 設置年月

昭和58年11月

(5) 利用対象

所定の観覧料の納付を行えば常設展及び特別展の観覧を行うことができる（倉敷市立美術館条例第8条第1項）。

(6) 使用料

① 観覧料

	コレクション展		特別展
	個人	団体（20名以上）	
一般	200 円	150 円	1,050 円以内で 教育委員会が別 に定める金額
高・大学生	100 円	70 円	
小・中学生	50 円	30 円	

※倉敷市内の小・中学生がコレクション展を観覧する場合は無料

② 展示室の使用料

室名		面積 (㎡)	展示壁長 (m)	天井高 (m)	基本使用料 (円／日)
第1 展示室	全室	356	66.85	2.84	6,825
	A室	161	43.43	2.84	2,730
	B室	195	43.97	2.84	4,095
第3 展示室	全室	360	83.43	4.00	9,660
	A室	180	50.21	4.00	4,830
	B室	180	53.83	4.00	4,830

③ 講堂・会議室の使用料

時間 室名		収容人数 (人)	基本使用料（円／日）		
			1日	午前	午後
講堂		222	4,095	1,575	2,520
第1会議室		28	840	315	525
第2 会議 室	全室	68	2,100	840	1,260
	A室	40	1,260	525	735
	B室	28	840	315	525

(7) 開館時間

午前 9 時～午後 5 時 1 5 分

(8) 休館日

月曜日（祝日、振替休日の場合は翌日）、12月28日～1月4日、
臨時休館日

(9) 収蔵作品数

日本画	324 点
油彩画	202 点
水彩画	33 点
版画	32 点
立体	55 点
工芸	58 点
素描	9,933 点
その他	1,001 点
総点数	11,638 点

(倉敷市立美術館)



(10) 管理体制

美術館は下記の陣容で運営されている。(平成24年4月1日現在)

館長(生涯学習部長兼務)	1名
主幹(学芸員)	1名
主任(学芸員)	3名
嘱託職員	5名
臨時職員	1名(育休代行)

2 利用状況

(1) 事業内容

倉敷市立美術館では利用者に対して下記のサービスを提供している。

① 美術作品収集事業

郷土にゆかりのある作家を中心に、優れた作家の美術作品や資料を調査、収集し管理する。

② 展示事業

本館が独自に調査・研究して行う、地域に根ざしたテーマ性を持って収集した美術品及び資料によるコレクション展の開催や、国内外の優れた美術作品を鑑賞する機会を提供する特別展を行っている。

③ 普及事業

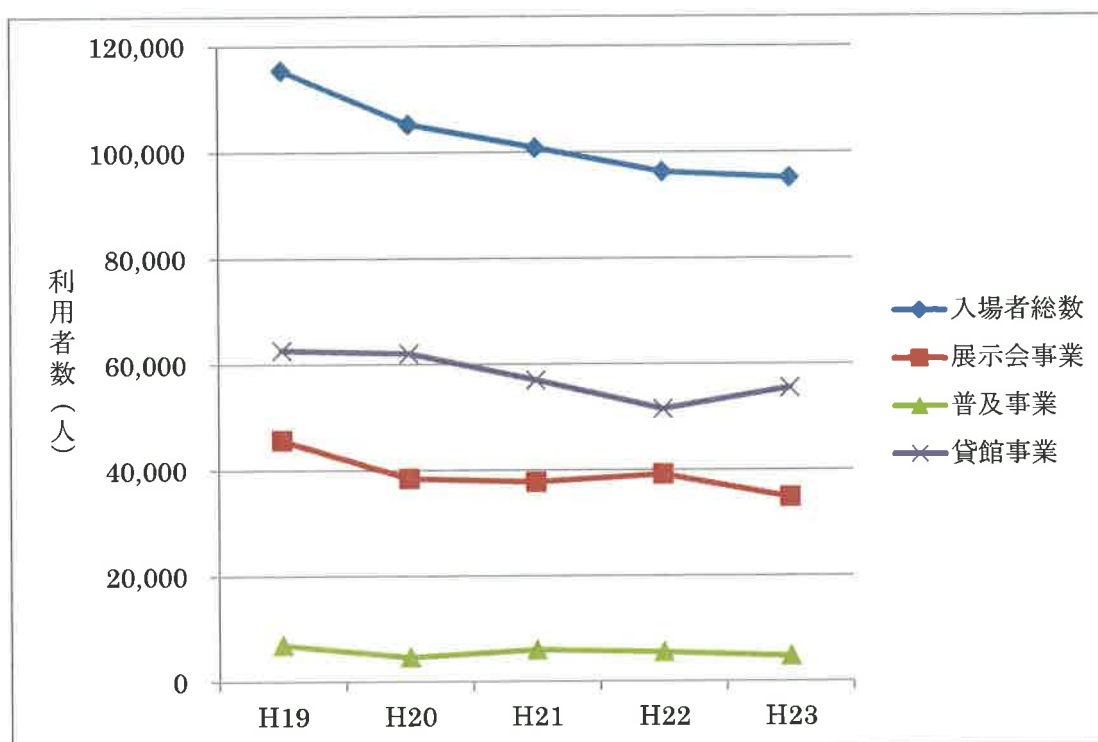
美術にかかわる多様なテーマでの講演を行う美術教養講座や、初心者を対象とした実技講座、展覧会解説会などを開催し、幅広い年齢層に楽しみながら美術に触れる機会を提供する。

④ 貸館事業

市内外の美術団体や市民による作品発表の場として展示室を、また美術や生涯学習に関する講演会や研究会などの会場として講堂や会議室を貸し出している。

(2) 利用者数

美術館における最近5年間の各年度の事業ごとの利用者数は次のグラフのとおりであり、減少傾向にある。



3 実施した手続

- (1) ヒアリング調査
- (2) 現場調査：平成24年10月16日
- (3) 資料精査

4 監査の結果及び意見

(1) 会議室（3階）の意義について

会議室については、貸館として使用するのではなく、展示室等として有効活用した方がよいと考える（意見）。

当美術館には、3階に第1会議室と第2会議室が設けられ、貸館事業の一環として会議室を貸し出している。貸し出された会議室は、一般の団体等が美術や生涯学習に関する講演会や研究会などを行う会場として利用されている。倉敷市立美術館条例第3条第5号でも、事業として「美術に関する作品発表及び研究会等のために美術館の施設を利用させること」が挙げられている。平成23年度の年間使用件数及び美術目的使用件数・生涯学習目的使用件数は、次のとおりであり、美術使用目的使用が2／3、生涯学習目的使

用が 1 / 3 となっている。

	美術目的使用	生涯学習目的使用	合 計
第 1 会議室	4 4 （ 4 0 % ）	6 7 （ 6 0 % ）	1 1 1
第 2 会議室	1 6 1 （ 8 3 % ）	3 2 （ 1 7 % ）	1 9 3
合 計	2 0 5 （ 6 7 % ）	9 9 （ 3 3 % ）	3 0 4

このように、当美術館は、美術館的機能に加えて、いわゆる公民館的な機能も併せ持っているものといえる。

しかしながら、美術館において、あえて貸館事業ないし公民館的な機能を持たせる必要があるのかどうかは疑問である。美術館の本来的な目的は、同条例の冒頭でも述べられているとおり、美術品等を収集し、保管し、展示して市民の美術に関する知識及び教養の向上に寄与することであり、美術作品収集事業、展示事業及び普及事業がこれに当たる。一般の団体等が講演会や研究会を行うのであれば、そういった機能を有することが予定されている公民館等の施設があり、そこで行えば足りるものといえる。特に、当美術館における貸館事業については、一般の団体等が美術に関するだけでなく、広く生涯学習一般に関する講演会や研究会などを行うことを許容し、生涯学習目的使用が相当な割合を占めている現状からすれば（なお、平成 2 4 年度の生涯学習目的使用の比率は 4 3 % となっている）、なおさら当美術館が敢えて貸館事業を行うべき理由を見出し難いものといえる。

一方、当施設はもともと市庁舎であり、当美術館は元市庁舎を利用して昭和 5 8 年に設置されたものであり、設置当初は美術品の収蔵も少なかったものの、現在は 1 万 1 6 3 8 点（平成 2 4 年度）の美術品を収蔵するまでになっている。そのため、折角これまでに収集された美術作品が無駄とならないよう、できる限り市民の観覧に供した方が好ましいものといえる。

以上からすれば、当美術館としては、当施設で貸館事業を行う実益に乏しく、美術作品収集事業、展示事業及び普及事業に特化すべきである。そして、現在の会議室については、市民が収蔵されている美術品をできる限り観覧できるように展示室等として利用するなどして、有効活用した方がよいのではないかと考える。

（２）売上金管理

回収した観覧券の連番を記載した受払管理台帳等を作成し、販売済分と未販売分の連続性を確かめるべきである（意見）。

常設展又は特別展を観覧する際には所定の観覧料が必要となるが、観覧料を納付したものに対しては観覧券が交付されることとなっている（倉敷市立美術館条例施行規則第４条１項）。

観覧券の一部分（以下半券という）は入場時に切り離され、受付で回収する。美術館では当日の売上金（現金）と半券枚数から計算される売上額が合致することを確認している。

また、半券には番号が付されており、回収された半券の連番を確認することにより売上金の網羅性が検証されている。

現状美術館が採用している検証方法であれば、途中の半券が抜けた場合には欠番が生ずるため発見は容易である。しかしながら、入場券の最終番号が確かめられていないため、例えば当日００１から０３０までの３０枚の入場券を発行し、０２１から０３０の半券及び対応する現金を除外して締処理を行った場合でも異常が検出されない。

売上金が網羅的に市に納付されていることを担保するためには、単に半券の連番を確認だけでなく観覧券の連番を記載した受払管理台帳等を作成し、販売済分と未販売分の連続性を確かめるべきである。

（３）美術資料の管理

美術館がサービスを提供していくためにもっとも基本となる資産は「美術資料」である。倉敷市美術館条例第３条では美術資料の収集、保管、展示が事業目的として掲げられている。条例では明示的に記載されていないものの美術資料の保管が適切に行われている状態とは、収集された美術資料の収蔵庫への入退室が厳格に管理されること、及び定期的に美術資料の点検が行われていることを含む状態と解される。

① 収蔵庫への入退室

収蔵庫鍵使用簿の記録方法を工夫すべきである（意見）。

倉敷市立美術館では美術品の収蔵庫には施錠がなされており、収蔵庫に入りする際には鍵使用簿に年月日、氏名、用務を記載するとともに鍵を管理する職員により内容が確認されている。

しかしながら、鍵使用簿を閲覧すると、用務欄には資料持出や資料返却と記載があるのみで、具体的にどのような目的でどの範囲の資料を持出したのか、すべて返却を行ったかは不透明な状況であり、美術資料の不正な持ち出しに対する牽制という意味では不十分である。

収蔵庫鍵使用簿には入退室目的を明記するとともに、持ち出された資料がすべて返却されているかどうかについて確認できるように記録方法を工夫すべきである。また、美術資料の外部への持ち出しを伴う場合には台帳への記録も同時に実施されていることを確かめるチェック欄を設けるべきである。

② 美術資料の点検

美術資料については定期的に実在性を確かめることが必要である（指摘事項）。

美術資料の点検は、目録と実際の美術資料を合致させる重要な手段であるとともに、美術資料の現状を見ることによって劣化の状況を確認、必要な補修を検討するための手段と位置づけられる。

この点、美術館においては台帳を作成し、外部へ持ち出す場合は記録しているが、台帳と美術資料の定期点検は実施されておらず、展示品の入れ替え時に展示しようとする資料が存在することが職員により確かめられているだけである。

入退室に対する一定の管理が行われているとはいえ、美術品の管理台帳への記録誤りなども考えられることから、美術資料については定期的に実在性を確かめることが必要である。

(4) 商品について

販売可能性がある余剰書籍については適切な在庫管理を行うか、展示期間終了後は在庫を持たない運用とすることが必要である（指摘事項）。

美術館では展示内容に関連する書籍の販売を行うことがある。このような書籍は展示期間中の販売量を見込んで一定数をまとめて購入するが、期間中に完売せず余剰となることがある。余剰となった書籍は、展示会終了後にバックナンバーとして購入希望があると販売されることがある。

しかしながら、展示会終了後の余剰書籍については在庫管理が行われていないため、書籍を販売して受領した代金を市へ入金しなかったり、受領すべき対価を受けとらずに書籍を引き渡したとしてもそれらを発見することが困難な状況にある。

販売可能性がある余剰書籍については受払を適切に記録するとともに、定期的に棚卸を行うべきである。もし在庫管理を行わないのであれば、展示期間終了後適切な決裁を受けた上で速やかに寄付を行うことなどにより在庫を一切持たない運用とすることが必要である。

(5) 施設管理形式について

少なくとも施設の維持管理や窓口業務について、指定管理者制度を導入すべきである（意見）。

(ア) 当美術館は、前記のとおり、美術品等を収集し、保管し、展示して市民の美術に関する知識及び教養の向上に寄与することを目的に昭和58年に設置された施設であり、倉敷市が直営している。

当施設に与えられている予算額は、7000万円余り（平成23年度）である一方、当施設の利用者数は、最近はやや減少傾向にある。

社会教育施設への指定管理者制度導入の経緯や議論の状況については、図書館のところで記述しているとおりである。

(イ) 全国的にも、公立美術館について、利用者サービスの向上と管理運営の効率化を一層図るため、指定管理者制度の導入が始まっている。岡山県立美術館も、住民サービス向上と経費節減を図るため、平成19年4月より指定管理者制度が導入されている。

そこで、当美術館においても、図書館の場合と同様、市民サービスの向上と経費削減を図るため、少なくとも施設の維持管理や窓口業務につき指定管理者制度の導入を検討すべきと考える。民間の活力・柔軟な発想・機動性等を導入することにより、施設運営の効率化が図れるだけでなく、市民サービスの向上に繋がることが期待できるというべきである。

また、当美術館に指定管理者制度を導入しても、前記の設置目的を阻害し、特段の支障や問題が生じるとも考えられない。実際、社会教育施設の中には、施設の維持管理が指定管理者によってなされているものや窓口業務を民間業者に委託しているものも存在するが、特段の問題は発生していない。

したがって、当美術館も、図書館と同様、少なくとも施設の維持管理や窓口業務については、指定管理者制度を導入することが適切であると考ええる。

(6) その他

① 金銭出納管理

美術館の現金出納帳に関し、指摘すべき事項は識別されなかった。

② 行政財産管理

美術館の備品等の管理状況を質問したところ、指摘すべき事項は識別されなかった。

③ 人事労務管理

美術館から提示された出勤記録とシフト表の整合は確かめられなかったが、各人の業務内容及び勤務期間について説明を受けたところ特段の矛盾点なく、勤務実態について指摘すべき事項は識別されなかった。

1 1 少年自然の家

1 施設概要

(1) 所在地

児島由加 2 7 0 8

(2) 設置条例等

倉敷市少年自然の家条例（昭和 5 1 年 3 月 2 5 日）

倉敷市少年自然の家条例施行規則（昭和 5 1 年 4 月 2 3 日）

(3) 設置目的

倉敷市少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）は「少年たちに恵まれた自然環境の中で、野外活動及び集団宿泊生活を体験させ、心身ともに健全な育成を図る」（倉敷市少年自然の家条例第 1 条）ことを目的として、倉敷市児島由加に設置されている。

(4) 設置年月

昭和 5 1 年 5 月

(5) 利用対象

以下のものが少年自然の家を利用できる（倉敷市少年自然の家条例第 4 条）。なお、③から⑤の場合、少年等の使用を妨げない範囲において使用することができる」とされている。

- ① 教育課程に基づく学習活動を行う義務教育学校の児童及び生徒並びにその引率者
- ② 義務教育学校の児童又は生徒を主たる構成員とする団体及びその引率者
- ③ 義務教育学校就学前の幼児を主たる構成員とする団体及びその引率者
- ④ 成人（高校生、大学生等を含む。）からなる団体
- ⑤ その他教育委員会が適当であると認める者

(6) 使用料

区分		日帰り(1人あたり)	1泊(1人あたり)
市内の者	乳幼児	無料	無料
	少年	75 円	150 円
	その他の者	175 円	350 円
市外の者	乳幼児	無料	無料
	少年	110 円	220 円
	その他の者	260 円	520 円

(備考)

1. 少年とは義務教育学校に在学する者をいう。
2. 市外の小・中学校が学校行事(教育課程に基づくものをいう。)で使用する場合は、市内の者と同額で算定する。
3. 市内の者とは、倉敷市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(7) 施設概要

① 屋外施設

- テント場(第1テント場、桜の広場、高台、スポーツ広場)
- キャンプファイヤー場(3箇所)
- 炊事場
- 野外食卓場

② 屋内施設

棟名	構造・面積	室名	室数	収容人数
研修棟	鉄筋コンクリート 平屋建 438.96 m ²	実習室	1	—
		研修室	2	各 40 人
		展示	1	—
		ギャラリー	1	—

棟名	構造・面積	室名	室数	収容人数
		図書コーナー	1	15人
玄関棟	鉄筋コンクリート 2階建 237.30 m ²	事務所	1	—
中央棟	鉄筋コンクリート 1部鉄骨2階 地下1階建 860.17 m ²	談話室 食堂 浴室	1 1 2	30人 210人 各40人
クラフト棟	鉄筋コンクリート 2階建 409.88 m ²	クラフト棟	1	100人
宿泊棟A	鉄筋コンクリート 1部木造2階建 466.00 m ²	和室 洋室 大和室	5 7 4	各12人 各12人 各8人
宿泊棟B	鉄筋コンクリート 平屋建 345.67 m ²	和室 洋室 大和室	2 6 1	各12人 各12人 8人
宿泊棟C	ブロックスレート 平屋建 79.20 m ²	和室 大和室	2 2	各3人 各11人
いろりの家	鉄筋コンクリート 平屋建 533.65 m ²	板間 土間 炊事コーナー	1 1 1	250人
由加体育館	鉄筋コンクリート 長尺瓦棒2階建 1,513.81 m ²	—	—	250人

③ 主な機材・器具

○テント (100) ○天体望遠鏡 (10) ○双眼実態顕微鏡 (10)
○プロジェクター (3) ○DVDプレーヤー (4)
○ワイヤレスマイクアンプ (5)

(8) 開館時間

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

(9) 休館日

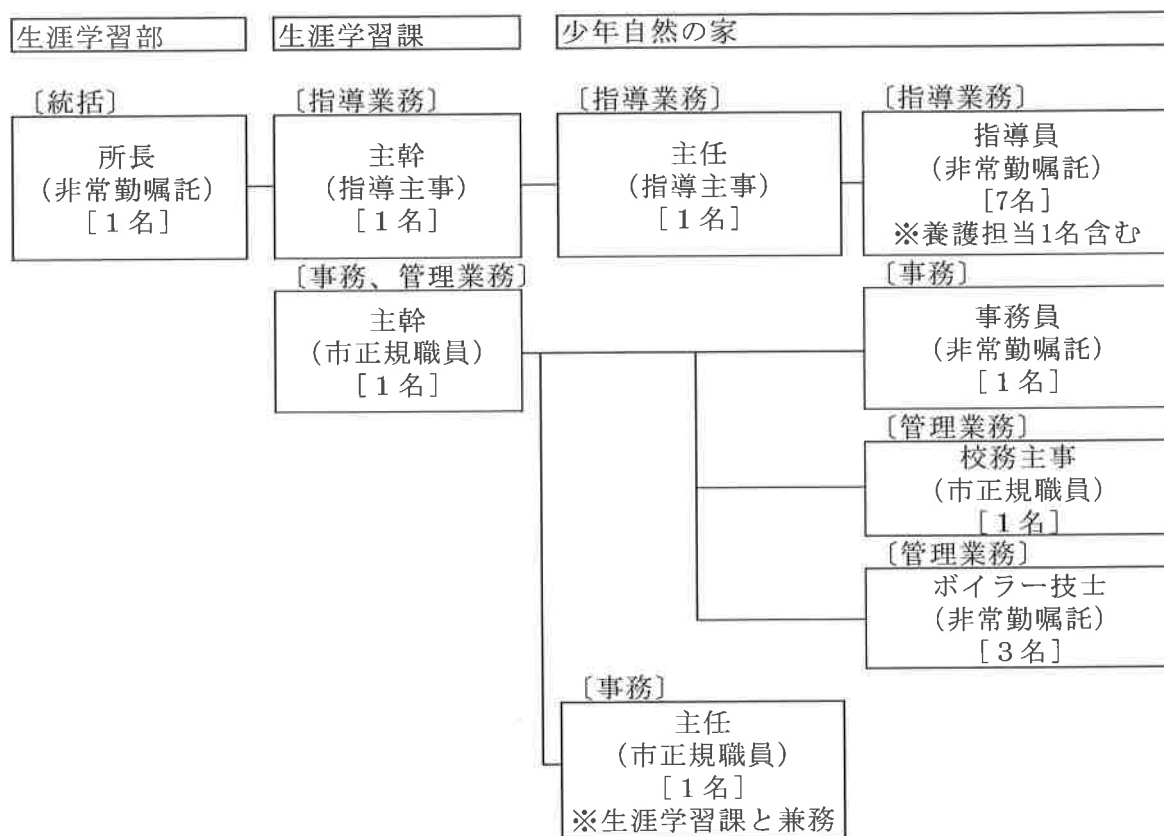
毎週日曜日 (7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日までは毎週月曜日)、祝日、
年末年始 (1 2 月 2 8 日～1 月 4 日)

(少年自然の家)



(10) 管理体制

平成24年4月1日現在の組織図



2 利用状況

(1) 利用内容（事業内容・活動内容）

① 受入事業

自然の中で仲間と遊び、自然と親しみながら仲間と暮らすことによって、思いやりと優しさ、親切心など心の豊かさを育てると共に、自然を愛し、自然に感動する人づくりを行う。

小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒等を受け入れて、テント設営・野外炊事・ウォークラリー・キャンプファイヤー等の活動を行う。

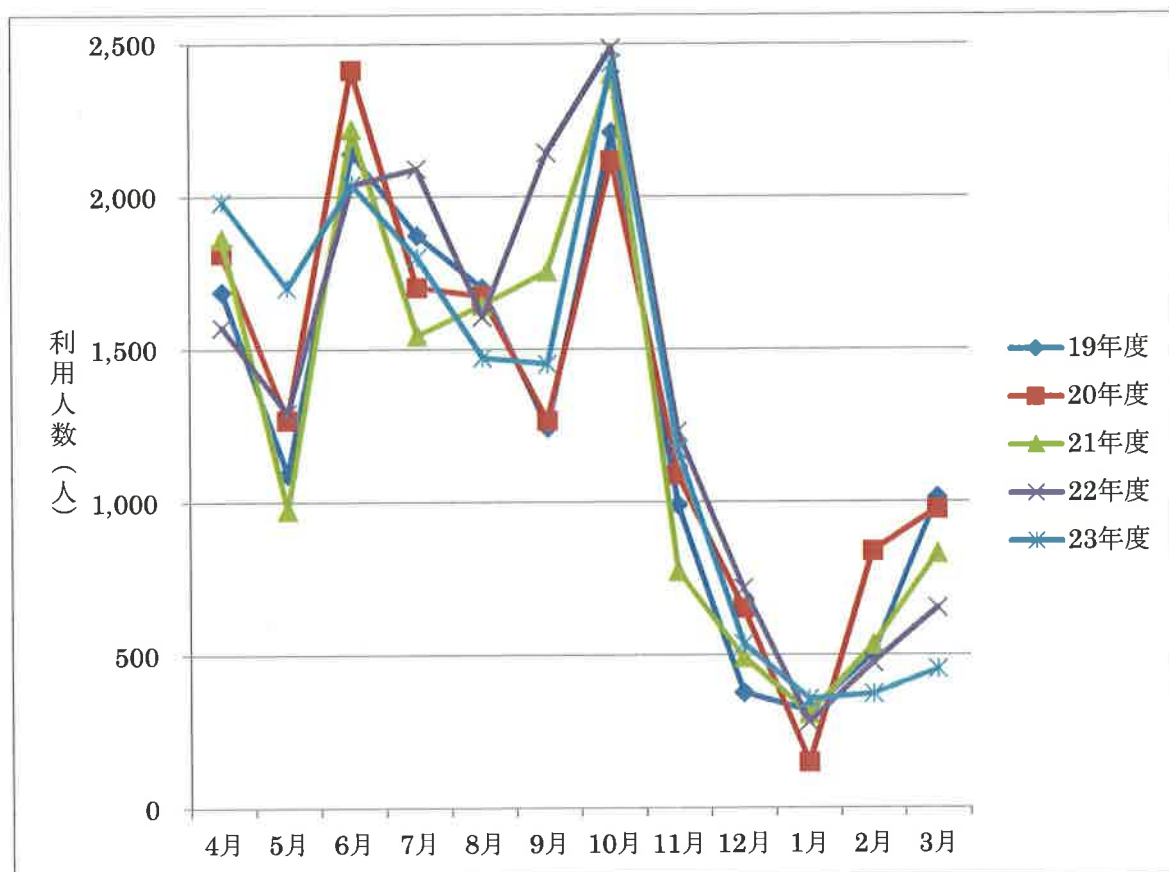
② 主催事業

少年自然の家を開放、使用することにより、多くの団体や親子家族のふれ

あいが出来る事業や、少年と指導者、少年同士が人間としてのふれあいを大切にし、自然を生かし、たくましい心豊かな少年となることを目指す事業を行う。

(2) 利用者数

最近5年間の月別の利用人数は次のグラフのとおりである。



3 実施した手続

(1) ヒアリング調査

(2) 現場調査(平成24年10月4日)

(3) 資料精査

(4) 岡山市立少年自然の家への現場調査(平成25年1月8日)

4 監査の結果及び意見

(1) 契約－覚書について

「覚書」の存在意義や内容を見直すべきである（指摘事項）。

昭和50年12月、倉敷市は、児島由加地区との間で「覚書」を締結し、これに基づいて、由加地区の住民との間で警備業務・清掃業務に関する委託契約（随意契約）を締結している。随意契約締結の理由としては、施設建設にあたり、地元に対し労働の場を提供する旨、覚書を締結し、その内容に基づき契約を締結することが挙げられており、地方自治法施行令167条の2第1項第2号が根拠とされている。

「覚書」は、倉敷市と地元地区との協調を旨とし、もって、当施設の円滑な運営を図るために締結されたものであり、施設内の清掃・環境整備上必要があるときはその業務を地元地区に委託すること、食堂の従業員は地元で雇用するようあつせんすることなどが規定されている。その結果、倉敷市は、食堂経営について、地元住民が株主を構成する株式会社に施設使用を許可し、警備業務・清掃業務について、地元住民に委託している。そして、倉敷市は、平成23年度に、警備業務委託料として年間約250万円、清掃業務委託料として年間約350万円を支出しており、決して少ない数字ではない。また、食堂経営についても、約470平方メートル部分の土地・建物を年額6万3000円（月額5250円）の低廉ともいえる使用料で使用許可がなされている状況である。

確かに、地域密着を図り、地元地区やその住民に協力を得ることで当施設の円滑な運営に資する面は認められるものといえる。

しかしながら、同施行令167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」は、最終的には個々の契約ごとにその特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断するほかないところ、地域住民の協力が得られなければ当施設の円滑な運営ができないことが具体的に説明できているとはいえず、「覚書」の存在だけでは随意契約の根拠に乏しく、同号に抵触している可能性がある。

また、施設の運営及びこれらの支出が市民の税金で賄われている以上、そ

の支出には経済性及び効率性が求められることは当然であるが、これまでにそうした検討がなされたといった形跡は見受けられない。少なくとも、民間業者の見積りを取った上で比較検討するなど、他の民間業者に委託した場合の効果について確認することは必要であると考えられる。

そのため、同施行令に抵触する可能性もあることからすれば、改めて「覚書」の存在意義や委託料の相当性等につき見直すべき時期に来ているものと考ええる。

(2) 使用申請手続について

当施設の使用許可の処理については、「審査基準・標準処理期間」に従って運用されるよう改善がなされるべきである（指摘事項）。

当施設の使用及びその許可については、使用者が使用する1か月前までに所定の教育委員会宛ての使用許可申請書を提出して申請し（倉敷市少年自然の家条例施行規則第4条）、教育委員会が同申請書を審査し、使用を許可した時は、使用許可書を交付する扱いとなっている（同規則第5条）。

そして、倉敷市行政手続条例6条では、市長等がいわゆる標準処理期間を定めるよう努めるとともに、これを適当な方法により公にしておかなければならない旨が規定されている。この規定に基づき、倉敷市においても、使用許可等の処理運用につき「審査基準・標準処理期間」が定められており、これによれば、少年自然の家の使用許可の標準処理期間は、「即日」とされている。

ところが、「倉敷市少年自然の家使用許可（変更）申請書」等を精査すれば、使用許可が即日に処理されず、申請日の翌日以降になっているものが多くみられた。なかには、申請日から使用許可の処理がなされるまでに、2か月以上も経過しているものも存在した。

以上の点は、前記の「審査基準・標準処理期間」に抵触するばかりか、事務処理上の停滞等を招き、その弊害も大きいと考えられることから、同基準に従って運用されるよう、すみやかに改善がなされるべきである。

(3) 使用許可の取消手続について

使用許可を取り消す際には、使用者から使用許可書とともに「使用取消届」を提出してもらうべきである（指摘事項）。

一旦教育委員会から使用許可がなされたものについて、後日、キャンセルがなされることもあるが、そのような場合、倉敷市少年自然の家条例施行規則第6条第1項によれば、使用許可を取り消すときは、所定の使用取消届に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならないものとされている。

しかしながら、同施設の場合、口頭によってのみ使用許可の取消処理がなされており、使用者から使用取消届を提出することまでは要求していない。そもそも、使用取消届自体が施設内に備え付けられていない状況である。前記(2)についてもいえることであるが、使用許可やその取消の事実関係を書面にてすみやかに保存しておくことで、その事実関係を明確に把握することができる上、後日にトラブルとなることを防止することも可能である。

したがって、施設内に使用取消届を準備しておくとともに、使用許可のキャンセルがなされた際には、使用者から使用許可書とともに「使用取消届」を提出してもらうべきである。

(4) 使用料の納付について

使用料は、使用日までに納付してもらうべきである（指摘事項）。

倉敷市少年自然の家条例第8条第2項によれば、「使用料は、使用日までに納付しなければならない。」ものとされているが、実際には退所日に使用料の精算がなされており、上記条例との齟齬が生じている。

このような齟齬が生じている原因は、入所前や入所中にキャンセルや早退等があつて退所日にならないと正確な使用人数の把握が難しいことが挙げられる。

しかしながら、上記の事情があるにせよ、条例で使用料の納付時期が明記されている以上、使用日までに使用料を納付してもらうことが原則であり、退所日に再度使用料を精算することは煩雑ではあるものの、それも不可能と

は思われない。仮にそれが難しいのであれば、退所の際に使用料を納付するよう条例を改正する措置を講じるべきである。

(5) アンケートの公表遅れについて

利用者アンケートは遅滞なく結果を公表すべきである（意見）。

少年自然の家のホームページ「ゆがちゃんねる」では、「お知らせ」で施設を利用した団体の代表者に行った「アンケートの集計結果」を每期集計・公表している。しかしながら、平成24年12月末日現在において、2010年度（平成22年度）の集計結果までしか公表されていない。これは2011年度（平成23年度）のアンケートが実施されなかったということではなく、アンケートは実施したものの集計作業が遅滞していることによる。

確かに利用ごとにアンケート結果を確認するのであれば緊急を要する意見への対応は図れるかもしれない。しかしながら、アンケートの集計結果から全体の傾向を分析・検討していないのでは、中長期の事業運営に生かすことができない。また、対外的に毎年継続的に公表しているアンケート結果が半年以上たっても公表されていないのでは、利用者がアンケートに対して回答しても無意味と受け取ってしまい、アンケートの実効性が薄れる可能性がある。

実施したアンケート結果は集計後、遅滞なく公表すべきである。

(6) 閑散期の利用について

利用者の少ない冬季は、利用可能日の見直しも視野にいれながら、固定費の見直しにも取り組むべきである（意見）。

少年自然の家の利用状況は、2 利用状況（2）利用者数のグラフのとおりである。年間利用者数の約8割は4月から10月に集中し、11月から3月が閑散期となっている。

青少年の野外活動を促進するための類似施設における利用率についての統計資料は公表されていないが、独立行政法人国立青少年教育機構が設置した「国立青少年教育施設の在り方等に関する調査研究協力者会議」が平

成 2 4 年 3 月に公表した「国立青少年教育施設の管理運営のあり方等について」（第 1 次報告）では閑散期の稼働率について言及されている。そこでは「各国立青少年教育施設の宿泊室稼働率を月別に見ると、雪を利用した活動ができる教育施設以外は、概ね 1 1 月から 2 月の時期に利用者数及び宿泊室稼働率が低い傾向にあり、この時期に宿泊室稼働率が 2 0 % 前後となり、結果として年間の平均が 5 割前後となる教育施設がみられる」との記述があり、少年自然の家と同様の利用状況にあると推測される。

また、最近 3 年間の主催イベント別の参加状況は次の表のとおりである。

開催月	イベント名	対象	日数	募集 (人)	参加者 (人)		
					H21	H22	H23
6 月	由加わいわいキャンプ	家族	1泊2日	100	134	133	84
					134%	133%	84%
8 月	夏休みこどもキャンプ	小中学生	3泊4日	100	150	61	87
					150%	61%	87%
10月	家族で秋の思い出づくり	家族	1泊2日	100	58	63	72
					58%	63%	72%
12月	ウインターフェスティバル	家族	日帰り	100	92	127	134
					92%	127%	134%
1月	冬季こどもキャンプ	小中学生	2泊3日	50	43	22	27
					86%	44%	54%
2月	自然の家大感謝祭	誰でも	日帰り	—	250	220	220
3月	早春のつどい	家族	1泊2日	80	50	49	40
					63%	61%	50%

参加者欄の下段は参加者の募集人数に対する比率である。

1 1 月及び 2 月に開催している日帰りのイベントについては多数の参加がみられる一方で、1 月の「冬季こどもキャンプ」及び 3 月の「早春のつどい」は苦戦している。夏場のキャンプに比して参加者の絶対数も少なく、募集人数に対する参加者の比率も低迷している状況である。

雪を利用したイベントを行う環境にないということを考えると、気温の低さから冬場の野外活動が低調になり、施設の利用率が落ちるのはやむを得ない面がある。また、屋内宿泊施設のための利用を推進しようとしても老朽化した宿泊施設では暖房効率の面で難がある。建物の暖房効率を高め屋内の環境を改善することで、冬場の利用率を向上させるということも考えられるが、市の財政状況から投資の優先順位を考えた場合、実現可能性は必ずしも高くはないと思われる。

施設運営側はこのような傾向をふまえつつ、冬季における施設利用の促進

を図っているところである。また、冬季においてはメンテナンスに注力しつつ、出張講座の開催により施設のPRを進めるとともに、職員研修を実施している。

確かに市民の要望に応え、冬の自然とふれあう場を提供するという施設運営側の意図は理解できる。しかしながら、利用者数の増加が伸び悩んでいることも事実であるため、利用可能日の見直しも視野に入れながら、費用対効果を考慮し、閑散期における固定費の見直し（外部委託している施設内の見回りを職員が行うことによる警備費の削減など）にも取り組むべきである。

（７）材料代の出納について

少年自然の家の主催事業に関し、参加者から徴収した現金は網羅的に現金出納帳に記録を行うべきである（意見）。

少年自然の家の主催事業では参加費とは別に、イベントで使用する材料代などの実費を参加者が負担することがあるが、少年自然の家を通過するだけであり、倉敷市の収入になるものではないということを理由として、現金出納帳への記録は行われていない。

確かに参加者負担の実費は、少年自然の家を一時的に通過するだけであり、倉敷市の収入になるものではない。しかしながら、職員が参加者から現金を集金し、一括で支払を行うのであれば、その集金及び支払事実について現金出納簿へ記録し、相互の整合性を明らかにすべきである。

現在のように現金出納帳への記録が行われていない状況では、参加者から徴収した現金がすべて支払に充当されなくとも、それを発見することは困難である。一方、参加者からの受領書（控）に裏付けられた入金額と、領収書により裏付けられた支払額を現金出納帳へ記録する場合、記録の過程で両者の整合性が検証されることになる。

（８）施設管理形式について

少なくとも施設の維持管理や窓口業務について、指定管理者制度を導入すべきである（意見）。

当施設は、前記のとおり、少年たちに恵まれた自然環境の中で、野外活動及び集団宿泊生活を体験させ、心身ともに健全な育成を図るために昭和51年に設置された施設であり、倉敷市が直営している。現在、倉敷市においても、当施設の指定管理者制度導入の是非について検討がなされているところである。

当施設に与えられている予算額は、1億円前後である一方、当施設の利用者数は、少子化の影響もあり、最近はやや減少傾向にある。また、施設自体が老朽化している上、この種の施設に特有な冬季の使用率・稼働率の減少への対応といった大きな問題なども抱えている。以上の点については、抜本的な解決策はすぐには見当たらず、大幅な改善を期待することができないのが現状である。

近時、この種の施設では指定管理者制度が導入されており、近隣の岡山市においても、平成23年4月1日より岡山市立少年自然の家につき指定管理者制度が導入されている。また、岡山県青少年教育センター閑谷学校及び岡山県渋川青年の家も、平成20年4月1日より指定管理者制度が導入されている。これらの近隣施設では、これまでに指定管理者制度を導入したことによる大きな弊害等は特に報告されておらず、指定管理者制度の導入にあたっての支障はないものと考えられる。

そこで、当施設においても、当施設が学校教育課程の一環として位置付けられる教育施設であることに配慮しつつも、施設運営の経済性・効率性の観点等から、少なくとも施設の維持管理や窓口業務については、指定管理者制度の導入を検討すべきと考える。民間の活力・柔軟な発想・機動性等を導入することにより、種々の問題点を抜本的に解決することができ、かえって市民サービスの向上に繋がる可能性もある。また、施設の維持管理や窓口業務に指定管理者制度を導入したからといって、指導面に悪影響を及ぼすなどして管理監督不十分による事故の発生や安全面での低下を招いたり、学校との連携に支障が生じるとも考えられない。

そして、全面的な指定管理者制度の導入に当たっては、指導面での質の低下を招いてはならないことは当然であるが、教員免許等を有する者を人員配置しなければならないとすること等で対処することも可能と考えられるた

め、この点については今後も引き続き検討課題とされたい。今回の包括外部監査に際しては、指定管理者制度の導入間もない近隣の岡山市立少年自然の家に対する現地調査も敢行したが、導入後に明らかに指導面での質の低下を招いたとの事情は窺えず、むしろこの点に対する意識が高かった印象を受けた。その他にも、指導面の質や安全性の低下を招かないための措置、自主企画を含めた利用サービスの向上という意識、経費削減に対する日頃からの努力と意識、さらには閑散期である冬季における取り組み等について、倉敷市にとっても、指定管理者制度導入に当たって非常に参考になるものが多いものと思料される（ただし、職員の人材確保は容易ではないようである）。そのため、今後、岡山市立少年自然の家へも、是非現地調査のために赴いていただきたい。

以上から、当施設は、少なくとも施設の維持管理や窓口業務については、指定管理者制度を導入することが適切であると考ええる。

（９）その他

① 金銭出納管理

主催事業に関し参加者から実費を徴収する場合の記録が漏れているという点を除き、現金出納帳は作成されており、現金出納に関し、指摘すべき事項は識別されなかった。

② 行政財産管理

少年自然の家が管理する備品等の管理状況を質問したところ、指摘すべき事項は識別されなかった。

③ 人事労務管理

少年自然の家から提示された出勤記録とシフト表を比較したところ両者は整合しており、勤務実態について指摘すべき事項は識別されなかった。

1 2 科学センター

1 施設概要

(1) 館内設備

- 科学展示室 (1,826 m²、展示点数 100 点)
- 宇宙劇場 (456.52 m²)
- 天体観測室 (60.72 m²)
- 特別展示室 (134.16 m²)
- 実験実習室、工作室、研修室

(2) 設置条例等

倉敷科学センター条例 (平成 5 年 3 月 25 日)

倉敷科学センター条例施行規則 (平成 5 年 3 月 26 日)

(3) 設置目的

倉敷科学センターは、科学及び科学技術に関する知識の普及、啓発を通して、創造性豊かな青少年の育成を図ることを目的として (倉敷科学センター条例第 1 条)、設置されている。

(4) 設置年月

平成 5 年 4 月

(5) 利用対象

管理上支障があると認められる場合に入館を制限することがあるが、基本的には観覧料を支払えば誰でも観覧できる。

(6) 観覧料

利用区分に応じて定められている（倉敷科学センター条例別表）。

区分		一般	小・中・高校生
展示室	個人	400 円	100 円
	団体（1 人につき）	320 円	80 円
プラネタリウム	個人	400 円	200 円
	団体（1 人につき）	320 円	160 円
全天周映画	個人	400 円	200 円
	団体（1 人につき）	320 円	160 円
プラネタリウム 及び全天周映画	個人	600 円	300 円
	団体（1 人につき）	480 円	240 円

備考：団体とは、団体を構成する総人員が 20 人以上のものをいう。

(7) 開館時間

午前 9 時～午後 5 時 15 分

(8) 休館日

原則として、毎週月曜日・年末年始

(倉敷科学センター(ライフパーク倉敷外観))



(9) 管理体制

倉敷科学センターは下記の陣容で運営されている。

(平成24年4月1日現在)

正規職員	4名
兼務者	1名
非常勤嘱託員	10名
受付案内	6名

2 利用状況

(1) 事業内容

倉敷科学センター条例第3条では次の事業を行うこととされている。

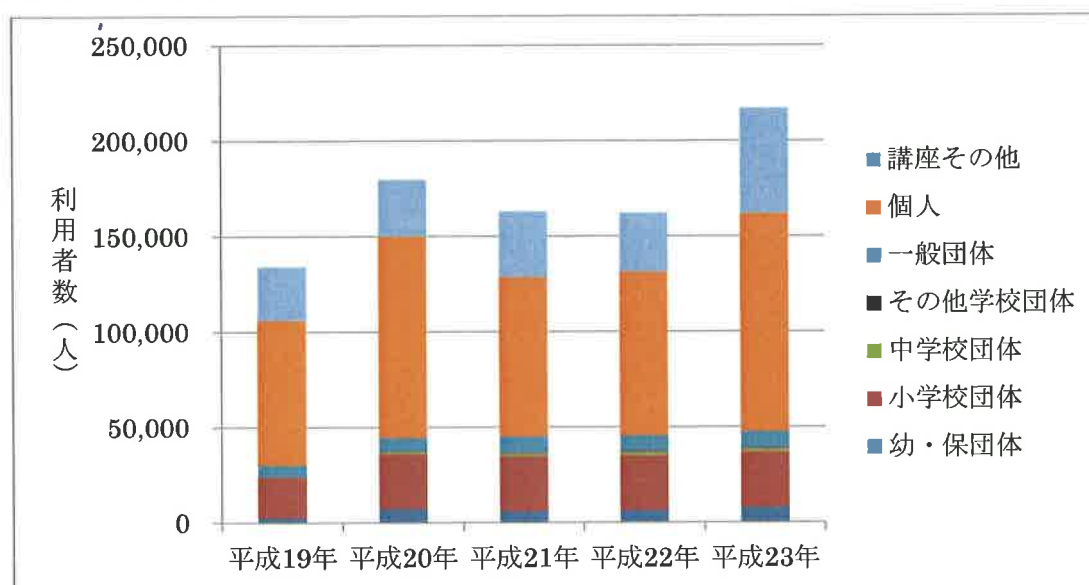
(ア) 科学に関する資料及び装置の展示に関すること

- (イ) プラネタリウム及び全天周映画の投影に関すること
- (ウ) 科学に関する図書その他の資料の収集、配布及び提供に関すること
- (エ) 科学及び天文にかかる実習、実験及び講習会等の開催に関すること
- (オ) 科学センターが収集し、又は展示する資料、装置等に係る調査研究及び他機関との協力に関すること
- (カ) 上記のほか、設置目的を達成するために必要な事業

(2) 利用者数

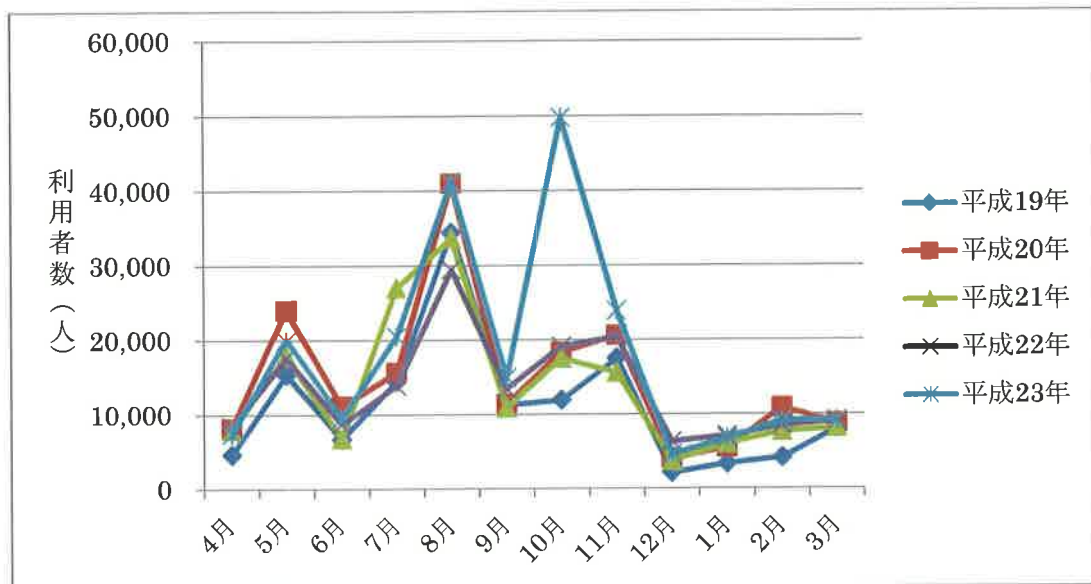
① 過去5年間の利用者別推移

平成20年度は展示物の更新を行ったため、前年対比で利用者数が増加した。また、平成23年度は、はやぶさカプセルの展示の人気が高く利用者が増加している。



② 月別推移

ゴールデンウィークや夏休みには利用者が多くなっている。平成23年の10月に利用者の著しい増加がみられるのは、はやぶさカプセルの展示への人気が高かったことによる。



3 実施した手続

(1) ヒアリング調査

(2) 現場調査

倉敷科学センター：平成24年9月20日

(3) 資料精査

4 監査の結果及び意見

(1) 目標設定について

倉敷科学センターは、施設運営に関する定量的な数値目標を複数設定し、各年度ごとに達成状況を詳細に分析することが望まれる（意見）。

倉敷科学センターは、事業の企画及び運営について協議を行う倉敷科学センター協議会に対し、年間の利用見込を目標値として報告するとともに、前年度の利用実績を報告している。

確かに利用者数は施設の有効な活用という観点からは重要な目標値であり、実績については把握・検討している評価できる。しかしながら、「科学及び科学技術に関する知識の普及、啓発を通して、創造性豊かな青少年の育成を図る」という観点からは利用者数以外の目標設定と分析が望まれるところである。

具体的には、「利用者のリピート率」、「倉敷科学センターメールマガジンの登録者数」、「利用者アンケートの満足度」、「研究発表の応募者数など各種

講座における分野別の参加者数」といった数値目標が考えられる。

また、利用者数についても全体としての参加者の増減を検討するだけでなく、各種講座や公開教室については、取り扱うテーマ別に分析することも利用者の興味・関心の動向を知るという観点からは有用であろう。

いずれにせよ施設運営に係る定量目標の設定とその達成状況の分析を充実させていくことが、科学センターの設置目的に照らした運営につながっていくものとする。

(2) 売上金管理

売上金の網羅的な回収を担保するためには納入済通知書の連番は事前に付しておく必要がある（意見）。

科学センターを観覧する際には所定の観覧料が必要となるが、観覧料を納付したのに対しては観覧券が交付されることとなっている（倉敷科学センター条例施行規則第5条）。この観覧券は受付で発券機により発券され、連番管理されている。

倉敷科学センターでは日々の入金額の正確性について次のように検証している。

まず、業務終了後、発券機で把握されている番号に基づき「チケット種類通し番号簿」を作成する。次に、当日最終番号と前日最終番号及び発券ミス枚数の差し引きから当日の発券枚数を求め、単価を乗ずることで、あるべき売上金を算出し、現金との一致を確かめる。発券ミス枚数については、当該記録の正確性を確かめるために観覧券の現物と照合している。

また、宇宙劇場の団体利用については、入金はあるが、観覧券が発券されないという運用を行っているため、別途「倉敷科学センター 団体入館申請書兼観覧料減免申請書」（以下、申請書という。）に基づき集計した人数に単価を乗ずることにより、現金残高との一致を確かめるとともに、申請書の枚数と納入済通知書（領収書控に相当するもの）の枚数の一致を確かめている。なお、納入済通知書には発行時に連番が付されており、締処理の時点では当該連番についても確認されている。

基本的には上記方法により売上金の正確性は検証できるが、この検証方法

の場合、納入済通知書の連番はあらかじめ記入されているものではないため、申請書及び納入済通知書が漏れなく回収されず、対応する現金を除外して締処理がなされても、異常を検出できない。具体例で示せば、3団体から申請があり、そのうち1団体分の申請書及び納入済通知書並びに対応する現金を除外し、締処理を行った場合でも異常が検出されないということである。

売上金が網羅的に市に納付されていることを担保するためには、納入済通知書には事前に連番を付しておく必要がある。

(3) 材料代管理について

倉敷科学センターの主催事業に関し、参加者から徴収した現金は網羅的に現金出納簿に記録を行うべきである（意見）。

科学センターの主催講座では参加費とは別に、講座で使用する材料代などの実費を参加者が負担することがあるが、倉敷科学センターを通過するだけであり、倉敷市の収入になるものではないということを理由として、現金出納簿への記録は行われていない。

確かに参加者負担の実費は、倉敷科学センターを一時的に通過するだけであり、倉敷市の収入になるものではない。しかしながら、職員が参加者から現金を集金し、一括で支払を行うのであれば、その集金及び支払事実について現金出納簿へ記録し、相互の整合性を明らかにすべきである。

現在のように現金出納簿への記録が行われていない状況では、参加者から徴収した現金がすべて支払に充当されなくとも、それを発見することは困難である。一方、参加者からの受領書（控）に裏付けられた入金額と、領収書により裏付けられた支払額を現金出納簿へ記録する場合、記録の過程で両者の整合性が検証されることになる。

(4) 施設管理方式について

指定管理者制度を導入すべきである（意見）。

倉敷科学センターは、前記のとおり、科学及び科学技術に関する知識の普及、啓発を通して、創造性豊かな青少年の育成を図ることを目的に平成5年に設置された施設であり、倉敷市が直営している。倉敷市「公の施設管理運

営等方針（素案）」（平成１７年２月作成）によれば、同センターについては、「科学普及事業や学校教育との連携など、科学館が推進する核となるサービスは、「社会の学校」ともいわれる利潤を生まない活動が大半を占め、実体的な運営を経済性で押し量ることが難しいため、市による直営で運営していきます。」とされている。ただし、展示解説及び受付案内業務や夏休み企画展制作業務等については、民間業者に委託されている。

ここ最近、公民館、図書館・博物館等の社会教育施設については、指定管理者制度の導入が進んでおり、全科協ニュース Vol 40 . No. 1 「科学系博物館における指定管理者制度の導入状況について」によれば、科学系博物館の 20.9 パーセントで指定管理者制度が導入されているとのことである（平成 21 年 4 月 1 日現在のデータ）。

実際に相当数の科学系博物館で指定管理者制度が導入されている現状や当センターでも企画の一部が民間業者に委託されている状況等を考えれば、前記の倉敷市「公の施設管理運営等方針（素案）」（平成 17 年 2 月作成）で示された直営の理由は、現在では説得力に乏しく、これだけで指定管理者制度導入を否定する理由とするのは難しいのではないかと考えられる。

そこで、当センターについては、民間の活力・柔軟な発想・機動性等を導入し、もって、施設運営の効率化を図るとともに、市民サービスの向上も図るため、早急に指定管理者制度の導入を検討すべきと考える。

また、当センターに指定管理者制度を導入しても、前記の設置目的を阻害するとは考えられないし、かえって民間の視点を通じた運営や企画の立案等によりかかる目的を実現することが期待できるものといえる。とりわけ当センターでは、前記のとおり、展示解説及び受付案内業務や夏休み企画展制作業務等について民間業者に委託している実績もあり、概ね市民の評価も良好である以上、指定管理制度の全面的な導入も可能であると考ええる。

全体の施設であるライフパーク倉敷については、これまでの包括外部監査でも、指定管理者制度導入の是非が検討されており、平成 17 年度の包括外部監査報告書において、「指定管理者制度のメリット、デメリットを前向きに検討し、早期に将来の指定管理者制度採用の可能性を考慮した中長期計画を作成することが望まれる。」と意見が付され、平成 21 年度の包括外部監

査報告書においても、「管理運営については、早急に指定管理者制度の導入を図るべきであり、かつ、その場合、指定管理者の選定は公募によるべきである。」と意見が付されているところである。このように当センターを含めたライフパーク倉敷に指定管理者制度を導入することは、従前の包括外部監査でも繰り返し述べられていることである。

したがって、当センターには指定管理者制度を導入することが適切である
と考える。

(5) その他

① 金銭出納管理

売上金管理及び材料代管理について上記の意見がある。

② 行政財産管理

科学センターの備品等の管理状況を質問したところ、指摘すべき事項は識別されなかった。

③ 人事労務管理

科学センターから提示された出勤記録とシフト表を比較したところ両者は整合しており、勤務実態について指摘すべき事項は識別されなかった。

1 3 資料館

1 施設概要

(1) 施設一覧

倉敷市では市民が気軽に文化財に接することができるよう市内各地に資料館を設置しており、いずれも無料で観覧できる。

① 倉敷市歴史民俗資料館

展示内容	幕末から現在までの教科書 昔の学校で使われたもの 竹製ものさし・クレヨンなど 犬飼松窓著「孫子活説」版木（市指定重要文化財）
条例	倉敷市歴史民族資料館条例 （昭和56年3月25日）
所在	西中新田669
設置年月	昭和56年6月
延床面積	307㎡
指定管理者	社団法人倉敷市シルバー人材センター
開館時間	午前9時～午後4時30分 （4月1日～11月30日） 午前10時～午後3時 （12月1日～3月31日）
休館日	毎週月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 福田歴史民俗資料館

展示内容	倉敷市福田町の干拓地を中心とした歴史・民俗資料
条例	倉敷市歴史民族資料館条例 （昭和56年3月25日）

所在	福田町古新田 1 2 0 9 - 1
設置年月	昭和 6 2 年 4 月
延床面積	9 7 . 4 7 m ²
指定管理者	倉敷市福田歴史民俗資料館管理委員会
開館時間	午前 9 時～午後 4 時 3 0 分 (4 月 1 日～ 1 1 月 3 0 日) 午前 9 時～午後 2 時 (1 2 月 1 日～ 3 月 3 1 日)
休館日	毎週月曜日、年末年始 (1 2 月 2 9 日～ 1 月 3 日)、 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 真備歴史民俗資料館

展示内容	真備地区の遺跡出土品やひと昔前の農具・生活用具
条例	倉敷市歴史民族資料館条例 (昭和 5 6 年 3 月 2 5 日)
所在	真備町箭田 4 7 - 1
設置年月	平成 1 4 年 3 月
延床面積	3 7 8 . 7 4 m ²
指定管理者	—
開館時間	午前 1 0 時～午後 6 時 (平日の木曜日のみ、午前 1 0 時～午後 7 時)
休館日	年末年始 (1 2 月 2 9 日～ 1 月 4 日) 及び真備図書館 の休館日

④ 磯崎眠亀記念館

展示内容	錦莞筵 (きんかんえん) やその復元織機をはじめ、磯崎眠亀に関わる諸資料
条例	倉敷市立磯崎眠亀記念館条例 (昭和 6 3 年 3 月 1 8 日)
所在	茶屋町 1 9 5
設置年月	昭和 6 3 年 4 月

延床面積	257.26㎡
指定管理者	磯崎眠亀顕彰会
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	毎週月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、 国民の祝日に関する法律に規定する休日

⑤ 真備ふるさと歴史館

展示内容	江戸時代の真備地区 岡田藩支配時代の古文書 横溝正史関連資料
条例	倉敷市真備ふるさと歴史館条例 (平成17年7月27日)
所在	真備町岡田610
設置年月	平成6年7月
延床面積	212.51㎡
指定管理者	岡田藩史研究会
開館時間	午前10時～午後4時
休館日	毎週月、木、金曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、 国民の祝日に関する法律に規定する休日

⑥ 旧柚木家住宅（西爽亭）

構造	江戸中期の庄屋建築の遺構
条例	倉敷市旧柚木家住宅条例（平成10年9月25日）
所在	玉島3丁目8-25
設置年月	平成10年11月
指定管理者	玉島商工会議所
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	毎週月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、 国民の祝日に関する法律に規定する休日

⑦ まきび記念館

展示内容	吉備真備の関係資料
条例	倉敷市まきび記念館条例（平成17年7月27日）
所在	真備町箭田3652-1
設置年月	昭和63年11月
指定管理者	吉備真備顕彰会
開館時間	午前10時～午後4時
休館日	毎週月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、 国民の祝日に関する法律に規定する休日

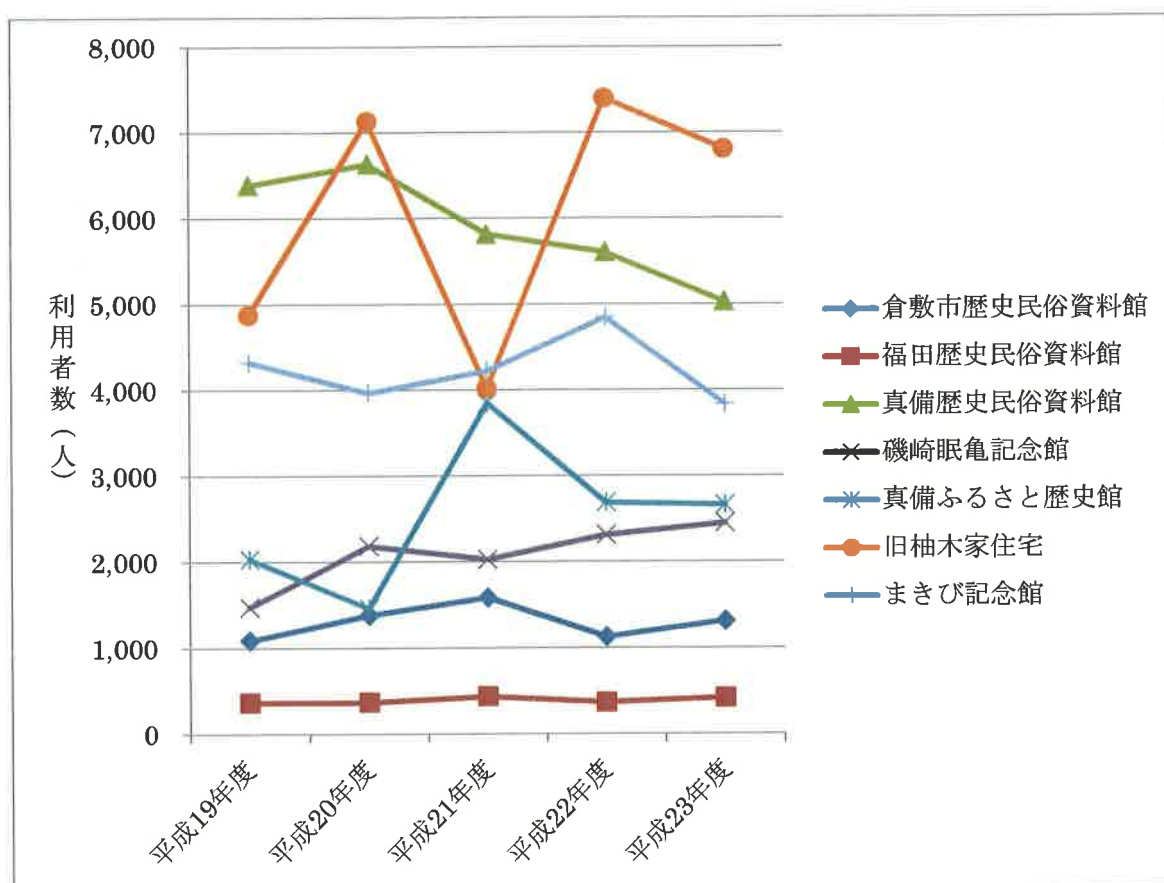
（まきび記念館）



2 利用状況

(1) 利用者数

各記念館における最近5年間の各年度の事業ごとの利用者数は次のグラフのとおりであり、記念館により推移状況は異なっている。



3 実施した手続

(1) ヒアリング調査

(2) 現場調査：平成24年9月14日（まきび記念館）

(3) 資料精査

4 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者の評価方法

各資料館の指定管理者の評価方法について指摘すべき事項はない。

指定管理者に対しては、毎期、生涯学習部文化財保護課によりチェックリストに基づく評価が行われており、あわせて指定管理者評価結果書が作成されている。

① チェックリストによる評価

平成23年度版のチェックリストのチェック項目は以下のとおりであり、さまざまな観点からの検討が実施されている(市の指定管理者制度適用施設について共通のチェックリストであるため、資料館には該当のないチェック項目も含まれている)。

(ア)施設の運用全般

指定の取消事由非該当、経営状況、帳簿の整備、利用料金、管理運営基準の遵守、利用許可、市との連絡、再委託等、施設利用案内と利用者のニーズ把握等、雇用関係等、地域貢献等

(イ)安全管理等の状況

管理運営体制、許認可等、研修体制、市との連絡、再委託等、警備体制、防犯体制、救急体制、衛生管理

(ウ)個人情報保護規定等の遵守

(エ)設備備品の維持管理状況等

施設等の維持管理、備品等の維持管理、施設等の清掃

各資料館のチェック結果はS(高レベルで実施)、A(不適切な事実なし)、B(一部不適切だが改善済み)、C(一部不適切だが近日中に改善見込み)、D(改善指示に未対応または改善見込みなし)の5段階評価である。

まきび記念館の現地調査の結果、特段チェックリストの評価結果と矛盾する事実は識別されなかった。

② 指定管理者評価結果書による評価

指定管理者評価結果書に記載された各資料館の総合評価の評点の推移は以下のとおりである。

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
倉敷市歴史民俗資料館	A	A	B	A
福田歴史民俗資料館	A	A	A	A
磯崎眠亀記念館	S	A	A	S
真備ふるさと歴史館	B	A	B	A
旧柚木家住宅（西爽亭）	S	B	A	A
まきび記念館	A	A	A	B

評価結果書では評価基準についての具体的な説明は明らかにされていないが、総合評価結果の文章の記載ぶりとあわせて考えると各年度ごとの状況に応じて評価されていると認められる。

（２）金銭出納管理

まきび記念館の指定管理者の金銭出納管理について指摘すべき事項はない。

現場調査を実施したまきび記念館において指定管理者の管理する金銭出納帳を閲覧した範囲では、現金違算や記録漏れなどの特段の不備はなかった。

1 4 伝統美観地区修景事業

1 概要

(1) 事業目的

伝統美観地区修景事業は、第六次総合計画における「魅力的で風格のある景観の形成を推進する」施策を推進する事業の1つとして位置づけられている。具体的には倉敷市伝統美観保存条例（昭和43年9月30日）に基づいて行われる事業であり、伝統美観保存地区内の建造物等について、住民の理解と協力を得ながら適切な修理修景を行い、本市固有の歴史的な伝統美観を保存することを目的とする。伝統的美観保存地区内の建造物の管理、修理、修景等に関する経費については、その一部を市が補助する。

(2) 事業内容

倉敷市伝統美観保存計画（昭和44年11月1日）では建造物の保存基準及び補助の基準について次のように定められている。

① 建造物の保存整備

(ア) 伝統的美観地区の歴史的景観と調和するよう、適切な修理及び修景を実施する。以下の基準に従って維持に努める。

屋根：日本瓦

軒：しっくい、化粧野地、垂木

壁：しっくい、なまこ壁、腰板

建具：木製建具又はこれに類する物

塀：日本瓦、外部しっくい、外装木材

屋外広告物：看板又はこれに類する物で、建築物及び周囲に調和したもの

(イ) 現存する大正時代以前に建築された洋風建築物の修繕、模様替え又は色彩の変更については、通常望見できる外観について、原則として、各々固有の様式及び材料で修景整備を行う。

② 経費の補助

- (ア) 倉敷市伝統美観保存条例に基づき、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え等を行う場合については、①（ア）の基準により修理又は修景をした外観部分に要する経費及び既存の塀の修繕又は模様替えに要する経費の10分の6以内の額とし、400万円を限度額とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、倉敷市伝統的建造物群保存審議会の意見を聴いて、当該限度額を超えて補助することができる。
- (イ) 建築物と一体をなし、地区環境を保存するため必要と認められる屋外広告物の整備又は設置を行う場合については、所要の経費の10分の6以内の額とし、50万円を限度額とする。
- (ウ) ①（イ）に記載した洋風建築物の外観部分の修景整備については、所要の経費の10分の6以内の額とし、400万円を限度額とする。

(3) 事業実績

	当初予算額	実績額	差異
平成23年度	24,000 千円	28,000 千円	△4,000 千円

2 実施した手続

- (1) ヒアリング調査
- (2) 資料精査

3 監査の結果及び意見

補助金の交付手続について指摘すべき事項はない。

平成23年度に交付した補助金のうち倉敷物語館周辺再生整備事業にかかる建物の修理修景に対する補助計4件について補助金の決定及び補助金等の額の確定手続について倉敷市補助金等交付規則（昭和43年4月22日）に従って行われているかについて関連証憑に基づき検討した。

① 補助金等の決定

申請者からは申請書、事業計画書、事業に係る収支予算書、見積書、設計図

面が提出されており、市からは補助金交付決定通知書が発行されている。

申請者から提出された書類については、補助事業との適合を十分判断できるものであった。

②補助金等の額の確定

申請者からは契約書（写）、工事完了届（添付資料：請求書及び施工前後の写真）、補助事業実績報告書（添付資料：事業成果書、収支精算書）が提出され、伝統美観保存事業補助金の額の確定通知書が発行されている。

申請者から提出された書類は、申請内容との適合を十分判断できるものであった。

以上より、倉敷物語館周辺再生整備事業にかかる建物の修景に対する補助計4件に関する交付の決定及び補助金額の確定手続について、倉敷市補助金等交付規則との不適合は発見されなかった。